

神戸市営住宅 入居申込案内書

定 時 募 集

(一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅)



募 集 期 間

令和8年8月1日(土) ～ 令和8年8月10日(月)

(市営住宅募集系の営業日時は裏表紙を参照、8/1～2、8～9はお休みです。)

【インターネット（e-KOBE【神戸市スマート申請システム】）での申込み】

- ・e-KOBE に掲載する申込みフォームに必要事項を入力のうえ申込
んでください。
- ・申込みフォームは8月1日(土)から8月10日(月)まで掲載します。
- ・e-KOBE は事前に利用者登録が必要です。
- ・結果通知用の切手が不要です。

※詳細は124ページをご覧ください。



【郵送での申込み】

- ・8月10日(月)までの消印があり、
かつ8月13日(木)までに指定の私書箱に届いたものに限り受付します。
- ・結果通知用の切手を貼った申込書のみを、所定の封筒に封入し、送付してください。

※申し込み後の変更、取下げはできません。

※各種類（一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅）1世帯1住宅ずつお申込みができます。

なお、申込者・同居親族に関わらず、同じ方が同じ種類の住宅で複数のお申込みを行った場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となりますので、ご注意ください。

神 戸 市 建 築 住 宅 局
(一 財) 神 戸 住 環 境 整 備 公 社

も く じ

神戸市営住宅入居者募集のご案内	1
申込資格(共通)	2
公営住宅に入居中の方の申込資格	4
申込みが可能な世帯構成の範囲	6
政令月収額の計算方法	8
収入基準早見表	12
裁量階層世帯	13
お申込みにあたっての注意事項	14
資格審査	15
よくある質問	16
入居手続き・入居にあたっての注意事項	17
入居後の管理業務について	18
修繕について	19
家賃について	20
要告知住宅・改良住宅について	21
募集住宅一覧の見方	22
定時募集入居申込みのご案内（一般住宅・特定目的住宅）	23
申込書の書き方（一般住宅・特定目的住宅）	24
抽選方法について（一般住宅・特定目的住宅）	28
抽選倍率優遇制度について（一般住宅）	30
特定目的住宅の申込資格	32
一般住宅、特定目的住宅のお申込みからご入居まで	39
募集住宅一覧（一般住宅）	41～70
東灘区	42
中央区	46
長田区	53
垂水区	59
西 区	70
灘 区	44
兵庫区	50
須磨区	57
北 区	64
募集住宅一覧（特定目的住宅）	71～89
シルバーハイツ	72
高齢者世帯向住宅	77
母子・父子世帯向住宅	79
障害者世帯向住宅	82
車椅子常用者世帯向住宅	84
身体障害者世帯向住宅	85
若年・子育て世帯向住宅	86
子育て世帯向期限付き住宅	88
一般世帯向期限付き入居住宅	89
ポイント方式のご案内	91
ポイント方式申込書の書き方	92
収入金額の記入について	100
住宅困窮度配点表	101
ポイント方式のお申込みにあたっての注意事項	104
よくある質問	105
ポイント方式のお申し込みからご入居まで	106
2次審査時に必要な書類の例	107
募集住宅一覧（ポイント方式住宅）	109～121
令和8年8月定時募集「未申込住戸再募集」のご案内	122
常時募集のお申込みからご入居まで	123
インターネット（e-KOBE【神戸市スマート申請システム】）での申込み	124
神戸市営住宅の募集以外の各種ご案内	133

神戸市営住宅入居者募集のご案内（令和8年度）

■定時募集

対 象	募 集 種 類	募 集 期 間 (予 定)	申 込 方 法	募 集 住 戸	入居時期 (予 定)
一般世帯	一般住宅	春 5月1日 ～5月8日 夏 8月1日 ～8月10日 (今回の募集です) 秋 11月1日 ～11月9日 冬 2月1日 ～2月8日	白色の 「 <u>一般住宅・ 特定目的住宅 入居申込書</u> 」を 郵送 または インターネット (e-KOBE) での申込み	全区の空家住戸 のうち 「 <u>入居申込案内書</u> 」 に掲載されている 住戸	申込みから 4～5ヶ月後
特定世帯	特定目的住宅 ・シルバーハイツ ・コレクティブハウジング ・高齢者世帯向住宅 ・母子・父子世帯向住宅 ・障害者世帯向住宅 ・車椅子常用者世帯向住宅 ・身体障害者世帯向住宅 ・若年・子育て世帯向住宅 ・子育て世帯向期限付き 入居住宅 ・多子世帯向住宅 ・ペット飼育可能住宅 ・多世代近居住宅 ・一般世帯向期限付き 入居住宅				
一般世帯	〈ポイント方式〉 一般住宅	市営住宅募集係 の営業日時は 裏表紙を参照	緑色の 「 <u>ポイント方式 住宅入居申込書</u> 」 を郵送 または インターネット (e-KOBE) での申込み		

■常時募集、未申込住戸再募集

対 象	募 集 種 類	募集時期	未申込住戸再募集 受付初日(予定)	申 込 方 法	募 集 住 戸	入居時期 (予 定)
一般世帯	一般住宅	常 時	6月下旬 9月下旬 12月下旬 3月下旬	各定時募集の 「 <u>入居申込案内書</u> 」 をご覧ください	定時募集で申込み のなかった住戸	申込みから 2～3ヶ月後
特定世帯	特定目的住宅					

※募集住戸は神戸住環境整備公社ホームページにてご確認ください。

申 込 資 格

1 一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅の申込資格（共通）

（基準日）令和8年8月10日現在の家族構成と収入を原則とします。

※ 申込資格に記載されている対象年齢は、令和8年8月10日現在の満年齢です。

神戸市営住宅にお申込みいただくには、申込世帯が、次の[1]～[5]までの全ての項目にあてはまっていることが必要となります。

※ ただし、福島復興再生特別措置法第40条に該当する世帯については、次の[4][5]の項目にあてはまっていることが入居における必要条件となります。又、子ども・被災者支援法に該当する世帯については、居住地域の条件等において必要条件が異なりますのでお問い合わせください。

[1] 居住地域の条件

- (1) 令和8年8月10日現在、神戸市内にお住まいの世帯（原則、現住所に住民登録をしている世帯）又は勤務先がある世帯（1日6時間、週5日以上（又は1週30時間以上）勤務が条件となります）
- (2) 阪神・淡路大震災により、神戸市内で居住されていた住居が被災し、市外にお住まいの世帯（り災証明書で確認できる世帯）
- (3) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定される方で、療養所入所前に神戸市内に住まっていた世帯（以下「ハンセン病療養所入所者等」といいます）

[2] 世帯構成の条件

- (1) 申込者と同居親族（※）からなる2人以上の世帯（現在の世帯を不自然に分割したお申込みは出来ません。胎児は申込人数に含みません。）

※ 同居親族・・・現に同居し、又は同居しようとする申込者の配偶者（内縁、婚約者を含む）及びライフパートナー等、ならびにそれぞれの3親等内の親族。
詳細は6ページ参照

- (2) 次のいずれかの条件にあてはまる単身世帯

- ① 60歳以上の方
- ② 1級～4級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ③ 1級～3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ A～B2判定の療育手帳をお持ちの方
- ⑤ DV（配偶者等からの暴力）被害者
- ⑥ 生活保護受給者（申請中は不可）
- ⑦ その他（戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等、難病患者等）

【注意】※ 未成年の方は単身でのお申込みはできません。

※ 離婚予定の方は鍵渡しまでに離婚が成立している方に限ります。

※ 婚約中の方は鍵渡しまでに入籍している方に限ります。

※ 内縁関係にある場合は、住民票で「未届の夫」又は「未届の妻」となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる世帯に限ります。

※ 婚姻によらないで父、又は母となった方は、18歳以上の方に限ります。

※ ライフパートナー等の関係にある場合は、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書又は兵庫県パートナーシップ制度届出書記載内容証明書で確認できる世帯に限ります。

※ DV被害者とは、配偶者等からの暴力を受けた被害者で、次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当する方で、それぞれの証明書のある方をいいます。

（ア） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」といいます）第3条第3項第3号の規定による一時保護又は神戸市母子・婦人短期保護事業、配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護又は母子生活支援施設による保護を受けている方、もしくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。

- (イ) 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方。
- (ウ) 配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方、もしくは女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方。
- (「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。)

[3] 収入の条件

政令月収額が 158,000 円以下の世帯（計算方法は 8～11 ページ参照）
改良住宅にお申込みされる場合は 114,000 円以下の世帯

ただし、13 ページの表に該当する裁量階層世帯で、政令月収額が
 【一般市営住宅】 214,000 円以下、又は 259,000 円以下
 【改良住宅】 139,000 円以下、又は 158,000 円以下
 であればお申込みできます。(政令月収額により月額家賃が高くなります)

注：改良住宅とは住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準は一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。

[4] 住宅困窮理由の条件

現在、住宅に困窮している世帯で、次のいずれかの理由に該当する世帯

- ① 倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している。
- ② 災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる。
- ③ 他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である。
- ④ 住宅がないため、やむを得ず親族と別居している。
- ⑤ 部屋がせまい。(1人あたり 4.5 畳以下※1又は最低居住面積以下※2参照)
- ⑥ 正当な立退要求を受けているが立退き先がない。(自己の責めに帰する場合は除く)
- ⑦ 通勤に片道 1 時間半以上かかる。(電車等の待ち時間を除く)
- ⑧ 収入と比較して家賃が高すぎる。(生活保護受給者は除く)
- ⑨ 婚約しているが、住宅がないため結婚がのびている。
 (鍵渡しまでに、婚姻を証明する公的な書類を提出することが条件となります)
- ⑩ その他客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に
 非常に困っている。(騒音、日当り等生活環境による理由は該当しません)

※1 ⑤1人あたりの畳数の計算式 ⇒ (居住室の畳数＋流しを除いた台所の畳数－2) ÷ 居住人数

※2 最低居住面積水準について

現在の住宅が表の住戸専有面積以下の場合は、「住宅困窮理由の条件⑤部屋がせまい。」に該当します。

世帯人数	住戸専有面積	世帯人数	住戸専有面積
1人	25㎡以下	4人	50㎡以下
2人	29㎡以下	5人	56㎡以下
3人	39㎡以下	6人以上	66㎡以下

[5] 申込者本人、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと

神戸市では国の公営住宅における暴力団排除の基本方針をふまえ、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保、市営住宅制度への信頼確保のため、申込者本人、又は同居しようとする者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）である場合については、入居決定しないことといたします。次頁の「2 お申込みできない場合」、「3 公営住宅に入居中の方の申込資格」（該当する方のみ）もご覧ください。

2 お申込みできない場合

申込資格を満たしていても、次のいずれかにあてはまる方はお申込みできません。

- ① 単身世帯は、申込区分欄の「1人以上」、「単身向」の住宅しかお申込みできません。
「2人以上」の住宅は2人以上、「3人以上」の住宅は3人以上、「4人以上」の住宅は4人以上の世帯しかお申込みできません。ただし、令和8年8月10日現在、出生していない胎児は、人数に含みません。
- ② 入居後、住宅の改造を必要とする方
- ③ 団地内で円満な共同生活ができない方
- ④ 所得があるにもかかわらず、申告をしていない方
- ⑤ 以前市営住宅に入居しており、その市営住宅の未納の家賃又は家賃相当額の損害金がある方
- ⑥ 迷惑行為を行ったことにより市営住宅を明け渡した経歴があり、次の条件にあてはまる方
(迷惑行為を主として同居者が行っていたときは、その同居者を含む)
 - ・当該明け渡しの日から起算して10年を経過しない方
 - ・迷惑行為を行わないという規定を遵守する見込みがないと認められる方
- ⑦ 市営住宅の入居者が不正の行為によって入居した場合等の規定により請求を受けて、市営住宅を明け渡した方でその明け渡しの日から起算して3年を経過しない方
- ⑧ 市営住宅を他人に転貸又は譲渡したことにより、入居していた市営住宅を明け渡した方
- ⑨ 過去に市長の許可を受けずに市営住宅に入居又は同居していた方で、入居していた市営住宅を明け渡した方や、現在市長の許可を受けずに市営住宅に入居又は同居している方
- ⑩ 上記の⑤～⑨に規定する方を同居者としようとする方
- ⑪ 基準日に、3ページ[4]に記載されている住宅困窮理由に該当しない方、公営住宅の募集に当選し入居待ちの方
- ⑫ 以前、市営住宅の名義人または同居者であり、退去後も入居承継（名義変更）・異動報告等、必要な手続きをされていない方
- ⑬ 持ち家がある方（基準日時点で共有名義の方を含む、居住の有無は問いません）
ただし、次のいずれかにあてはまる場合は、お申込みできます。
 1. 現在、著しく老朽化している住宅にお住まいで、市営住宅入居後には解体される方
 2. 差押え・売却等により入居時期までに持家でなくなる方※ 鍵渡しまでに証明書類（売買契約書等）が提出できない場合は、ご入居できません。
 3. 現在、土砂災害特別警戒区域にお住まいの方
- ⑭ 犬猫等の動物を飼育している方。ただしペット飼育可能住宅（今回募集はありません）にはお申込みできます。

3 公営住宅に入居中の方の申込資格

現在、公営住宅（市営・県営）に入居している方は、原則としてお申込みできませんが、次の場合のみ、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅（期限付き入居者住宅を除く）へお申込みができます。ただし、2・3ページに記載の申込資格が必要です。

[1] 公営住宅入居後に生じた困窮理由（3ページ参照）が③・⑤・⑦・⑧・⑨・⑩のうちいずれかに当てはまる場合

（困窮理由⑤「部屋がせまい」でお申込みができるのは、公営住宅に入居後に世帯人数が増えて1人あたり4.5畳以下又は最低居住面積水準以下になった場合に限りです。）
（困窮理由⑧「収入と比較して家賃が高すぎる」でお申込みができるのは、収入が減りシティハイツから一般住宅に申込みする場合などに限られます。）

[2] 多世代の近居（介護又は被介護のためどちらかの世帯と同区内に居住すること）を理由にお申込みをされる場合

ただし、次の条件を全て満たす方に限りです。お申込みができる住宅は、住んでおられる世帯と同一の区の住宅に限りです。（すでに同じ区に住んでいる場合は不可）

- ① 被介護世帯（単身を含む）の全員が次のいずれかに該当しており、かつ住所を同一とする別世帯がないこと。
 - （ア）65歳以上の方
 - （イ）身体障害者手帳の交付を受け、その障害が1級～4級の方
精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害が1級～2級の方
療育手帳の交付を受け、A又はB1判定の方
難病患者であり、地域相談支援受給者証、障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている方、又は医師による診断書を提出することができる方
- ② 介護世帯は、被介護世帯から見た3親等内の親族と、その方から見た3親等内の親族からなる世帯であること。（単身世帯も可）
- ③ 申込みをする市営住宅の所在する区内にもう一方の世帯が1年以上居住していること。
住民票等で確認できることが条件となります。

[3] 次の条件を満たす場合は、特定目的住宅へお申込みができます。

ただし、現在すでに公営住宅の下記の申込可能住宅やそれらと同等の住宅に入居されていて、他に困窮理由がない場合にはお申込みできません。

※ 建設年度が平成7年度以降の一般住宅に住んでいる方は、障害者世帯向住宅・高齢者世帯向住宅にはお申込みできません。

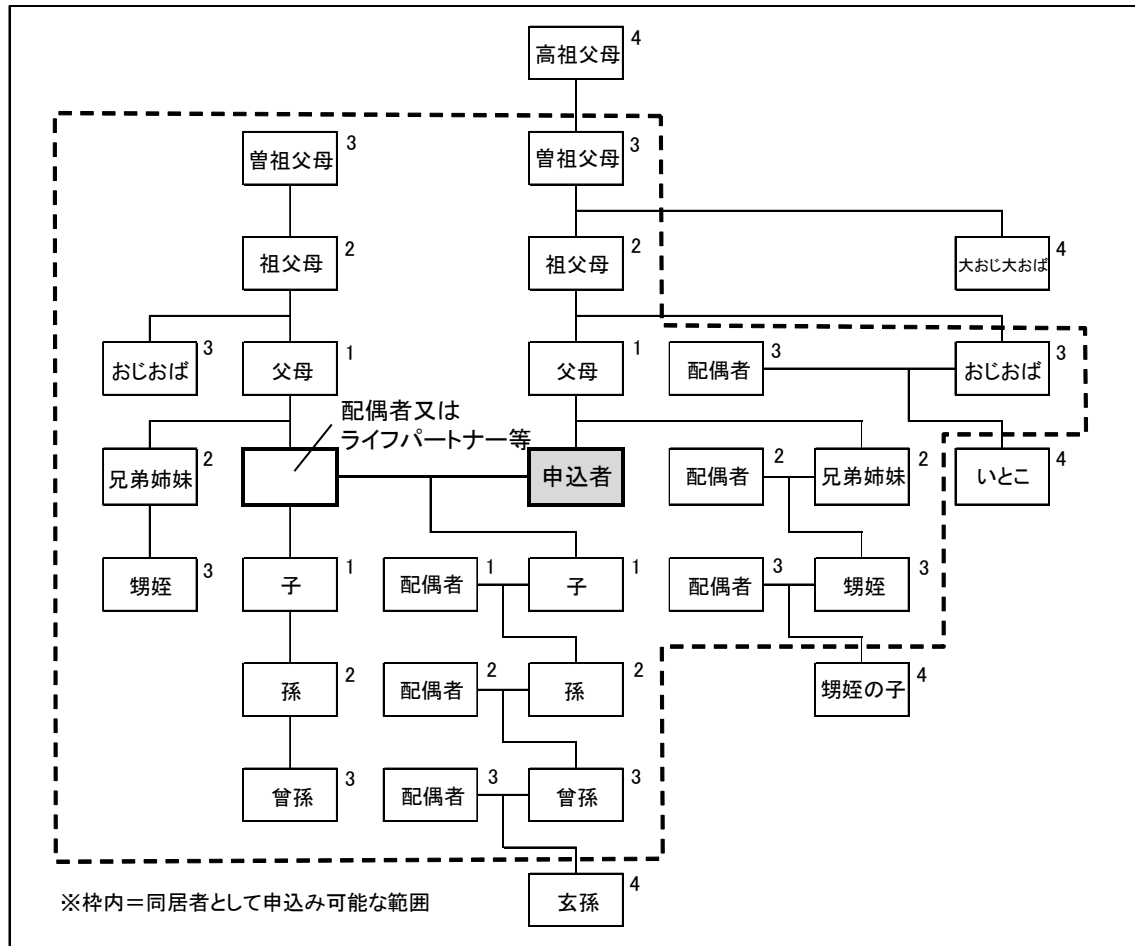
基本条件	付加条件	申込可能住宅
65歳以上の単身世帯	特になし	シルバーハイツ単身向住宅 高齢者世帯向住宅(単身可)
65歳以上の方とその3親等内の親族からなる世帯	特になし	高齢者世帯向住宅
65歳以上の方とその3親等内の親族で、付加条件のいずれかに該当する方のみからなる世帯	①配偶者(内縁、婚約者を含む) ②ライフパートナー等 ③中度以上の障害者等(難病患者を含む) ④65歳以上の方	高齢者世帯向住宅 シルバーハイツ世帯向住宅
中度以上の障害者等（難病患者を含む）がいる世帯	特になし	障害者世帯向住宅
中度以上の身体障害者がいる世帯	特になし	身体障害者世帯向住宅
車椅子常用者かつ重度の身体障害者がいる世帯	特になし	車椅子常用者世帯向住宅

- [4] 現在、公営住宅のエレベータのない一般住宅に入居中の方で、中度以上の身体障害者の方がいる場合は、エレベータのある一般住宅へのお申込みができます。
- [5] 現在、エレベータのある公営住宅（建設年度が平成7年度以降の住宅を除く）に入居中の方で、中度以上の身体障害者の方がおられ、入居中の住宅の段差により生活が困難であるとの医師の診断書が提出できる場合は、建設年度が平成7年度以降の一般住宅へのお申込みができます。
- [6] 現在、公営住宅の子育て世帯向期限付き入居住宅・一般世帯向期限付き入居住宅に入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅（期限付き入居住宅を除く。）へお申込みができます。
- [7] 現在、公営住宅の借上住宅に入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申込みができます。ただし、神戸市が買取りを実施する借上住宅に入居中の方は、原則としてお申込みできません。
- [8] 現在、建替や廃止が予定されている公営住宅に入居中の方の内、明らかに移転が必要な方（神戸市営住宅の場合、「市営住宅マネジメント計画」に基づく事業着手の説明会が開催され、現在お住まいの市営住宅からの移転が必要となった方）は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申込みができます。

申込が可能な世帯構成の範囲

1. 申込者とその3親等内の親族

(※ 右上の数字は申込者から見た親等数)



「ライフパートナー等」は、

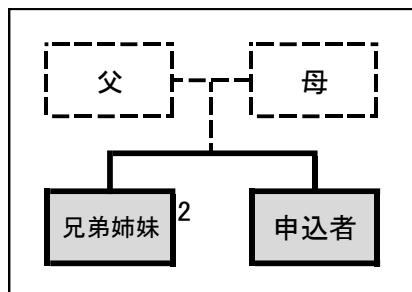
- ・ライフパートナー宣誓書記載内容証明書 又は
 - ・兵庫県パートナーシップ制度届出書記載内容証明書
- で確認できる世帯に限ります。

2. 申込み可能な世帯構成の例

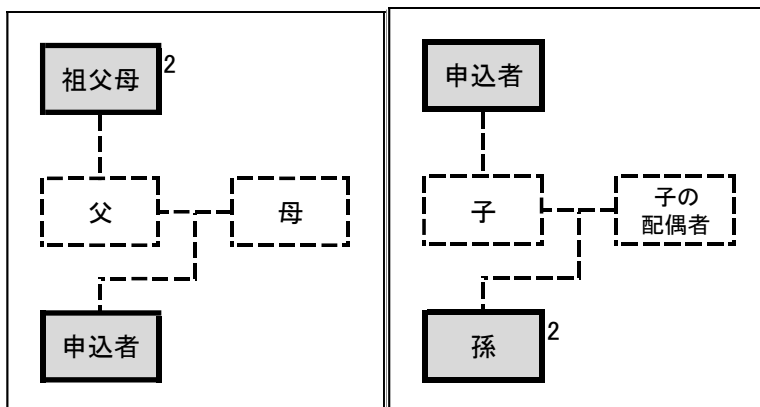
「親子」「夫婦」の世帯構成でなくても申込み可能。

(※ 太枠内の世帯構成での申込み、右上の数字は申込者から見た親等数)

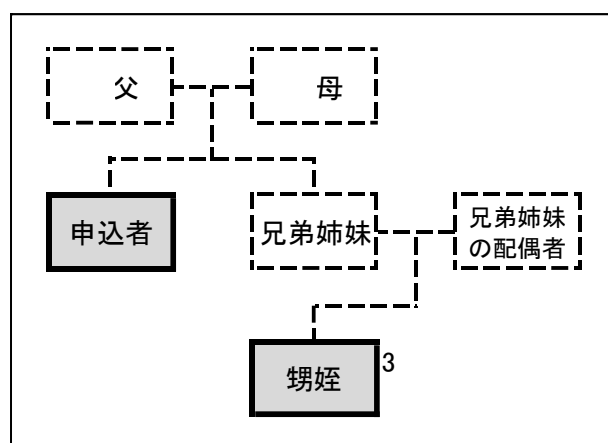
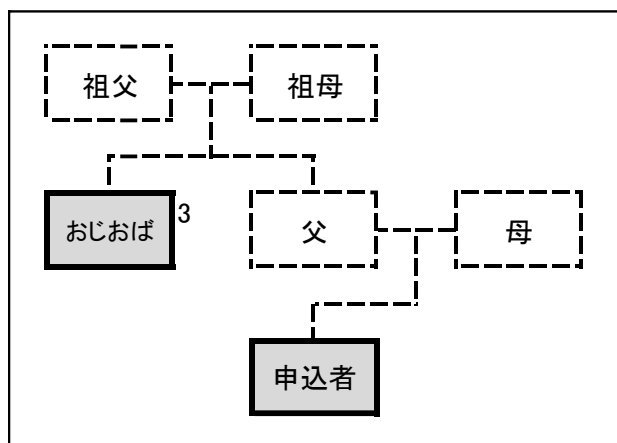
①兄弟姉妹



②祖父母と孫



③おじおばと甥姪



注 意

※申込時点の家族構成を原則とします。配偶者や同居親族を不自然に分割してのお申込みはできません。

※未成年の方を名義人とするお申込みはできません。

【お申込みができない例】

- ・夫婦の別居
- ・同居中の未成年の子との別居
- ・同居中の未成年の兄弟との別居
- ・申込者から4親等以上離れた親族との申込み
- ・同居する予定のない親族との申込み

政令月収額の計算方法

(申込書に政令月収額記入欄はありません。)

1 政令月収額は次の順序で計算してください。

〔 計算の順序 〕

- (1) 収入の種類別（給与・事業・年金）に所得金額を計算
- (2) 各自の総所得金額を計算
- (3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算
- (4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き 12 ヶ月で割って政令月収額を計算

(1)種類別所得金額の計算

① 給与所得金額

- ア. 令和6年12月31日以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和7年分源泉徴収票の支払金額（税込み）を、10ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。
- イ. 令和7年1月1日以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の支払金額は次のように計算し、10ページ計算表の算出式にあてはめて計算します。
- (a) 採用後1年以上の方
採用月の翌月（2ヶ月目の給与）から12ヶ月分の合計額を支払金額として計算します。
- (b) 採用後1年未満の方
1年間の支払金額を次の通り推定します。
 $(働いた期間の総収入 \div 働いた期間の月数) \times 12 \text{ ヶ月} + \text{ボーナス}$
※ 採用月の給与（初月給与）は除いて計算してください

② 事業所得金額

- ア. 令和6年12月31日以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和7年分の収入金額から必要経費を除いた金額が総所得金額となります。
- イ. 令和7年1月1日以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算してください。
- (a) 開業後1年以上の方
開業した月の翌月（2ヶ月目）から12ヶ月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた額が事業所得金額となります。
- (b) 開業後1年未満の方
1年間の事業所得金額を次の通り推定します。
 $(営業した期間の総収入 - \text{必要経費合計}) \div \text{営業した期間の月数} \times 12 \text{ ヶ月}$
※ 開業した月（初月）は除いて計算してください

③ 年金所得金額（雑所得金額）

年金所得の方は、年間総支給額〔令和7年分〕を10ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

(2) 各自の総所得金額を計算

総所得金額＝給与所得＋事業所得＋年金所得＋不動産所得＋利子所得＋配当所得
(各自の総所得金額を計算してください)

(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額

(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き 12 ヶ月で割って政令月収額を計算

世帯の総所得金額	-	控除額合計金額	} ÷ 12 =	政令月収額



11 ページの「控除額一覧表」を参照して合計額を計算してください。

控 除 対 象	控 除 額		
1. 同 居 親 族	38万円×	人＝	円
2. 同居しない扶養親族	38万円×	人＝	円
3. 老 人 扶 養 親 族	10万円×	人＝	円
4. 特 別 扶 養 親 族	25万円×	人＝	円
5-① 特 別 障 害 者	40万円×	人＝	円
5-② 障 害 者	27万円×	人＝	円
6. 寡 婦	27万円×	人＝	円
7. ひ と り 親	35万円×	人＝	円
8. 給 与 所 得 者	10万円×	人＝	円
9. 公的年金等所得者	10万円×	人＝	円
控 除 額 の 合 計			円

※ 入居申込書の「収入・所得」欄には、給与所得の方は(1)の①の支払金額(税込み)を、年金所得の方は(1)の③の年間総支給額を記入してください。

※ 給与または年金の所得金額がそれぞれ 10 万円未満の場合は、その金額を控除してください。

2 所得計算表

(1) 給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額(1年間に受け取った給与・ボーナスの税込みの合計額)の区分により給与所得金額を計算してください。

支 払 金 額		給与所得金額の算出式	
651,000 円未満		給与所得金額＝「0」円	
651,000 円以上～1,900,000 円未満		支払金額－650,000 円＝給与所得金額	
1,900,000 円以上 ┌ 3,600,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 ア. 支払金額÷4,000 円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。 イ. 上の「ア」で算出した数値に 4,000 円を掛ける。 ウ. 次に「イ」で算出した金額を右の算出式にあてはめてください。	左のとおりの端数整理 した支払金額	} ×0.7－80,000 円＝給与所得金額
3,600,000 円以上 ┌ 6,600,000 円未満		左のとおりの端数整理 した支払金額	
6,600,000 円以上 ～ 8,500,000 円以下		支払金額×0.9 －1,100,000 円＝給与所得金額	

(2) 年金所得(雑所得)計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額(1年間に受け取った年金の税込みの金額)の区分により年金所得(雑所得)金額を計算してください。

	収 入 金 額	年金所得(雑所得)金額の算出式
65 歳 以上 の 方	1,100,000 円以下	年金所得(雑所得)金額＝「0」円
	1,100,001 円以上～3,300,000 円未満	収入金額 －1,100,000 円＝年金所得(雑所得)金額
	3,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額 $\times 0.75 - 275,000 \text{ 円} = \text{年金所得(雑所得)金額}$
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額 $\times 0.85 - 685,000 \text{ 円} = \text{年金所得(雑所得)金額}$
65 歳 未 満 の 方	600,000 円以下	年金所得(雑所得)金額＝「0」円
	600,001 円以上～1,300,000 円未満	収入金額 －600,000 円＝年金所得(雑所得)金額
	1,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額 $\times 0.75 - 275,000 \text{ 円} = \text{年金所得(雑所得)金額}$
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額 $\times 0.85 - 685,000 \text{ 円} = \text{年金所得(雑所得)金額}$

3 控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。
 (2) 2・3・5～7の控除は、原則として所得税法上認定されている方に限ります。
 (3) 4の控除は、公営住宅法施行令第1条第3号二に規定する扶養親族の方をいい、所得税法上の「特定扶養親族」とは異なります。
 (4) 年齢は、令和8年8月10日現在の満年齢です。

控 除 対 象		範 囲	控除額
1. 同 居 親 族		申込住宅に同居する申込本人以外の方	38万円
2. 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
特 別 控 除 対 象 者	3. 老 人 扶 養 親 族		10万円
	4. 特 別 扶 養 親 族		25万円
	5. 障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方(申込者又は上記1・2の対象者) (1) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（これに該当する方は全て特別障害者） (2) 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された方（このうち、重度の知的障害者と判定された方は特別障害者） (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級の方は特別障害者） (4) 身体障害者手帳の交付を受けている方（1級又は2級の方は特別障害者） (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者) (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方（これに該当する方は全て特別障害者） (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方（これに該当する方は全て特別障害者） (8) 年齢65歳以上で、その障害の程度が上記の(1)(2)又は(4)に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている方((1)(2)又は(4)の特別障害者と同程度の障害のある方は特別障害者)	40万円 ②とは重複して控除することはできません。
		②障害者	27万円 ①とは重複して控除することはできません。
	6. 寡 婦		27万円
	7. ひ と り 親		35万円
	8. 給 与 所 得 者		10万円
	9. 公的年金等所得者		1～7と重複して控除することができます。

- ※ 控除額は該当者1人についての額（年間）です。
 ※ 寡婦控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
 ※ ひとり親控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
 ※ 給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
 (注意) 今後、国の制度の見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。

収入基準早見表（一般住宅）

（下記の表は、所得のある方がひとりで、特別控除対象者がいない世帯が対象です）

※ 裁量階層世帯については、13 ページ《裁量階層世帯》参照

上段は、政令月収額が 158,000 円以下

中段は、裁量階層該当世帯区分〔1〕～〔7〕の 政令月収額が 214,000 円以下、

下段は、裁量階層該当世帯区分〔8〕～〔9〕の 政令月収額が 259,000 円以下。

区 分			入居家族数及び入居しない扶養親族数（申込本人を含む）				
			単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得の方	年間総収入金額 （税込み金額）		2,967,999 円 以下	3,511,999 円 以下	3,995,999 円 以下	4,471,999 円 以下	4,947,999 円 以下
			3,887,999 円 以下	4,363,999 円 以下	4,835,999 円 以下	5,311,999 円 以下	5,787,999 円 以下
				5,035,999 円 以下	5,511,999 円 以下	5,987,999 円 以下	6,463,999 円 以下
事業所得の方	年間総所得金額		1,896,011 円 以下	2,276,011 円 以下	2,656,011 円 以下	3,036,011 円 以下	3,416,011 円 以下
			2,568,011 円 以下	2,948,011 円 以下	3,328,011 円 以下	3,708,011 円 以下	4,088,011 円 以下
				3,488,011 円 以下	3,868,011 円 以下	4,248,011 円 以下	4,628,011 円 以下
年金所得の方	年間総収入金額（税込み金額）	65歳未満	3,028,015 円 以下	3,534,682 円 以下	4,041,349 円 以下	4,495,308 円 以下	4,942,367 円 以下
			3,924,015 円 以下	4,391,778 円 以下	4,838,837 円 以下	5,285,896 円 以下	5,732,955 円 以下
				5,027,072 円 以下	5,474,131 円 以下	5,921,190 円 以下	6,368,249 円 以下
		65歳以上	3,096,011 円 以下	3,534,682 円 以下	4,041,349 円 以下	4,495,308 円 以下	4,942,367 円 以下
			3,924,015 円 以下	4,391,778 円 以下	4,838,837 円 以下	5,285,896 円 以下	5,732,955 円 以下
				5,027,072 円 以下	5,474,131 円 以下	5,921,190 円 以下	6,368,249 円 以下

（注）※ 政令月収額が 123,000 円以上の世帯（所得の上昇が見込まれる世帯で単身者は除く）は、シティハイツ（特別市営住宅）もお申込みいただけます。シティハイツについては、各管理センターにお問い合わせください。

※ 改良住宅に申込みされる方の上限額を確認されたい場合は、お問い合わせください。

《 裁 量 階 層 世 帯 》

該当世帯区分	該 当 要 件	政 令 月 収 額	
		一般市営住宅	改良住宅
〔1〕 高齢者世帯	申込者が <u>60 歳以上の方</u> で、かつ入居する <u>全</u> <u>ての方が</u> 、60 歳以上か、18 歳未満である 世帯。 (年齢は、令和8年8月10日現在の満年齢)	214,000 円 以下	139,000 円 以下
〔2〕 障害者世帯	入居する方の中に、次の(1)～(3)のいず れか、もしくは複数お持ちの方がいる世帯。 (1) 1～4級の身体障害者手帳 (2) A又はB1 判定の療育手帳 (3) 1～2級の精神障害者保健福祉手帳		
〔3〕 戦 傷 病 者 世 帯	入居する方の中に、戦傷病者手帳の交付を受 けている方がいる世帯。		
〔4〕 原 子 爆 弾 被 爆 者 世 帯	入居する方の中に、原子爆弾被爆者援護に 関する厚生労働大臣の認定を受けている方 がいる世帯。		
〔5〕 海外からの 引揚者世帯	入居する方の中に、海外からの引揚者（厚 生労働大臣が発行する証明書を持する方） がいる世帯。 (引揚げ証明には、入居する方＝引揚者本 人の氏名が記載あるもの)		
〔6〕 ハンセン病 療養所入所 者等の世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金 の支給等に関する法律第2条に規定する、 ハンセン病療養所入所者等に該当する方が いる世帯。		
〔7〕 難 病 患 者 世 帯	入居する方の中に、障害者総合支援法にお ける難病等により、障害福祉サービス受給 者証等の交付を受けている方がいる世帯。		
〔8〕 子育て世帯	入居する方の中に、中学校（これに準ずる 学校を含む）を卒業するまでの子(平成23 年4月2日以降に生まれた方)がいる世 帯。	259,000 円 以下	158,000 円 以下
〔9〕 若 年 世 帯	夫婦（ <u>内縁</u> を含む）または <u>婚約者</u> の合計年齢 が70 歳以下の世帯。 下線部分は2ページ【注意】参照		

お申込みにあたっての注意事項

申込資格や申込住宅の条件・概要については十分確認のうえ、お申込みください。

1. お申込みは、1世帯1通に限ります。
2. 原則、お申込み後の住宅変更や同居親族等の変更はできません。
3. 申込書に虚偽や事実と異なる事項が記入されている場合は、「無効」となります。
4. 資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合は、「失格」となります。
5. 指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、「失格」となります。
6. 平成21年5月募集以降で当選又は補欠繰上となられた方については、それまでの落選回数の履歴がなくなり、落選回数に応じて受けられる優遇措置が一旦無くなります。
7. 世帯の人数によりお申込みできない住宅があります。〔4ページ、2-①参照〕
8. 障害者の方は、障害の程度が重度又は中度のどちらに該当するかを、次の表により判断してください。

手帳 程度	身体障害者手帳	療育手帳 (知的障害)	精神障害者 保健福祉手帳 (精神障害)	障害年金
重 度	1・2級	A	1級	1級
中 度	3・4級	B1	2級	2級

※難病患者の方の障害の程度は、中度に該当します。

9. 3回以上、当選後の入居辞退を繰り返される方は、住宅にお困りになっていない方と判断する場合があります。
10. 子育て世帯向期限付き入居住宅、一般世帯向期限付き入居住宅は、入居期間に限りのある住宅です。期間の満了日までに住宅を明け渡していただくことになります。〔36・38ページ参照〕
11. 家賃月額・募集戸数・入居予定時期等は見込みですので、変更になることがあります。
12. (今回募集の住宅に入居されても、) 将来の建替、廃止、大規模改修等にともない、他の市営住宅等への移転が必要になる場合があります。
また、大規模改修工事等の際には、騒音、振動、粉塵等が発生することがあります。
13. 申込書を鉛筆や消せるボールペン等で記入された場合は、受付できません。

一般住宅及び特定目的住宅とポイント方式住宅を同時に応募する場合は、申込専用封筒に「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書」(白)と「ポイント方式申込書」(緑)の2種類をあわせてお送りください。

申込専用封筒には 110円 切手 を必ず貼付けてください。

※ 申込専用封筒には「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書」「ポイント方式申込書」以外の書類は入れないでください。万一、同封されていても一切お返しはいたしません。

資 格 審 査

当選後、必要書類を提出していただき、資格審査を行います。資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合、指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、『失格』となります。

当選者に提出していただく主な書類

(1) 神戸市営住宅入居許可申請調書（神戸市所定の様式）

(2) 住民票

- ※ 原則、現住所と住民票記載の住所が一致しているもの
- ※ 入居しようとする者のみに分離した世帯のもの
- ※ 申込者の世帯全員の「続柄」の記載されたもの
- ※ 婚約申込みの場合は、両方の世帯全員のもの
- ※ 内縁関係の方は、「続柄」が未届の夫又は未届の妻となっているもの
- ※ 外国籍の方は「国籍・地域、世帯主との関係、中長期在留者・特別永住者等の区分」等が記載されたもの

(3) 市民税・県民税（所得）証明書

- ※ 申込者の世帯 18 歳以上全員のもの（18 歳以上で無収入の方、18 歳未満で収入のある方も必要です。）
- ※ 生活保護受給中の方は、福祉事務所長発行の「生活保護適用証明書」（世帯全員分）を市民税・県民税（所得）証明書に代えて提出してください。

(4) 実態調査書（神戸市所定の様式）

(5) 誓約書

- ※ 申込者本人及び同居しようとする方が神戸市営住宅条例を遵守すること、及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）でないことを誓約していただきます。なお、必要に応じ、誓約書に基づき、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。

(6) その他神戸市が指定する書類

(7) その他該当する方のみ必要な書類

- ※ 給与証明書、確定申告書（控）、公的年金等の源泉徴収票、戸籍謄本、障害者手帳等、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書、兵庫県パートナーシップ制度届出書記載内容証明書等

- ※ マイナンバー（個人番号）の申請により、上記（2）・（3）申請者の書類が省略できる場合があります。
- ※ 一旦提出いただいた審査書類は返却できません。（確定申告書（控）、障害者手帳等は除く）

よくある質問

募集に関する質問・疑問についてまとめました。

問 「市営住宅」って何？

答 住宅に困っている方に安い家賃で入居できるよう、国の補助を受けて市が整備した公営住宅が市営住宅です。お申込みをするには一定の条件があります。（申込資格2・3ページ参照）

問 募集はいつあるの？ 何を見ればいいのか？

答 **【定時募集】** 「一般住宅」「特定目的住宅」「ポイント方式住宅」は年4回で、時期は5月・8月・11月・2月です。

※定時募集は神戸市ホームページ及び「広報紙 KOBE」（毎月1日発行、各家庭又は神戸市の主な関連施設で配布）でお知らせします。

【常時募集・未申込住戸再募集】 定時募集で申込みのなかった住宅は、先着順で常時受付けしております。

※常時募集・未申込住戸再募集の住戸は（一財）神戸住環境整備公社のホームページでお知らせしています。（1ページ参照）



神戸市
ホームページ

問 政令月収をオーバーしているが、市営住宅に申込みできるの？

答 政令月収が158,000円超（改良住宅は114,000円超）の世帯は申込みできません。ただし、例外として13ページの裁量階層世帯に該当する方については申込みいただけます。また、政令月収が158,000円以上、487,000円以下の世帯は特別市営住宅「シティハイツ」の入居が可能です。（シティハイツについては、各管理センターにお問い合わせください。）

問 収入はないが申込みできるの？

答 申込資格を満たしていれば申込みできます。入居時に1ヶ月分の家賃等と敷金（基本家賃額の3ヶ月相当額）、入居後は毎月の家賃等を納めていただく必要があります。

問 申込みする際に住宅内部を見ることはできるの？

答 申込み時に住宅内部を見ることはできません。

問 当選を一度辞退していても、また申込みはできるの？

答 当選又は補欠繰上となられた方が辞退もしくは棄権した場合、過去の落選回数が0回となり、多回数落選による抽選倍率の優遇がなくなりますがお申込みいただけます。常時募集に申込み後、辞退した場合についても同じ取り扱いとなります。

※3回以上、当選後の入居辞退を繰り返される方は、申込資格の1つである「住宅困窮理由」がないと判断する場合があります。

問 市営住宅に入居する際に敷金は必要ですか？

答 当選後、提出いただく収入の証明書類に基づき、決定した基本家賃額の3ヶ月相当額の敷金と1ヶ月分の家賃が入居時に必要です。なお、入居住宅によっては別途自治会費や共益費、管理費等が必要になります。

問 保証人は必要ですか？

答 保証人は不要ですが、入居時に緊急連絡先が1名必要です。

問 「シルバーハイツ」の緊急通報システムって何？

答 住戸内に緊急時の呼出ボタンやセンサーなどが設置され、入居者の方に異常があったと思われる時に感知できるシステムです。

住宅によってシステムが異なりますので、当該住宅の管理センターまでご確認ください。

入居時・入居にあたっての注意事項

入居前

1. 入居しようとする住宅内部は、鍵渡し前に下見することはできません。
2. 入居時に1ヶ月分の家賃等と敷金（基本家賃額の3ヶ月相当額）の納付が必要です。
3. 家賃は、口座振替（金融機関）により納めていただきます。
4. 入居時に緊急連絡先が1名必要となります。
5. 住宅の入居時期は、工事及び書類審査等の関係で予定日より遅れることがあります。
6. 指定した日までに入居されないときは、入居許可が取り消されることがあります。

入居後

7. 毎年、家賃算定のため前年の収入を申告していただきます。毎月、家賃のほかに共益費（約1,000円から3,000円程度）及びケーブルテレビの使用料（西神ニュータウン、須磨ニュータウン、六甲アイランド、ポートアイランドの一部の住宅等）が必要です。
8. ペット飼育可能住宅以外の住宅では、犬・猫など動物の飼育はできません。
9. 住宅敷地内に自動車を無断で駐車することはできません。
駐車が設置されている住宅で空区画がある場合、有料で使用できます。ただし、駐車可能な自動車の大きさ等には制限があります。
（駐車場の契約は、住宅の鍵渡し以降になります。申込は事前に可能。）
10. 名義変更ができるのは、名義人に、①死亡、②結婚又は離婚による退去、③転勤等による市外転出等の理由が発生した場合に、原則として同居者である配偶者・高齢者・障害者等に限られます。
11. 申込者本人又は同居しようとする者が、暴力団員である場合は入居できません。
なお、入居後に暴力団員であることが判明した場合、又は暴力団員になったことが判明した場合は住宅の明け渡しの対象となります。

入居後の管理業務について

入退去手続き、家賃収納や修繕等の管理業務につきまして、指定管理者を選定しております。指定管理者は区域によって異なり、下記のとおりとなっております。

鍵渡しは下記の各指定管理者が行います。

指定管理者（管理センター）の連絡先

◎ 東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区の住宅

日本管財株式会社

神戸市営住宅東部管理センター（東灘区・灘区・中央区）

神戸市中央区三宮町1丁目9番1号センタープラザ8階

電話 078-599-7171

神戸市営住宅兵庫・長田管理センター（兵庫区・長田区）

神戸市長田区腕塚町6丁目1番31号アスタくにつか2番館南棟2階

電話 078-691-2790

◎ 須磨区・垂水区・北区・西区の住宅

TC神鋼不動産サービス株式会社

須磨・垂水管理センター（須磨区・垂水区）

神戸市須磨区中落合2丁目2番5号 名谷センタービル4F

電話 078-786-3738

北区管理センター（北区）

神戸市北区鈴蘭台北町4丁目1-20 山神ビル1階

電話 078-591-5567

西区管理センター（西区）

神戸市西区糺台5丁目6番1号 西区文化センタービル6階

電話 078-996-3251

修 繕 に つ い て

1 空家修繕について

空家住宅は、前居住者が退去した住宅を部分的に修繕するため、新築の様な状態ではなく、住宅ごとの傷みの程度により美観や修繕の内容が異なりますので、ご了承ください。なお、修繕内容は、おおむね次の通りです。

新替え

- 畳の表替え
- 玄関扉の鍵の取り替え

部分的な修繕

- 床・壁・天井等は、汚れ・破損の著しい箇所のみ部分的に修繕しています。

設備・点検

- 電気・給排水・ガス設備の点検及び建具の開閉調整を行っています。
- 風呂釜・浴槽・流し台・コンロ台・換気扇・便器は、従前のものを使用しています。

清掃

新築ではありませんので、汚れがあります。清掃は、入居時に各自で行ってください。

2 住宅の修繕について

入居後一定期間を経過すると修繕内容によっては修理費用が入居者の負担となる場合があります。鍵渡し時にお渡しします「市営住宅入居のしおり」をご覧ください。

なお、神戸市と入居者の修繕費の負担区分については、「市営住宅のしおり」の「修繕費負担区分表」のとおりとなりますが、最新のものを適用します。

「修繕費負担区分表」のうち神戸市が行う修繕費負担区分であっても、その破損等の原因が入居者の責任による場合は、入居者の負担となります。

3 住戸内の模様替え・住宅の用途外使用・敷地内の工作物設置について

市営住宅は、「公の施設」ですので、入居者が住宅を増築したり、模様替えや、住宅以外の目的に使用したり、住宅敷地内に工作物を設置することは、原則として認められません。ただし、身体に著しい障害があるなど、生活するうえで特段の理由があり、神戸市の定める承認基準に適合する場合には、条件をつけて認められる場合があります。

なお、前居住者の模様替えにより、建具が開き戸から引き戸に変更されている場合は状況により、そのまま使用していただく場合がありますのでご了承ください。

家 賃 に つ い て

- 1 家賃は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件・経過年数等に応じて異なります。個々の住宅の家賃については、募集住宅一覧をご覧ください。
- 2 家賃の算定に用いる入居者の収入は、政令月収額として下記の 7 区分に分類されます。政令月収額は 8～11 ページの計算方法で算出することができます。

【収入による家賃の算定区分】

①	・ ・ ・ ・ ・	政令月収額が	0 円～104,000 円の世帯
②	・ ・ ・ ・ ・	政令月収額が	104,001 円～123,000 円の世帯
③	・ ・ ・ ・ ・	政令月収額が	123,001 円～139,000 円の世帯
④	・ ・ ・ ・ ・	政令月収額が	139,001 円～158,000 円の世帯
⑤	・ ・ ・ ・ ・	政令月収額が	158,001 円～186,000 円の世帯
⑥	・ ・ ・ ・ ・	政令月収額が	186,001 円～214,000 円の世帯
⑦	・ ・ ・ ・ ・	政令月収額が	214,001 円～259,000 円の世帯

※ただし、⑤～⑦は、裁量階層世帯（13 ページ参照）

※入居決定後、一定額以下の収入の方は、家賃の減免を受けられる場合があります。
この場合、非課税の収入（遺族年金・障害年金・雇用保険・労災保険・傷病手当・児童福祉手当・仕送り・奨学金等）も加算されます。
詳しくは各管理センターにご相談ください。

- 3 裁量階層世帯は、募集住宅一覧の家賃額以上（⑤～⑦の範囲）の金額になります。（募集住宅一覧に記載している家賃額は①～④の範囲の金額です）。
- 4 家賃は、上記 1 の要素により毎年度変動します。
- 5 入居後は、毎年、家賃算定のため前年の収入を申告していただきます。
入居から 3～5 年経過後、収入が一定額以上の場合には、収入超過者又は高額所得者と認定され、民間住宅なみの家賃が段階的に適用されるとともに、住宅の明け渡しをしていただきます。

要告知住宅・改良住宅について

要告知住宅

下記の理由により募集を停止していた住宅です。
その旨をご了承のうえ、お申込みください。

- ・自然死や不慮の事故死（入浴中の転倒事故や食事中的誤嚥等）以外の死が発生した住宅
- ・特殊清掃等が行われることとなった自然死や不慮の事故死が発覚してから概ね3年間
が経過していない住宅
- ・火災が発生した住宅

〔申込資格・入居条件について〕

- ・申込資格については、同じ募集区分の住宅と同じです。
- ・入居にあたっては誓約書を提出していただきます。
（上記内容の住宅であることへの了解、及び入居後もそのことを理由に住宅交換などの申請や異議を申し立てないことについての誓約書）

改良住宅

住宅密集地域の住宅改良を行うために、住宅地区改良法に基づき建設された住宅です。
※申込資格のうち収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。
（収入基準については、3 ページ〔3〕収入の条件参照）

個人情報の利用目的等について（ご了解事項）

(1) 個人情報の利用目的

- | | |
|---------------------------|------------------|
| ①市営住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務 | ③各種アンケートのお願い |
| ②各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内 | ⑤その他住宅等の管理上必要な場合 |
| ④調査・統計資料の作成 | |

(2) 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合があります。なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

(3) 個人情報の第三者提供

（一財）神戸住環境整備公社は「法令等に定めがある場合」「個人の生命を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報をこの市営住宅の申込みの目的以外には使用いたしません。

(4) 個人情報の預託

（一財）神戸住環境整備公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合があります。

(5) 個人情報の利用目的の通知および開示等の手続き

（一財）神戸住環境整備公社は、本人又は本人から委託された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等の請求に対応しております。なお、開示等の請求をしようとする方々は各種請求書を提出していただきます。

募集住宅一覧の見方

東灘区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室		エレベーター	面積(㎡) 間取り 量 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	一般 ☆☆☆	○△第五	東灘区○△南町○丁目○番 阪神「○○」駅 徒歩○分	5階建	×		51㎡	27,400 ～ 40,800	(5) 倍	改良住宅(政令月収114,000以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】 参照)	
		○号棟		3DK			和6.6 洋3.5 DK5.6				
		(昭和○○年)		3階 313号室							

【シルバーハイツ】(単身向)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
単 身 向	特 目 ★★★	△□山手 (平成〇〇年) 🚗🚶🏠	垂水区〇〇間〇丁目〇番 JR「△□」駅より、市・□□バス約〇分「〇〇 介護センター前」 徒歩〇分	10階建	〇	和6 DK8.4	39㎡	20,500 ~ 30,500	(20) 倍	要告知住宅	
		〇号棟		6階 616号室			1DK				

- 申込区分 …… 「1人以上」「2人以上」など該当住宅に応募できる世帯人数を記載しています。
(注)「単身向」は1人世帯のみが申込みます。
- 申込番号 …… 「一般」は申込書の一般住宅申込番号欄に、「特目」は特定目的住宅申込番号欄に記入する番号を記載しています。
- 建設年度 …… 建築工事を開始した年度を記載しています。
- 注意マーク(☎☎☎ ☎☎ ☎☎ ☎☎) …… 該当住宅について注意いただきたいことを、マークで表しています。(マークの説明は各住宅一覧の下部に記載しています。)
付近の住環境については、事前に十分ご検討のうえお申込みください。申込後の住宅変更はできません。
- 交通 …… 該当住宅の敷地出入り口から合理的な交通手段について記載しています。(他にも交通手段が存在する場合があります。)
- エレベーター(○ ×) …… ○:有り「スキップ」と表示のある住宅はエレベータは全ての階に停止しません。)、×:無し
- 面積・間取り・量数 …… 面積は部屋の総面積を(数字の端数は切り捨て)、間取りは居室数+その他の構成(食居室+炊事場ならDK)を、量数は和室と洋室及びその他の構成に分けた量数を記載しています。
- 月額家賃 …… 上段は1階層、下段は4階層の家賃を表しています。月額家賃欄の入居者負担額等、詳しくは20ページをご覧ください。
- 過去倍率 …… (注)裁量階層世帯(改良住宅を除く)となる方については5～7階層となりますので、掲載している家賃より高くなります。
一般住宅は、前年度に募集があったときの直近の倍率です。特定目的住宅は、過去3年度で募集があったときの直近の倍率です。
ポイント方式住宅は前年度に募集があった住宅の倍率です。
(0)倍は申込みのなかった住宅です。) 倍率欄で(未)倍と表示されているのは、対象年度に募集のなかった住宅です。
※参考として掲載していますので、今回も同じような倍率になるとは限りません。
- 備考欄 …… 要告知住宅・改良住宅(21ページ参照)、当該住宅についての補足事項等を記載しています。

神戸市営住宅 入居申込みのご案内

定 時 募 集

一般住宅・特定目的住宅

各住宅の申込資格等をよく確認のうえ、お申込みください。

抽選の結果、当選・補欠となられても、申込資格を満たしていない場合や記載内容が事実と異なる場合は、「失格」となります。

「一般住宅」「特定目的住宅」は、
白色の「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書（令和8年8月募集）」で、
お申込みください。

≪ 「ポイント方式住宅」とは別枠で申込受付を行います。≫

「ポイント方式住宅」は、緑色の「ポイント方式申込書」により、
お申込みすることができます。

記入例

申込書の書き方（一般住宅、特定目的住宅）

令和8
(あて)

(1) 申込区分（世帯人数）や特定目的住宅は申込み資格を確認して、申込番号を記入してください。

(2) 住所・氏名・フリガナ・性別・生年月日・年齢は正確に漏れなく記入してください。

■一般住宅に申込希望の方

一般住宅 申込番号 301番 ～496番	3	7	2
-------------------------------	---	---	---

■特定目的住宅に申込希望の方

特定目的住宅 申込番号 801番 ～907番	8	9	8
---------------------------------	---	---	---

■次の事項について、1. 2. 3. の該当する口必ず ✓印をつけてください。

申込名義人又は同居しようとする親族に暴力団員はいない	1. ☒ い	2. ☐ ない
生活保護受給の有無	1. ☐ あり	2. ☒ なし
別居扶養の有無	1. ☐ あり	2. ☒ なし

郵便番号	6	5	3	-	0	4	2
現住所	神戸市長田区二葉町5丁目1-32 ○○住宅△						
申込名義人	1. ☒ 民間賃貸住宅 2. ☐ 公社・UR住宅 3. ☐ 市営住宅 ※多世代の近居申込 ☐ あり 4. ☐ 県営住宅 5. ☐ 持家 (☐ 売却又は名義変更予定 ☐ 解体予定 ☐ 申込世帯以外の親族等 9. ☐ その他 (フリガナ)						
氏名	性別	続柄	生年月日 (和 暦)	年齢			
① 神戸 太郎	男	本人	62・1・22	39			
② 神戸 花子	女	妻	4・7・5	34			
③ 神戸 一郎	男	子	30・8・10	8			
④ 神戸 次郎	男	子	3・9・20	4			
⑤							

抽選倍率の優遇制度について、次の1. 2. 3. の該当する口必ず ✓印をつけてください。当選後の資格審査で記入内容に誤りがあれば「失格」になります。

(4) 生活保護受給中の方は、「生活保護受給の有無」の「1. ☐ あり」に必ず ✓印をつけてください。

1. 落選回数について、①～⑦の中から該当する回数の口必ず ✓印をつけてください。
※ ✓印の記入がない場合は「①(0～4回)」の落選とさせていただきます。

① ☐ (0～4回)	② ☒ (5～9回)	③ ☐ (10～14回)	④ ☐ (15～19回)	⑤ ☐ (20～29回)	⑥ ☐ (30回以上)
--------------------------------------	---	--	--	--	---------------------------------------

(5) 落選回数が不明な方はお問い合わせください。

3. 世帯の状況について、次の1又は2のうち該当する口必ず ✓印をつけ、ア～スのいずれかの口にも必ず ✓印をつけてください。

※ いずれの口にも ✓印の記入がない場合は、「ス 上記に当てはまらない世帯」とさせていただきます。

1. ☒	ア. ☐ 65歳以上の方のみの世帯(単身者も対象)
	イ. ☐ いずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯(他に65歳以上の方がいる世帯も対象)
	ウ. ☐ 65歳以上の方(いずれか一方が65歳以上の夫婦を含む)と18歳未満の児童のみの世帯
	エ. ☒ 中度以上の障害者等がいる世帯(難病患者も対象)
	オ. ☐ 配偶者又はライフパートナー等がいない方で、20歳未満の子を扶養し、その子と同居している母子(父子)のみの世帯 (なお、他に扶養している20歳以上の子が同居している場合も対象)
	カ. ☐ 夫婦(婚約者・内縁を含む)の合計年齢が70歳以下のみの世帯
	キ. ☐ 18歳未満の子が3人以上同居している親子のみの世帯 (なお、他に扶養している18歳以上の子が同居している場合も対象)
	ク. ☐ ハンセン病療養所入所者等
	ケ. ☐ 義務教育就学年齢(中学生)以下の子と同居している親子のみの世帯 (なお、他に扶養している義務教育就学年齢(中学生)超の子が同居している場合も対象)
	コ. ☐ DV(配偶者等からの暴力)被害者がある世帯
	サ. ☐ 中国残留邦人等世帯 ※国が発行する本人の帰国証明書が必要
	シ. ☐ 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に規定する犯罪被害者等
2. ☐	ス. ☐ 上記に当てはまらない世帯

(抽選結果等通知用)

切手貼付箇所

85円

必ず切手を貼ってください

※切手を貼っていない場合は、抽選結果の通知をいたしかねますのでご了承ください。

は、

「入居申込案内書」に掲載の「申込書の書き方(一般住宅、特定目的住宅)」(24ページ)をご参照の上、令和8年8月10日(基準日)現在の家族構成と収入を原則として、漏れなくご記入ください。

(携帯番号・電話番号は、日中連絡可能な番号をご記入ください)

電話番号は、日中連絡可能な番号を正確に漏れなく記入してください。

携帯番号

070 - 1234 - 5678

電話番号

078 - 647 - 9804

(様方)

主宅

※多世代の近居申込 ☐あり

名義 ☐ 土砂災害特別警戒区域内)

神戸市内に
勤めていますか

1. ☒ はい 2. ☐ いいえ

年間総収入金額(円)

種類	事業等の場合は 年間総所得金額	寡婦 (控除)	ひとり 親	身体障害者 手帳	療育手帳 (知的障害)	精神障害者 保健福祉手帳	障害 年金	難病
給与 年金 事業等	2,800,000	有	有	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2	有
給与 年金 事業等	750,000	有	有	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2	有
給与 年金 事業等		有	有	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2	有
給与 年金 事業等		有	有	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2	有
給与 年金 事業等		有	有	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2	有

(3) 給与および年金の方は、手取り金額ではなく年間総収入金額(税込み金額)を記入してください。

書類等
送付先住所

郵便番号

入居しようとする方に障害がある場合は、
あてはまる等級に○をつけてください。

2. 阪神・淡路大震災被災者資格について、該当する

※☒印の記入がない場合は「両方とも提出できない、または一方だけ提出できる」とさせていただきます。

A 被災した場所について

1. ☒ 神戸市内で被災

2. ☐ 神戸市外で被災

B 全壊(全焼)、半壊(半焼)の罹災証明書と
家屋の解体証明書又は解体予定であることを証する書類の

1. ☒ 両方とも提出できない、または一方だけ提出できる

2. ☐ 両方とも提出できる

4. 住宅の困窮理由について、次の1~10の中から該当する口の全てに ☒ 印をつけてください。

1. ☐	倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している
2. ☐	災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる
3. ☐	他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である
4. ☐	住宅がないため、親族と別居している
5. ☐	部屋が狭い(1人あたり4.5畳以下、又は最低居住面積以下)
6. ☐	正当な退去要求を受けているが、立退き先がない(自己の責めに帰する場合は除く)
7. ☐	通勤に片道1時間半以上かかる(電車等の待ち時間を除く)
8. ☒	収入と比較して家賃が高すぎる
9. ☐	婚約しているが、住宅がないため結婚が延びている
10. ☐	理由: その他、客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている (騒音・日当たり等、生活環境による理由は該当しません。)

申込書の書き方（一般住宅、特定目的住宅）（つづき）

- ・（基準日）令和8年8月10日現在の情報を正確に記入してください。
- ・お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更は一切できません。
- ・記載不備または判断できないような記載をされている場合や、事実と異なる記載があった場合は、すべて無効となります。

(1) 申込番号

- ・申込みを希望する住宅番号を、一般住宅・特定目的住宅にそれぞれ1つだけ申込番号欄に記入してください。
- ・一般住宅・特定目的住宅のいずれかのみご希望の場合は、その住宅番号のみご記入ください。
- ・単身世帯は、申込区分欄の「1人以上」、「単身向」、「世帯人数制限なし」の住宅しかお申込できません。申込区分欄が「2人以上」の住宅は2人以上、「3人以上」の住宅は3人以上、「4人以上」の住宅は4人以上の世帯しかお申込みできません。
- ・特定目的住宅は32ページから38ページの「特定目的住宅の申込資格」の「資格・条件」をご確認の上、お申込みください。
- ・なお、申込番号が両方とも未記入の場合や、申込資格がない住宅番号を記入されている場合は受付できません。

(2) 申込名義人・同居しようとする親族

- ・間借りされている方は、（様方）まで記入してください。
- ・現住宅種別欄で、「3 市営住宅」または「4 県営住宅」を選ばれた方は、4ページ 3で申込資格について確認してください。また、多世代の近居申込に該当する場合は、「あり」に☒をつけてください。（4ページ 3 [2] 参照）
- ・同居しようとする親族全員について、「氏名」から「手帳等の種類（等級）」まで全て記入してください。
- ・結婚予定で申込まれる方は、続柄を「婚約者」と記入してください。

※お申込み後の「入居しようとする親族」欄での、ご家族の追加・変更は原則認められません。

(3) 収入金額

- ・収入又は所得のある方は、「給与」「年金」「事業等」の該当するものすべてに○印をつけ、「給与」及び「年金」の方は年間総収入金額（税込金額）を、「事業等」の方は年間総所得金額を記入してください。
※令和7年1月1日以降に就職（転職）した方は、8ページ「1(1)①イ」の計算方法により年間総収入金額を、また令和7年1月1日以降に開業（転業）した方は、8ページ「1(1)②イ」の計算方法により総所得金額をそれぞれ推定して記入してください。転職・転業前の収入は関係ありません。
※令和8年8月10日より前に退職して、令和8年8月10日時点で無職の方は金額「0」と記入してください。その場合は、収入には含みません。
※所得税の確定申告で繰越損失額のある方は、事業等の欄に○印をつけ、差引き後の所得金額を記入してください。
- ・生活保護を受けている方は「生活保護」、失業中の方は「失業」、その他収入のない方は金額欄に「0」と記入してください。

※収入又は所得の区分を間違えて記入した場合、失格となることがあります。

(4) 暴力団員の有無・生活保護受給の有無・別居扶養(別居している扶養親族)の有無

- ①暴力団員の有無について、「1 いない」、「2 いる」のいずれかに ☒ をつけてください。
- ②生活保護受給の有無について「1 あり」、「2 なし」のいずれかに ☒ をつけてください。
- ③別居扶養の有無について、現在、所得税法上の扶養控除対象者で別居しており、入居されない方があれば「1 あり」に ☒ をつけてください。

(5) 落選回数について

- ・30 ページ「1」を参照して、1～7 のいずれかに必ず ☒ をつけてください。
- ※ ☒ の記入がない場合は、「① (0～4回)」のお申込みとさせていただきます。

(6) 阪神・淡路大震災被災者資格について

- ・阪神・淡路大震災被災者資格について、30 ページ「2」を参照して、該当する番号に必ず ☒ をつけてください。
- ・「B-2.両方とも提出できる」に ☒ をつけた方は、当選時、阪神淡路大震災による「全壊(焼)」か「半壊(焼)」のり災証明とその住宅が解体済(又は解体予定)の証明書が必要です。(全壊の場合は、解体証明書は必要ありません。)

(7) 世帯の状況について

- ・1 又は 2 のいずれかに ☒ をつけ、ア～スのいずれかにも必ず ☒ を付けてください。(年齢は令和 8 年 8 月 10 日現在の満年齢です。)

※ ☒ の記入がない場合は、「2 ス」のお申込みとさせていただきます。

※特に、オ、カ、キ、ケは下記の条件を満たしている世帯のみが当てはまりますので、お間違えないようにご注意ください。

- オ 配偶者又はライフパートナー等がいない方で、20 歳未満の子を扶養し、その子と同居している母子(父子)のみの世帯
(なお、他に扶養している 20 歳以上の子が同居している場合も対象)
- カ 夫婦(内縁・婚約者含む)の合計年齢が 70 歳以下のみの世帯
- キ 18 歳未満の子が、3 人以上同居している親子のみの世帯
(なお、他に扶養している 18 歳以上の子が同居している場合も対象)
- ケ 義務教育就学年齢(中学生)以下の子(平成 23 年 4 月 2 日以降に生まれた方)と同居している親子のみの世帯
(なお、他に扶養している義務教育就学年齢(中学生)超の子(平成 23 年 4 月 1 日以前に生まれた方)が同居している場合も対象)

(8) 困窮理由について

- ・1～10 のうち該当する番号全てに ☒ を付けてください。
- ※騒音・日当り等、生活環境による理由は該当しません。

記入が終わりましたら・・・

- ・申込書の右上の欄に 85 円切手を貼ってください。
- ・郵送受付は 8 月 10 日(月)までの消印があり、かつ 8 月 13 日(木)までに指定の私書箱に届いたものが有効です。
- ・切手を貼っていない場合は結果を通知いたしかねますのでご了承ください。
- ・申込書は 1 世帯 1 通に限ります。同一の世帯が複数の住宅にお申込みをした場合や同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となります。

抽選方法について（一般住宅、特定目的住宅）

申込者に抽選番号を付与し、抽選により当選番号を決定します。

【当選番号決定方法】

定時募集の抽選は、「一連番号方式」と呼ばれる抽選方法で行います。

1. 0 から 9 までの 10 個の抽選玉を用意し、最初に抽出した番号を第 1 順位とし、以下抽出した番号順に抽選結果表に記録していきます。
2. これを桁ごとに繰り返します。
3. 当選番号は、抽選結果表に記録された数字の組み合わせによって決定します。

【例】全住宅の中で最も多い抽選番号数値が 200 の場合

Step1 抽選玉を用意し、桁ごとに数字を抽出します。（抽選結果表）

百の位は0から2、十の位は0から9までの抽選玉を抽出します。

	百の位	十の位	一の位
①番目の数	1	6	1
②番目の数	2	5	2
③番目の数	0	7	4
④番目の数		2	6
⑤番目の数		9	8
⑥番目の数		0	3
⑦番目の数		1	0
⑧番目の数		3	5
⑨番目の数		8	7
⑩番目の数		4	9

Step2 Step1 の抽選結果表を使って当選番号の順位が決まります。（優先順位の決定）

順位1 「161」

百の位	十の位	一の位
1 → 6 → 1		
2	5	2
0	7	4
	2	6
	9	8
	0	3
	1	0
	3	5
	8	7
	4	9



百の位	十の位	一の位
1	6 → 1	
2	5	2
0	7	4
	2	6
	9	8
	0	3
	1	0
	3	5
	8	7
	4	9



順位2 「061」

百の位	十の位	一の位
1	6 → 1	
2	5	2
0	7	4
	2	6
	9	8
	0	3
	1	0
	3	5
	8	7
	4	9

抽選番号数値200を超えているため該当なし

順位3 「151」

百の位	十の位	一の位
1	6	1 → 1
2	5	2
0	7	4
	2	6
	9	8
	0	3
	1	0
	3	5
	8	7
	4	9



百の位	十の位	一の位
1	6	1 → 1
2	5	2
0	7	4
	2	6
	9	8
	0	3
	1	0
	3	5
	8	7
	4	9

抽選番号数値200を超えているため該当なし

順位4 「051」

百の位	十の位	一の位
1	6	1 → 1
2	5	2
0	7	4
	2	6
	9	8
	0	3
	1	0
	3	5
	8	7
	4	9

…以下 省略…

Step3 Step2の法則に従って各住宅の当選番号と補欠番号が決まります。

当選番号は、各住宅の申込者数により異なります。

抽選番号数値 200 の場合、当選番号及び補欠番号は下記のとおり

	当選番号	補欠番号
最大抽選番号 200の住宅	161	61
最大抽選番号 180の住宅	161	61
最大抽選番号 160の住宅	61	151
最大抽選番号 150の住宅	61	51
最大抽選番号 90の住宅	61	51
最大抽選番号 60の住宅	51	21
最大抽選番号 50の住宅	21	1
最大抽選番号 30の住宅	21	1
最大抽選番号 10の住宅	1	2

●抽選会见学のご案内

抽選会见学希望者 10 名を募ります。

今回の一般住宅・特定目的住宅の申込者で抽選会の見学を希望される方は、官製はがきに下記事項をご記入のうえ、（一財）神戸住環境整備公社 市営住宅募集係（宛先は裏表紙に記載）までお申込みください。

① 住所 ② 氏名 ③ 電話番号 ④ 申込番号 ⑤ 「抽選会希望」

抽選会见学の申込み受付は、令和8年8月10日（月）までの消印有効、13日（木）必着。

なお、抽選会见学希望者の申込みが多数の場合は、抽選を行い、当選された方のみに通知します。

抽選倍率優遇制度について（一般住宅）

抽選倍率優遇制度とは、一般住宅申込者でかつ、「多回数落選者」、「被災者資格対象者」、「優先枠対象者」に対し、通常1個付与される抽選番号を、落選回数に応じて複数個連番で付与することで、抽選倍率を優遇し、当選確率を上げるものです。

なお、優先的にご入居できるというものではありません。また、「特定目的住宅」及び「ポイント方式」には優先倍率はありません。

ただし、身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている方がいる世帯が、身体障害者世帯向住宅をお申込みされる場合、落選回数に限らず抽選番号が2個付与されます。

抽選番号付与数（個）

落選回数 (1 多回数落選者) 対象者	4回以下 落選者	5回以上 落選者	10回以上 落選者	15回以上 落選者	20回以上 落選者	25回以上 落選者	30回以上 落選者
2 被災者資格対象者 又は 3 優先枠対象者	2個（2倍）	5個（5倍）	6個（6倍）	7個（7倍）	8個（8倍）	9個（9倍）	10個（10倍）
上記対象者 以外	1個（1倍）	3個（3倍）	4個（4倍）	5個（5倍）	6個（6倍）	7個（7倍）	8個（8倍）

1 多回数落選者とは

- (1) 平成15年5月定時募集以降の一般住宅及び平成22年10月定時募集以前の特定目的住宅の落選回数を数えます。（一般住宅及び特定目的住宅の両方に落選した場合、落選回数は「1回」と数えます。）
- (2) ポイント方式、追加募集、再募集、平成23年5月定時募集以降の特定目的住宅は落選回数に含みません。
- (3) 平成21年5月定時募集以降、当選又は補欠繰上を辞退もしくは棄権した場合、常時募集を申込みれた場合は、落選回数の履歴はなくなり、新たに「0回」から始まります。【※1】
- (4) 落選回数は「落選はがき」で確認しますので、大切に保管してください。
- (5) 令和8年5月定時募集の一般住宅で補欠となり、令和8年8月10日現在で補欠繰上のない方は、落選とみなし、落選回数に加えます。ただし、抽選会までに補欠繰上となった場合、今回の定時募集の申込資格はなくなります。なお、補欠繰上の期限は令和8年8月31日です。

【※1】次の方は、落選回数履歴がなくなり、新たに「0回」から始まります。

- ア. 当選者（入居予定者）、及び辞退または棄権された方。
- イ. 補欠繰上当選者となり、辞退又は棄権された方。
- ウ. 未申込住戸再募集、常時募集に申込みをした方、及び申込後辞退された方（資格審査前も含む）。

2 被災者資格対象者とは



【注意】(1)「全壊(焼)」又は「半壊(焼)」のり災証明書をお持ちの方でも、居住していた住宅の解体が証明又は確認できない方及び、お持ちのり災証明書が「一部損壊」の方等は、「被災者資格対象者」としてはお申込みできません。

(2)「被災者資格対象者」と「優先枠対象者」の重複での優先倍率はありません。

3 優先枠対象者とは

優先枠対象者とは次の項目にあてはまる世帯です。（年齢は令和8年8月10日現在）

- ① 65歳以上の方のみの世帯（単身世帯を含む）
- ② いずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯（他に65歳以上の方がいる世帯を含む）
- ③ 65歳以上の方（いずれか一方が65歳以上の夫婦を含む）と18歳未満の方のみの世帯
- ④ 中度以上の障害者等がいる世帯（難病患者を含む）
- ⑤ 配偶者又はライフパートナー等がいない方で、20歳未満の子を扶養し、その子と同居している母子（父子）のみの世帯。（なお、他に扶養している20歳以上の子が同居している場合も対象）
- ⑥ 夫婦（内縁、婚約者を含む）の合計年齢が70歳以下のみの世帯
- ⑦ 18歳未満の子が、3人以上同居している親子のみの世帯。（なお、他に扶養している18歳以上の子が同居している場合も対象）
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等
- ⑨ 義務教育就学年齢（中学生）以下の子と同居している親子のみの世帯。（なお、他に扶養している義務教育就学年齢（中学生）超の子が同居している場合も対象）
- ⑩ DV（配偶者等からの暴力）被害者がいる世帯【※1】
- ⑪ 中国残留邦人等世帯（国が発行する本人の帰国証明書が必要）
- ⑫ 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に規定する犯罪被害者等【※2】

【※1】 DV被害者の世帯とは、下記にあてはまる方が対象です。

DV被害者とは、配偶者等からの暴力を受けた被害者で、次のア、イ又はウのいずれかに該当する方で、それぞれの証明書のある方を言います。

- ア. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」といいます）第3条第3項第3号の規定による一時保護又は神戸市母子・婦人短期保護事業、配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護又は母子生活支援施設による保護を受けている方、もしくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
- イ. 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
- ウ. 配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方、もしくは女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方。
（「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。）

【※2】 犯罪被害者世帯とは、下記にあてはまる方が対象です。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第3項に定める犯罪被害者（配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く。）及びその親族又は遺族。ただし、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のア又はイのいずれかに該当することが客観的に証明される方で犯罪被害が発生してから1年以内の方の世帯であること。

- ア. 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
- イ. 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方
 - （ア）犯罪により住宅が滅失又は著しく破壊したために居住することができなくなった方
 - （イ）住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった方
 - （ウ）犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった方

特定目的住宅の申込資格

以下の条件は、全て「共通の申込資格」(2・3 ページ)に加えて必要な資格・条件です。

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
1	シルバーハイツ ※高齢者の方が自立して安全かつ快適な生活を営めるよう、緊急通報システムによる緊急時の対応など、一定のサービスが受けられる住宅。	(単身向) 65歳以上の方で、一人で入居し、今後も同居予定の親族がいないこと。 (世帯向) 65歳以上の方(申込名義人)と、その同居親族で、次のいずれかに該当する方のみからなる世帯。 ①配偶者(内縁、婚約者を含む)(年齢は問いません) ②ライフパートナー等(年齢は問いません) ③中度以上の障害者等(難病患者を含む)(年齢は問いません) ④65歳以上の方	72
2	コレクティブハウジング ※日常生活において、自然なかたちで人と人とが触れ合うことができる共同居住型住宅。独立した住戸に、他の入居者との団らんや共同での炊事や一緒に食事ができる共同のスペース(食堂・厨房・談話室等)が併設された住宅。	コレクティブハウジングの趣旨を理解し、円滑な共同生活を営むことができるとともに、共同居住するための規則や共同生活のルールを守れる方。 	今回募集はありません

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
3	高齢者世帯向住宅 ※トイレ・浴室に手すりを設置して、台所・洗面所・洗濯機用の水道蛇口をレバーハンドルにした住宅。 ※住宅内は段差があります。 ※緊急通報システムの設置はありません。	65歳以上の方（申込名義人）と、その同居親族からなる世帯。 （1人以上の住宅については、単身世帯も可）	77
4	母子・父子世帯向住宅	配偶者又はライフパートナー等のいない方（申込名義人）で、20歳未満の子を扶養し、その子と同居している母子（父子）のみの世帯。 （なお、他に扶養している20歳以上の子が同居している場合も対象）	79
5	障害者世帯向住宅 ※トイレ・浴室に手すりを設置して、台所・洗面所・洗濯機用の水道蛇口をレバーハンドルにした住宅。 ※住宅内は段差があります。	次のいずれかに該当する方がいる世帯。 （単身世帯も可） ①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方がいる世帯。 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、その障害が1級から2級の方がいる世帯。 ③知的障害者福祉法の規定により、療育手帳の交付を受けており、その障害がA又はB1判定の方がいる世帯。 ④その他(戦傷病者、難病患者)	82

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
6	車椅子常用者世帯向住宅 ※車椅子常用者の方が単身で入居される場合には、押入れの中棚・天袋・洋室窓・台所吊戸棚など使用しにくい場合があります。一部の住宅は、台所に接する和室の床及び浴槽の周囲が、床より 40cm ほど高くなっています。 ※便所・風呂の手すりの形状や位置は、住宅によって多少異なる場合があります。 神戸市のホームページで写真等を閲覧できるとともに、詳細は当選後事前に各管理センターでご確認いただけます。 ※車椅子専用駐車場 1 区画が無料で使用できます。	車椅子を自力で常用していて、次のいずれかに該当する方がいる世帯。 (単身世帯も可) ①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から2級の方。 ②その他(戦傷病者) ※入居後、車椅子常用者が転出などで不在となった場合は、速やかに同じ棟内、同じ団地内、又は同程度の他の住宅に住み替わっていただきます。 <u>(引越しの費用は入居者の負担になります)</u>	84

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
7	身体障害者世帯向住宅 ※玄関扉・風呂・トイレ等室内は一般住宅と同一仕様のため、車椅子を使用される方は、介護者が必要となる場合があります。 ※キックプレート（廊下・DK・洋室の床の高さ30cm 程度の補強板）が設置されています。 ※車椅子専用駐車場は、完備されていません。	次のいずれかに該当する方がいる世帯。 （単身世帯も可） ①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方がいる世帯。 ②その他(戦傷病者) ※入居後、身体障害者1級から4級の方もしくは戦傷病者が転出などで不在となった場合は、速やかに同じ棟内、同じ団地内、又は同程度の他の住宅に住み替わっていただきます。 <u>(引越しの費用は入居者の負担になります)</u> ＜抽選番号の付与について＞ ※身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級又は2級の方がいる世帯は、抽選番号を2個付与します。	85
8	若年・子育て世帯向住宅 ※入居後、自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加していただきたい住宅。	次のいずれかの世帯に該当し、入居後、自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加できること。 ① 申込時に義務教育就学年齢（中学生）以下の子(平成23年4月2日以降に生まれた方)と同居している<u>親（申込名義人）と子のみの世帯</u>。 （申込時に<u>扶養</u>している義務教育就学年齢（中学生）超の子（平成23年4月1日以前に生まれた方）も同居可能） ②合計年齢が70歳以下の<u>夫婦(内縁、婚約者を含む)のみの世帯</u>。 ※入居に際し、若年・子育て世帯向住宅の入居者である旨を自治会等に通知することに同意していただきます。	86

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
9	子育て世帯向期限付き入居住宅 ※子育て世帯を対象とした、入居期間に限りのある住宅。 <u>期間の満了日までに住宅を明け渡していただきます。</u> ※明け渡し後の住宅の斡旋等は一切ありません。 ※入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅（期限付き入居住宅を除く。）へお申込みができます。	申込時に義務教育就学年齢（中学生）以下の子（平成23年4月2日以降に生まれた方）と同居している親（申込名義人）と子のみの世帯。 （なお、他に扶養している義務教育就学年齢（中学生）超の子（平成23年4月1日以前に生まれた方）も同居可能） なお、入居許可期間は、「10年間」又は「同居する子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります。 <u>（引越しの費用は入居者の負担になります）</u>	88
10	多子世帯向住宅	申込時に18歳未満の子が、3人以上同居している親（申込名義人）と子のみの世帯。 （なお、他に扶養している18歳以上の子も同居可能）	今回募集はありません



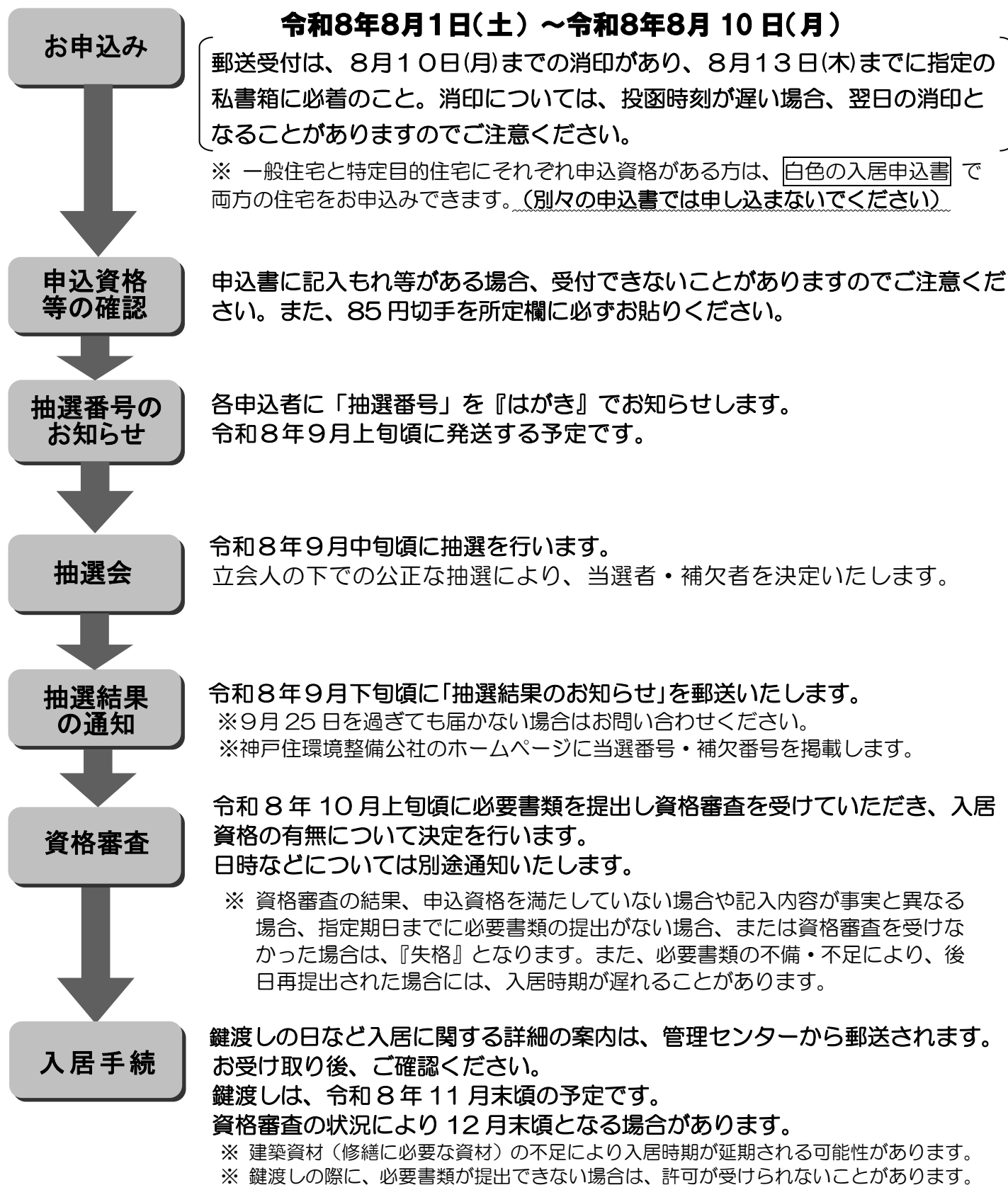
番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
11	ペット飼育可能住宅 ※ペットを適切に飼育し、他人に迷惑をかけず、ペットと共に楽しい共同生活を営むことを目的とした住宅。 （従来市営住宅では、ペット飼育を禁止していますが、郊外の一部の住宅において、ペット飼育者で住宅困窮になられた方を対象に、ペット飼育可能な住宅として募集しています。）	現在ペットを飼育し、入居時も飼育していること。 （注1）ペットを飼っていない方の申込みはできません。 （注2）入居前に、ペット飼育についての確認書類を提出していただきます。 ※飼育するペットの全身写真のほか、動物ごとに必要書類が異なります。	今回募集はありません

※ペット飼育可能住宅について

飼 育 基 準	
飼育可能動物	犬（小型犬）、猫、小動物（うさぎ、モルモット、フェレット等）
飼育可能頭数	1住宅につきいずれか1匹に限る
必要書類（当選時）	①ペット飼育申請書 ②ペットの全身写真 ③下記の証明書類
その他の条件 ※当選時には、上記とあわせて証明書類の提出が必要です。	
【犬に関するもの】 ・成犬時の体重が概ね10kg以下であること ・狂犬病予防注射を受けていること ・他の感染症の予防接種を受けていること	【猫に関するもの】 ・避妊去勢の手術を受けていること ・感染症の予防接種を受けていること
※小動物（りす、ハムスター）、小鳥、魚類については一般住宅で飼育可能なため、ペット飼育可能住宅の対象外とする。	

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
12	多世代近居住宅 ※親世帯と子世帯が同一住宅内にある高齢者世帯向住宅あるいは障害者世帯向住宅と若年子育て世帯向住宅の2戸を1組として入居できる住宅。 ※<u>入居後、入居者又はその同居者の死亡、転出等の理由により親世帯あるいは子世帯がいなくなった場合は、多世代近居住宅を各特定目的住宅（高齢者世帯向住宅、障害者世帯向住宅、若年子育て世帯向住宅）として使用していただきます。</u>	親世帯とその子世帯とで構成されている2世帯のうち、どちらかの世帯が神戸市内に居住しているか在勤しており、次の条件をいずれも満たしていること。 （親世帯の条件） 65歳以上の方（申込名義人）と、その同居親族からなる世帯。又は65歳以上の方の単身世帯。 （子世帯の条件） 親世帯からみた3親等内の親族の方（申込名義人）と、その同居親族からなる2人以上の世帯。 ※既に同居している世帯の申込みは不可。 ※親族は、内縁又は婚約者の親族も含む。	今回募集はありません
13	一般世帯向期限付き入居住宅 ※一般世帯を対象とした、入居期間に限りのある住宅。 <u>期間の満了日までに住宅を明け渡していただきます。</u> ※明け渡し後の住宅の斡旋等は一切ありません。 ※入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅（期限付き入居住宅を除く。）へお申込みができます。 <u>（引越しの費用は入居者の負担になります）</u>	世帯全員が50歳未満であること。ただし、特に居住の安定を図る必要のある次のいずれかに該当する方がいる世帯は<u>申込みできません。</u> ①身体障害福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方 ②精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、その障害が1級から3級の方 ③知的障害者福祉法の規定により、療育手帳の交付を受けており、その障害がAからB2判定の方 ④DV（配偶者等からの暴力）被害者 ⑤生活保護受給者 ⑥その他（戦傷病者、原子爆弾被害者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、難病患者等）	89

一般住宅、特定目的住宅のお申込みからご入居まで



※郵便物が確実に届くように、送付住所が正確に記入されているか、必ずご確認ください。
郵便物の再送は行いません。

募集住宅一覧

一般住宅

「募集住宅一覧」の見方は22ページをご参照ください。

なお、月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは20ページをご覧ください。

風呂 …… 全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。

洗濯機置場 …… 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。

入居予定は令和8年12月1日から1ヶ月となります。

間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。

神戸市営住宅一覧

検索



東灘区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人 以 上	一般 301	新本山第二 (平成7年度)	東灘区本山南町8丁目1番1	14階建 1号棟	○	49㎡ 2DK 和6洋5.4 DK6.3	31,500 ～ 47,000	(92) 倍	
			阪神「青木」駅 徒歩12分	4階 415号室					
	一般 302	新本山第二 (平成7年度)	東灘区本山南町8丁目1番1	14階建 1号棟	○	49㎡ 2DK 和6洋5.4 DK6.3	31,600 ～ 47,100	(92) 倍	
			阪神「青木」駅 徒歩12分	5階 510号室					
	一般 303	新本山第二 (平成7年度)	東灘区本山南町8丁目1番1	14階建 1号棟	○	49㎡ 2DK 和6洋5.4 DK6.3	31,500 ～ 47,000	(92) 倍	
			阪神「青木」駅 徒歩12分	7階 716号室					
1 人 以 上	一般 304	新本山第二 (平成7年度)	東灘区本山南町8丁目1番1	14階建 1号棟	○	49㎡ 2DK 和6洋5.4 DK6.3	31,600 ～ 47,100	(92) 倍	
			阪神「青木」駅 徒歩12分	8階 813号室					
	一般 305	新本山第二 (平成7年度)	東灘区本山南町8丁目1番1	14階建 1号棟	○	49㎡ 2DK 和6洋5.4 DK6.3	31,600 ～ 47,100	(92) 倍	
			阪神「青木」駅 徒歩12分	10階 1013号室					
	一般 306	新本山第二 (平成7年度)	東灘区本山南町8丁目1番1	14階建 1号棟	○	49㎡ 2DK 和6洋5.4 DK6.3	31,600 ～ 47,100	(92) 倍	
			阪神「青木」駅 徒歩12分	13階 1312号室					
2 人 以 上	一般 307	魚崎西 (昭和51年度)	東灘区魚崎西町4丁目11番17	5階建 1号棟	○	50㎡ 3DK 和6.4洋3.5 DK7.3	28,300 ～ 42,200	(20) 倍	
			阪神「魚崎」駅 徒歩5分	3階 305号室					
2 人 以 上	一般 308	青木南 (昭和54年度)	東灘区青木6丁目8番38	14階建 1号棟	○	52㎡ 3SDK 和6.6洋3 S2 DK6.9	29,300 ～ 43,700	(19) 倍	
			阪神「青木」駅 徒歩1分	8階 809号室					

 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

東灘区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	一般 309	青木南	東灘区青木6丁目8番38	14階建 1号棟	○	52㎡ 3SDK	29,300	(19) 倍	
		(昭和54年度) 国国	阪神「青木」駅 徒歩1分	9階 913号室		和6,6洋3 S2 DK6.9	～ 43,700		
		青木南	東灘区青木6丁目8番38	14階建 1号棟		52㎡ 3SDK	29,300		
	一般 310	(昭和54年度) 国国	阪神「青木」駅 徒歩1分	12階 1209号室	○	和6,6洋3 S2 DK6.9	～ 43,700	(19) 倍	
		青木南	東灘区青木6丁目8番38	14階建 1号棟		52㎡ 3SDK	29,300		
		(昭和54年度) 国国	阪神「青木」駅 徒歩1分	14階 1406号室		和6,6洋3 S2 DK6.9	～ 43,700		
3 人 以 上	一般 312	青木南第二	東灘区青木4丁目2番20	14階建 1号棟	○	63㎡ 3DK	39,700	(未) 倍	
		(平成3年度) 国	阪神「青木」駅 徒歩7分	10階 1003号室		和6,6洋5.4 DK10.7	～ 59,100		

 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
  国道等が近い為騒音等が発生することがあります

灘区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 号	室 号						
1 人 以 上	一般 313	大和西 (昭和44年度) 	灘区大和町5丁目5番 JR「六甲道」駅 徒歩7分	10階建 1号棟	6階 604号室	○	37㎡ 2DK 和6.6 DK5.6	20,800 ～ 31,000	(18) 倍		
	一般 314	新在家南 (平成8年度) 	灘区新在家南町2丁目1番 阪神「新在家」駅 徒歩7分	14階建 3号棟	7階 706号室	○	50㎡ 2DK 和6洋5.4 DK7.5	30,800 ～ 45,800	(72) 倍		
	一般 315	新在家南 (平成8年度) 	灘区新在家南町2丁目1番 阪神「新在家」駅 徒歩7分	14階建 3号棟	9階 902号室	○	50㎡ 2DK 和6洋5.4 DK7.5	30,800 ～ 45,800	(72) 倍		
	一般 316	灘北第二 (平成7年度) 	灘区灘北通8丁目2番1 JR「灘」駅 徒歩5分	15階建 1号棟	5階 514号室	○	47㎡ 2DK 和6洋5.4 DK6.2	29,200 ～ 43,400	(103) 倍		
	一般 317	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度) 	灘区摩耶海岸通2丁目3番 阪神「岩屋」駅 徒歩7分	14階建 4号棟	7階 714号室	○	49㎡ 2DK 和6洋4.2 DK7.3	30,300 ～ 45,100	(未) 倍		
	一般 318	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度) 	灘区摩耶海岸通2丁目3番 阪神「岩屋」駅 徒歩9分	14階建 8号棟	2階 206号室	○	39㎡ 1DK 和6 DK7.8	24,500 ～ 36,400	(68) 倍		
	一般 319	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度) 	灘区摩耶海岸通2丁目3番 阪神「岩屋」駅 徒歩9分	14階建 8号棟	6階 610号室	○	39㎡ 1DK 和6 DK7.8	24,500 ～ 36,400	(68) 倍		
	一般 496	ウェルブ六甲道 5番街2番館 (平成9年度) 	灘区桜口町5丁目1番8 JR「六甲道」駅 徒歩6分	12階建 1号棟	7階 703号室	○	36㎡ 1DK 和6 DK6.1	23,200 ～ 34,600	(未) 倍		

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

灘区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	号 室						
2 人 以 上	一般 320	弓の木 (平成7年度)	灘区高徳町1丁目10番	5階建	402号室	○	51㎡ 2DK	33,500 ～ 50,000	(未) 倍		
			阪急「御影」駅 徒歩12分	1号棟							
3 人 以 上	一般 321	新在家南 (平成8年度)	灘区新在家南町2丁目1番	14階建	305号室	○	62㎡ 3DK	37,800 ～ 56,300	(0) 倍		
			阪神「新在家」駅 徒歩7分	3階							
4 人 以 上	一般 322	神前 (平成4年度)	灘区神前町4丁目2番	7階建	501号室	○	66㎡ 3LDK	42,800 ～ 63,800	(2) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)	
			阪急「六甲」駅 徒歩11分	1号棟							
	一般 323	新在家南 (平成6年度)	灘区新在家南町1丁目1番4	13階建	411号室	○	69㎡ 3DK	42,000 ～ 62,500	(0) 倍		
			阪神「新在家」駅 徒歩6分	2号棟							
	一般 324	新在家南 (平成6年度)	灘区新在家南町1丁目1番4	13階建	601号室	○	69㎡ 3DK	42,000 ～ 62,500	(0) 倍		
			阪神「新在家」駅 徒歩6分	2号棟							
	一般 325	新在家南 (平成6年度)	灘区新在家南町1丁目1番4	13階建	1108号室	○	79㎡ 4DK	48,000 ～ 71,400	(未) 倍		
			阪神「新在家」駅 徒歩6分	11階							

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります
 収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

中央区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人 以 上	一般 326	楠 (昭和47年度)	中央区楠町8丁目10番	12階建 2号棟	○	38㎡ 2DK 和6.6 DK5.5	19,400 ～ 29,000	(129) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下の 世帯:詳しくは3ページ【3】参照) 和式トイレ 過去倍率は6号棟(平成28年度築)での募集倍 率です
			地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	6階 606号室					
	一般 327	楠 (昭和47年度)	中央区楠町8丁目10番	12階建 2号棟	○	38㎡ 2DK 和6.6 DK5.5	19,400 ～ 29,000	(129) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下の 世帯:詳しくは3ページ【3】参照) 和式トイレ 過去倍率は6号棟(平成28年度築)での募集倍 率です
			地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	9階 905号室					
	一般 328	楠 (昭和47年度)	中央区楠町8丁目10番	12階建 2号棟	○	38㎡ 2DK 和6.6 DK5.5	19,400 ～ 29,000	(129) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下の 世帯:詳しくは3ページ【3】参照) 和式トイレ 過去倍率は6号棟(平成28年度築)での募集倍 率です
			地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	12階 1203号室					
	一般 329	楠 (昭和50年度)	中央区楠町8丁目1番	11階建 3号棟	○	44㎡ 2DK 和6.6 DK5.9	24,900 ～ 37,100	(129) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下の 世帯:詳しくは3ページ【3】参照) 過去倍率は6号棟(平成28年度築)での募集倍 率です
			地下鉄「大倉山」駅 徒歩1分	8階 804号室					
	一般 330	楠 (昭和50年度)	中央区楠町1丁目12番	14階建 4号棟	○	44㎡ 2DK 和6.6 DK5.9	23,700 ～ 35,300	(129) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下の 世帯:詳しくは3ページ【3】参照) 過去倍率は6号棟(平成28年度築)での募集倍 率です
			地下鉄「大倉山」駅 徒歩1分	1階 103号室					
	一般 331	楠 (昭和50年度)	中央区楠町1丁目12番	14階建 4号棟	○	44㎡ 2DK 和6.6 DK5.9	23,700 ～ 35,300	(129) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下の 世帯:詳しくは3ページ【3】参照) 過去倍率は6号棟(平成28年度築)での募集倍 率です
			地下鉄「大倉山」駅 徒歩1分	3階 305号室					
	一般 332	楠 (昭和50年度)	中央区楠町1丁目12番	14階建 4号棟	○	44㎡ 2DK 和6.6 DK5.9	24,900 ～ 37,100	(129) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下の 世帯:詳しくは3ページ【3】参照) 過去倍率は6号棟(平成28年度築)での募集倍 率です
			地下鉄「大倉山」駅 徒歩1分	8階 805号室					
	一般 333	下山手 (平成7年度)	中央区下山手通9丁目10番	10階建 5号棟	○	49㎡ 2DK 和6.6 DK6.5	30,300 ～ 45,100	(81) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
			地下鉄「大倉山」駅 徒歩3分	2階 203号室					

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

中央区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人 以 上	一般 334	筒井 (平成8年度)	中央区筒井町1丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩5分	8階建 5号棟 6階 608号室	○	50㎡ 2DK 和6洋5.3 DK7.6		30,700 ～ 45,700	(未) 倍	
	一般 335	HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度)	中央区脇浜海岸通3丁目2番 阪神「春日野道」駅 徒歩6分	9階建 8号棟 4階 411号室	○	39㎡ 1DK 和6 DK8.2		25,400 ～ 37,800	(54) 倍	
	一般 336	旭一南 (昭和56年度)	中央区旭通1丁目1番1 JR「三ノ宮」駅 徒歩9分	14階建 1号棟 12階 1210号室	○	36㎡ 1DK 和6 DK8.7		21,700 ～ 32,300	(未) 倍	
	一般 337	雲井 (昭和62年度)	中央区雲井通1丁目1番1 JR「三ノ宮」駅 徒歩7分	14階建 1号棟 7階 708号室	○	34㎡ 1DK 和6 DK5.6		22,500 ～ 33,500	(53) 倍	
	一般 338	雲井 (昭和62年度)	中央区雲井通1丁目1番1 JR「三ノ宮」駅 徒歩7分	14階建 1号棟 14階 1408号室	○	34㎡ 1DK 和6 DK5.6		22,500 ～ 33,500	(53) 倍	
2 人 以 上	一般 339	新生田川 (平成7年度)	中央区北本町通6丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	14階建 22号棟 4階 402号室	○	51㎡ 2DK 和6,6 DK8.2		31,300 ～ 46,600	(87) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯・詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 340	港島 (昭和54年度)	中央区港島中町2丁目4番地の1 ポーターライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	14階建 70号棟 8階 802号室	○	55㎡ 3SDK 和6,6洋3 S2.1 DK7.2		29,600 ～ 44,100	(8) 倍	
	一般 341	港島 (昭和54年度)	中央区港島中町2丁目4番地の1 ポーターライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	14階建 72号棟 4階 409号室	○	55㎡ 3SDK 和6,6洋3 S2.1 DK7.2		31,100 ～ 46,400	(8) 倍	

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
 テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます
 改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていきますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

中央区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 号	建 室						
2 人 以 上	一般 342	港島 (昭和54年度) ㊦	中央区港島中町2丁目4番地の1	8階建 73号棟		○	55㎡ 3SDK 和6.6洋3 S2.1 DK7.2		31,100 ～ 46,400	(8) 倍	
	一般 343	港島 (昭和54年度) ㊦	中央区港島中町2丁目4番地の1	5階 511号室		○	55㎡ 3SDK 和6.6洋3 S2.1 DK7.2		31,100 ～ 46,400	(8) 倍	
	一般 344	楠 (昭和50年度)	中央区楠町1丁目12番	8階建 73号棟		○	50㎡ 3K 和6.6,4.5 K4		27,000 ～ 40,200	(未) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 345	楠 (昭和57年度)	中央区楠町1丁目13番	6階 611号室		○	52㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK7.2		30,400 ～ 45,200	(17) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 346	楠 (昭和57年度)	中央区楠町1丁目13番	14階建 4号棟		○	52㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK7.2		30,400 ～ 45,200	(17) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 347	楠 (昭和57年度)	中央区楠町1丁目13番	12階建 5号棟		○	52㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK7.2		30,400 ～ 45,200	(17) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 348	楠 (昭和57年度)	中央区楠町1丁目13番	3階 304号室		○	52㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK7.2		30,400 ～ 45,200	(17) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 349	新中山手 (平成22年度)	中央区楠町1丁目13番	12階建 5号棟		○	52㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK7.2		30,400 ～ 45,200	(17) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 349	新中山手 (平成22年度)	中央区楠町1丁目13番	5階 506号室		○	52㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK7.2		30,400 ～ 45,200	(17) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 349	新中山手 (平成22年度)	中央区楠町1丁目13番	12階建 5号棟		○	52㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK7.2		30,400 ～ 45,200	(17) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 349	新中山手 (平成22年度)	中央区楠町1丁目13番	8階 808号室		○	52㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK7.2		30,400 ～ 45,200	(17) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 349	新中山手 (平成22年度)	中央区楠町1丁目13番	7階建 3号棟		○	53㎡ 2DK 和6洋5.8 DK7.5		33,800 ～ 50,300	(28) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)

㊦ テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

中央区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	号 室						
2 人 以 上	一般 350	東川崎 7丁目 (平成7年度)	中央区東川崎町7丁目7番1 JR「神戸」駅 徒歩6分	6階建	1号棟	○	60㎡	2LDK 和6.4.5 LDK13	35,100 ～ 52,300	(未) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
				3階							
				305号室							
3 人 以 上	一般 351	旭一南 (昭和56年度) 	中央区旭通1丁目1番1 JR「三ノ宮」駅 徒歩9分	14階建	1号棟	○	55㎡	3LDK 和6.4.5洋4.2 LDK9.9	33,000 ～ 49,100	(37) 倍	
				8階							
				806号室							
3 人 以 上	一般 352	楠 (昭和57年度)	中央区楠町1丁目13番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	12階建	5号棟	○	65㎡	3DK 和6.6.6 DK7.7	37,900 ～ 56,400	(17) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
				2階							
				210号室							
3 人 以 上	一般 353	東川崎 (昭和63年度)	中央区東川崎町5丁目1番1 JR「神戸」駅 徒歩9分	10階建	1号棟	スキップ ○ 停止階	61㎡	3DK 和6.6洋4.5 DK7.6	34,500 ～ 51,400	(未) 倍	
				9階							
				907号室							
3 人 以 上	一般 354	旭一南 (昭和56年度) 	中央区旭通1丁目1番1 JR「三ノ宮」駅 徒歩9分	14階建	1号棟	○	62㎡	2LDK 和6.4.5 LDK15.3	38,900 ～ 57,900	(未) 倍	
				4階							
				403号室							
4 人 以 上	一般 355	東川崎 7丁目 (平成7年度)	中央区東川崎町7丁目7番1 JR「神戸」駅 徒歩6分	6階建	1号棟	○	71㎡	3LDK 和6.6洋5.2 LDK13.7	41,100 ～ 61,300	(未) 倍	
				4階							
				411号室							

② 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

兵庫区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	号 室						
1 人 以 上	一般 356	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16 神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	11階建 2号棟		○	39㎡ 2DK 和6.4 DK8.1		18,800 ～ 28,000	(10) 倍	
	一般 357	浜崎通 (平成26年度)	兵庫区浜崎通2-22 JR「兵庫」駅 徒歩3分	13階建 1号棟		○	39㎡ 2K 洋6.4,4.6 K3.3		23,600 ～ 35,200	(未) 倍	
	一般 358	キャナルタウン 南 (平成8年度)	兵庫区駅南通3丁目4番25 JR「兵庫」駅 徒歩7分	14階建 1号棟		○	39㎡ 1DK 和6 DK8.1		23,200 ～ 34,500	(93) 倍	
	一般 359	キャナルサイド 浜中 (平成10年度)	兵庫区浜中町2丁目17番1 地下鉄「御崎公園」駅 徒歩3分	10階建 1号棟		○	39㎡ 1DK 和6 DK7.4		21,200 ～ 31,600	(未) 倍	
	一般 360	菊水 (昭和55年度)	兵庫区菊水町2丁目1番 地下鉄「湊川公園」駅より、市バス約6分「石 井町」 徒歩6分	10階建 5号棟		○	56㎡ 3SDK 和6.6洋3.5 S2.1 DK8.2		28,300 ～ 42,200	(14) 倍	
2 人 以 上	一般 361	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	8階建 1号棟		○	56㎡ 3SDK 和6.6洋3 S2.4 DK8		30,800 ～ 45,900	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯・詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 362	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	8階建 1号棟		○	56㎡ 3SDK 和6.6洋3 S2.4 DK8		30,800 ～ 45,900	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯・詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 363	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	8階建 1号棟		○	56㎡ 3SDK 和6.6洋3 S2.4 DK8		30,800 ～ 45,900	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯・詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 364	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	8階建 1号棟		○	56㎡ 3SDK 和6.6洋3 S2.4 DK8		30,800 ～ 45,900	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯・詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 365	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	8階建 1号棟		○	56㎡ 3SDK 和6.6洋3 S2.4 DK8		30,800 ～ 45,900	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯・詳しくは3ページ【3】参 照)

国道等が近い為騒音等が発生することがあります

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

兵庫区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	号 室						
2 人 以 上	一般 364	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	8階建		○	56㎡ 3SDK		30,800 ～ 45,900	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
				1号棟			和6.6洋3				
				8階 805号室			S2.4 DK8				
	一般 365	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	10階建		○	56㎡ 3SDK		30,800 ～ 45,900	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
				2号棟			和6.6洋5				
				4階 401号室			S2.4 DK8				
	一般 366	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	10階建		○	56㎡ 3SDK		30,800 ～ 45,900	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
				2号棟			和6.6洋5				
				4階 405号室			S2.4 DK8				
	一般 367	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	10階建		○	56㎡ 3SDK		30,800 ～ 45,900	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
				2号棟			和6.6洋5				
				5階 505号室			S2.4 DK8				
	一般 368	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	10階建		○	56㎡ 3SDK		30,800 ～ 45,900	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
				2号棟			和6.6洋5				
				8階 809号室			S2.4 DK8				
	一般 369	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	10階建		○	56㎡ 3SDK		30,800 ～ 45,900	(26) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
				3号棟			和6.6洋5				
				1階 103号室			S2.4 DK8				
	一般 370	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	10階建		○	56㎡ 3SDK		30,800 ～ 45,900	(26) 倍	
				4号棟			和6.6洋5				
				10階 1003号室			S2.4 DK8				
	一般 371	ポートサイド 吉田 (平成12年度)	兵庫区吉田町1丁目2番90 地下鉄「和田岬」駅 徒歩9分	7階建		○	51㎡ 2DK		28,200 ～ 42,100	(未) 倍	
				1号棟			和6洋4.7				
				2階 206号室			DK7.2				

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

兵庫区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(m ²) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 号	建 数 室						
4 人 以 上	一 般 372	兵庫駅西	兵庫区駅前通4丁目3番	8階建		○	66m ²		36,300 ～ 54,000	(未) 倍	
		(昭和57年度)	JR「兵庫」駅 徒歩8分	5号棟			3LDK				
				2階			和6,6洋5				
				210号室			LDK12				

長田区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	号 室						
1 人 以 上	一般 373	番町 (平成7年度)	長田区四番町5丁目1番地	14階建	37号棟	○	49㎡ 2DK	和6洋4.5 DK6.5	26,000 ～ 38,800	(60) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
			神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	4階	402号室						
				14階建	39号棟		50㎡ 2DK				
	一般 374	番町 (平成7年度)	長田区四番町4丁目69番地	11階	1108号室	○	50㎡ 2DK	和6洋4.5 DK6.5	26,600 ～ 39,600	(60) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
			神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	14階建	40号棟		50㎡ 2DK				
				7階	710号室		50㎡ 2DK				
	一般 375	番町 (平成7年度)	長田区四番町3丁目21番	14階建	40号棟	○	50㎡ 2DK	和6洋4.5 DK6.5	26,600 ～ 39,600	(60) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
			神戸高速「高速長田」駅 徒歩5分	14階建	40号棟		50㎡ 2DK				
				11階	1107号室		50㎡ 2DK				
	一般 376	番町 (平成7年度)	長田区四番町3丁目21番	14階建	40号棟	○	50㎡ 2DK	和6洋4.5 DK6.5	26,600 ～ 39,600	(60) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
			神戸高速「高速長田」駅 徒歩5分	14階建	40号棟		50㎡ 2DK				
				14階	1409号室		50㎡ 2DK				
	一般 377	番町 (平成7年度)	長田区四番町3丁目21番	7階建	8号棟	○	49㎡ 2DK	和6洋5.7 DK7.3	27,600 ～ 41,000	(33) 倍	
			神戸高速「高速長田」駅 徒歩5分	6階	605号室		49㎡ 2DK				
			地下鉄「上沢」駅 徒歩6分	7階建	8号棟		49㎡ 2DK				
	一般 378	重池 (平成7年度)	長田区重池町1丁目10番	7階建	8号棟	○	49㎡ 2DK	和6洋5.7 DK7.3	27,600 ～ 41,000	(33) 倍	
			地下鉄「上沢」駅 徒歩6分	7階建	8号棟		49㎡ 2DK				
				7階	706号室		39㎡ 1DK				
	一般 379	重池 (平成7年度)	長田区重池町1丁目10番	8階建	14号棟	○	洋9.5 DK6	23,000 ～ 34,200	(未) 倍		
			神戸電鉄「長田」駅 徒歩3分	1階	103号室						
	一般 380	房王寺 (平成26年度)	長田区房王寺町4丁目1番14	8階建	14号棟	○					
			神戸電鉄「長田」駅 徒歩3分	1階	103号室						

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

長田区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	号 室						
1 人 以 上	一般 381	房王寺 (平成26年度)	長田区房王寺町4丁目1番14 神戸電鉄「長田」駅 徒歩3分	8階建 14号棟		○	39㎡ 洋9.5 1DK DK6		23,000 ～ 34,200	(未) 倍	
	一般 382	一番町 (平成7年度)	長田区一番町3丁目1番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	6階 609号室		○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.5		26,600 ～ 39,600	(47) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 383	一番町 (平成7年度)	長田区一番町3丁目1番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	14階建 3号棟		○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.5		26,600 ～ 39,600	(47) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 384	神楽 (平成8年度)	長田区神楽町5丁目3番33 地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩4分	14階建 1号棟		○	41㎡ 1DK 和6 DK7.6		23,700 ～ 35,300	(100) 倍	
	一般 385	真陽第二 (平成8年度)	長田区西尻池町5丁目3番8 地下鉄「駒ヶ林」駅 徒歩7分	9階建 1号棟		○	49㎡ 2DK 和6洋4.8 DK7		27,500 ～ 40,900	(未) 倍	
	一般 386	フレール 長田苅藻通 (平成9年度)	長田区苅藻通4丁目2番18 地下鉄「苅藻」駅 徒歩5分	5階建 1号棟		○	48㎡ 2DK 和6洋4.8 DK7.3		26,600 ～ 39,600	(未) 倍	
	一般 387	御菅第三 (平成9年度)	長田区御蔵通5丁目211番地の3 地下鉄「長田」駅 徒歩5分	12階建 1号棟		○	40㎡ 1DK 和6 DK8.2		22,400 ～ 33,400	(未) 倍	
	一般 388	フレール ・アスタ若松 (平成12年度)	長田区若松町3丁目1番1 地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩4分	8階 802号室		○	50㎡ 2DK 和6洋5.7 DK6.8		29,100 ～ 43,300	(未) 倍	

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

長田区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	一般 389	番町 (昭和57年度)	長田区四番町3丁目 神戸高速「高速長田」駅 徒歩5分	10階建 24号棟 8階 807号室	○	56㎡ 3SDK 和6.6洋3.5 S2.4 DK7.3	27,700 ～ 41,300	(7) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 390	番町 (昭和62年度)	長田区三番町4丁目 神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	11階建 26号棟 1階 107号室	○	59㎡ 2DK 和6洋6.5 DK9.1	30,000 ～ 44,600	(60) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 391	一番町 (昭和53年度)	長田区一番町3丁目1番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	14階建 2号棟 8階 804号室	○	50㎡ 3DK 和6.6洋4 DK6.7	23,100 ～ 34,400	(5) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 392	一番町 (昭和53年度)	長田区御蔵通3丁目207番地の5 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	4階建 6号棟 2階 202号室	×	51㎡ 3DK 和6.6洋4 DK6.7	23,300 ～ 34,700	(2) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
	一般 393	一番町 (昭和52年度)	長田区一番町5丁目1番地の1 地下鉄「長田」駅 徒歩9分	8階建 7号棟 5階 511号室	○	50㎡ 3DK 和6.6洋3 DK7	24,100 ～ 35,900	(5) 倍	
	一般 394	一番町 (昭和52年度)	長田区一番町5丁目1番地の1 地下鉄「長田」駅 徒歩9分	8階建 7号棟 6階 610号室	○	50㎡ 3DK 和6.6洋3 DK7	22,700 ～ 33,800	(5) 倍	
	一般 395	一番町 (昭和52年度)	長田区一番町5丁目1番地の1 地下鉄「長田」駅 徒歩9分	8階建 7号棟 7階 709号室	○	50㎡ 3DK 和6.6洋3 DK7	24,100 ～ 35,900	(5) 倍	
	一般 396	松野 (昭和56年度)	長田区松野通4丁目2番11 地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩5分	12階建 1号棟 9階 907号室	○	58㎡ 3SDK 和6.6洋3.5 S2.5 DK8.1	31,100 ～ 46,300	(54) 倍	

● 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

長田区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	一般 397	長田駅東 (平成14年度)	長田区四番町5丁目1	15階建 1号棟	○	60㎡ 3DK 和6.6洋4 DK8.5	32,300 ～ 48,100	(未) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
			地下鉄「長田」駅 徒歩2分	7階 705号室					
	一般 398	長田駅東 (平成14年度)	長田区四番町5丁目1	15階建 1号棟	○	60㎡ 3DK 和6.6洋4 DK8.5	32,300 ～ 48,100	(未) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
			地下鉄「長田」駅 徒歩2分	12階 1208号室					
3 人 以 上	一般 399	御菅第三 (平成9年度)	長田区御蔵通5丁目211番地の3	12階建 1号棟	○	53㎡ 2DK 和6洋6.5 DK8.2	30,000 ～ 44,600	(186) 倍	
			地下鉄「長田」駅 徒歩5分	6階 601号室					
	一般 400	フレール ・アスタニ葉 (平成15年度)	長田区二葉町5丁目1番1	9階建 1号棟	○	53㎡ 2DK 和6洋6 DK7.6	30,000 ～ 44,700	(未) 倍	
			地下鉄「駒ヶ林」駅 徒歩1分	6階 618号室					
3 人 以 上	一般 401	房王寺 (昭和62年度)	長田区房王寺町4丁目2番	5階建 12号棟	×	61㎡ 3DK 和6.6,4.5 DK6	31,500 ～ 47,000	(未) 倍	
			神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	5階 501号室					
	一般 402	房王寺 (昭和62年度)	長田区房王寺町4丁目2番	5階建 13号棟	×	61㎡ 3DK 和6.6,4.5 DK6	31,900 ～ 47,500	(未) 倍	
			神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	4階 404号室					
3 人 以 上	一般 403	一番町 (昭和53年度)	長田区一番町3丁目1番地	14階建 3号棟	○	63㎡ 3DK 和6.6,6 DK7.4	28,800 ～ 42,900	(5) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
			地下鉄「長田」駅 徒歩7分	5階 501号室					

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

須磨区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人 以 上	一般 404	若草 (平成8年度) ㊦	須磨区車字長者平904番地の1 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約26分「若草町」 徒歩6分	6階建 2号棟 4階 409号室	○	50㎡ 2DK 和6.6洋5 DK7.6	26,600 ～ 39,600	(2) 倍	
		松風 (昭和58年度) ㊦㊧	須磨区松風町3丁目1番 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩6分	12階建 3号棟 9階 910号室	スキップ ○ 非停止	64㎡ 3DK 和6.6洋4 DK8.5	36,000 ～ 53,500	(5) 倍	
		松風第二 (昭和62年度) ㊦㊧	須磨区松風町3丁目6番 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩4分	7階建 4号棟 5階 503号室	○	57㎡ 3DK 和6.4.5洋4.5 DK9.6	32,700 ～ 48,700	(未) 倍	
2 人 以 上	一般 407	古川第二 (平成3年度)	須磨区古川町1丁目1番1 JR「鷹取」駅 徒歩8分	9階建 1号棟 8階 803号室	○	60㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK7.5	32,200 ～ 48,000	(未) 倍	
		若草 (平成8年度) ㊦	須磨区車字道谷山2番地の1 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約26分「若草町」 徒歩6分	12階建 1号棟 3階 311号室	○	60㎡ 3LDK 和6.4.5洋5.4 LDK9.6	32,000 ～ 47,600	(1) 倍	
	一般 409	若草 (平成8年度) ㊦	須磨区車字道谷山2番地の1 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約26分「若草町」 徒歩6分	12階建 1号棟 11階 1109号室	○	60㎡ 3LDK 和6.4.5洋5.4 LDK9.6	32,000 ～ 47,600	(1) 倍	
		横尾 (昭和53年度) ㊦㊧	須磨区横尾4丁目1番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	9階建 13号棟 8階 805号室	○	47㎡ 3DK 和6.4洋3.5 DK6	23,900 ～ 35,600	(2) 倍	
	一般 411	横尾 (昭和62年度) ㊦	須磨区横尾6丁目3番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩6分	5階建 25号棟 4階 405号室	×	57㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK7.1	30,500 ～ 45,500	(2) 倍	

㊦ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
 ㊧ 団地内は坂道が多くなっております
 ㊨ 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

須磨区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 号	建 号室						
2 人 以 上	一般 412	横尾 (昭和63年度) !	須磨区横尾6丁目3番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩6分	5階建	27号棟	×	57㎡ 3DK	和6,6洋4.5 DK7.8	30,300 ～ 45,200	(2) 倍	
				5階	504号室						
	一般 413	横尾 (昭和63年度) !	須磨区横尾6丁目3番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩8分	5階建	30号棟	×	57㎡ 3DK	和6,6洋4.5 DK7.8	31,700 ～ 47,200	(2) 倍	
				2階	202号室						
	一般 414	南落合 (昭和54年度) !	須磨区南落合4丁目1番 地下鉄「名谷」駅より、市バス約5分「南落合 3丁目」 徒歩1分	12階建	176号棟	○	56㎡ 3SDK	和6,6洋3.5 S2 DK8.5	29,800 ～ 44,400	(2) 倍	
				3階	307号室						
	一般 415	南落合 (昭和54年度) !	須磨区南落合4丁目1番 地下鉄「名谷」駅より、市バス約5分「南落合 3丁目」 徒歩2分	12階建	177号棟	○	56㎡ 3SDK	和6,6洋3.5 S2 DK8.5	29,800 ～ 44,400	(2) 倍	
				6階	608号室						
	一般 416	北落合西 (昭和55年度) !	須磨区北落合3丁目38番 地下鉄「名谷」駅より、市バス約9分「神の谷 小学校前」 徒歩1分	10階建	217号棟	○	56㎡ 3SDK	和6,6洋3 S2.2 DK8.4	30,300 ～ 45,100	(6) 倍	
				8階	809号室						

! 団地内は坂道が多くなっております



テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

垂水区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 号	建 室						
1 人 以 上	一般 417	上高丸	垂水区上高丸1丁目1番	7階建	2号棟	○	51㎡ 2DK	和6洋4.5 DK9	26,500 ～ 39,500	(12) 倍	
		(平成元年度)	JR「垂水」駅より、市・山陽ハス約4分「旭が丘」徒歩4分	3階	306号室						
				10階建	2号棟		50㎡ 2DK				
	一般 418	北舞子第四	垂水区北舞子2丁目6番	1階	108号室	○	和6洋6.4 DK7.7	27,700 ～ 41,200	(12) 倍	(12) 倍	
		(平成7年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽ハス約8分「舞子台3」徒歩7分	8階	808号室		50㎡ 2DK				
				9階建	2号棟		和6洋6.4 DK7.7				
	一般 419	北舞子第四	垂水区北舞子2丁目6番	7階	707号室	○	51㎡ 2DK	26,100 ～ 38,900	(9) 倍	(9) 倍	
		(平成8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽ハス約8分「神和台口」徒歩4分	15階建	3号棟		和6洋5 DK6.9				
				4階	404号室		40㎡ 1DK				
	一般 421	ベルデ名谷	垂水区名谷町字高曽2292番地10	10階	1011号室	○	51㎡ 2DK	20,600 ～ 30,800	(4) 倍	(4) 倍	
		(平成8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽ハス約8分「神和台口」徒歩4分	18階建	4号棟		和6洋5 DK6.9				
				13階	1313号室		51㎡ 2DK				
	一般 422	ベルデ名谷	垂水区名谷町字高曽2292番地10	15階建	5号棟	○	和6洋5 DK6.9	25,900 ～ 38,600	(9) 倍	(9) 倍	
		(平成8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽ハス約8分「神和台口」徒歩4分	8階	804号室						
	一般 423	ベルデ名谷	垂水区名谷町字高曽2292番地10	15階建	5号棟	○	和6洋5 DK6.9	25,900 ～ 38,600	(9) 倍	(9) 倍	
		(平成8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽ハス約8分「神和台口」徒歩4分								
	一般 424	ベルデ名谷	垂水区名谷町字梨原2349番地の1	15階建	5号棟	○	和6洋5 DK6.9	25,900 ～ 38,600	(9) 倍	(9) 倍	
		(平成8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽ハス約8分「神和台口」徒歩4分								

❗ 団地内は坂道が多くなっております

垂水区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人 以 上	一般 425	ベルデ名谷 (平成8年度) !	垂水区名谷町字梨原2366番地の2 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分	20階建 7号棟 14階 1405号室	○	51㎡ 2DK 和6洋5 DK6.9	25,900 ～ 38,600	(9) 倍	
	一般 426	五色山南 (平成18年度) !	垂水区五色山6丁目6-1 山陽電鉄「霞ヶ丘」駅 徒歩5分	6階建 1号棟 2階 202号室	○	50㎡ 2DK 和6洋5.7 DK7.4	29,300 ～ 43,600	(未) 倍	
	一般 427	西高丸 (平成20年度)	垂水区高丸6丁目5番1 JR「垂水」駅より、山陽バス約7分「上高丸団 地」徒歩8分	7階建 1号棟 1階 104号室	○	44㎡ 1LDK 和6 LDK11.1	23,900 ～ 35,600	(16) 倍	
	一般 428	西高丸 (平成20年度)	垂水区高丸6丁目5番2 JR「垂水」駅より、山陽バス約7分「上高丸団 地」徒歩8分	7階建 2号棟 1階 105号室	○	44㎡ 1LDK 和6 LDK11.1	23,900 ～ 35,600	(16) 倍	
	一般 429	西高丸 (平成26年度)	垂水区高丸6丁目7番1 JR「垂水駅」より、山陽バス約7分「上高丸団 地」徒歩8分	6階建 4号棟 3階 306号室	○	40㎡ 2K 和6洋5.9 K3.8	22,300 ～ 33,200	(未) 倍	
	一般 430	西高丸 (平成26年度)	垂水区高丸6丁目7番1 JR「垂水駅」より、山陽バス約7分「上高丸団 地」徒歩8分	6階建 4号棟 5階 505号室	○	40㎡ 2K 和6洋5.9 K3.8	22,300 ～ 33,200	(未) 倍	
	一般 431	北舞子第五 (平成19年度)	垂水区北舞子2丁目4番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約8分「舞子 台3」徒歩8分	8階建 1号棟 5階 508号室	○	40㎡ 1DK 和6 DK7.5	22,900 ～ 34,100	(未) 倍	
	一般 432	新東多聞 (平成30年度)	垂水区学が丘6丁目1番1号 地下鉄「学園都市」駅より市・山陽バス 約10分「学が丘4丁目」徒歩5分	10階建 1号棟 3階 326号室	○	40㎡ 2K 洋6.8,5.1 K4.9	21,300 ～ 31,700	(24) 倍	

! 団地内は坂道が多くなっております

! 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

垂水区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 号	建 号						
1 人 以 上	一般 433	新東多聞 (平成30年度)	垂水区学が丘7丁目1番2号	10階建		○	40㎡ 2K	21,300 ～ 31,800	(24) 倍		
		(平成30年度)	地下鉄「学園都市」駅より市・山陽バス 約10分「学が丘4丁目」 徒歩5分	2号棟	3階 310号室		和6.8洋5.1 K4.9				
	一般 434	垂水山手 (昭和58年度)	垂水区山手6丁目3番1	8階建		○	59㎡ 3SLDK	29,100 ～ 43,300	(未) 倍		
		(昭和58年度)	山陽電鉄「東垂水」駅 徒歩13分	1号棟	5階 504号室		和6.6洋3.5 S2.3 LDK8.8				
	一般 435	王居殿第二 (昭和61年度)	垂水区王居殿2丁目10番	4階建		×	58㎡ 3DK	28,900 ～ 43,100	(3) 倍		
		(昭和61年度)	山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	2号棟	1階 104号室		和6.6洋4.5 DK6.6				
	一般 436	東多聞 (昭和52年度)	垂水区学が丘6丁目1番	12階建		○	47㎡ 3DK	21,000 ～ 31,300	(2) 倍		
		(昭和52年度)	地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス 約7分「学が丘4丁目」 徒歩4分	37号棟	9階 902号室		和6.4洋3 DK6.2				
	一般 437	狩口 (昭和61年度)	垂水区狩口台6丁目4番	5階建		×	60㎡ 3DK	30,800 ～ 45,900	(1) 倍		
		(昭和61年度)	JR「朝霧」駅 徒歩7分	1号棟	5階 503号室		和6.6洋5 DK6.3				
	一般 438	狩口 (昭和61年度)	垂水区狩口台6丁目4番	5階建		×	59㎡ 3DK	30,600 ～ 45,500	(1) 倍		
		(昭和61年度)	JR「朝霧」駅 徒歩7分	2号棟	4階 401号室		和6.6洋5 DK6.1				
	一般 439	星が丘 (昭和62年度)	垂水区星が丘2丁目1番48	6階建		スキップ ○	60㎡ 3DK	32,200 ～ 47,900	(2) 倍		
		(昭和62年度)	JR「垂水」駅より、市・山陽バス約4分「細道 下」 徒歩2分	1号棟	6階 608号室		和6.6洋5 DK7.3				
	一般 440	北舞子第二 (昭和63年度)	垂水区舞子台8丁目14番	5階建		×	60㎡ 3DK	31,500 ～ 46,900	(3) 倍		
		(昭和63年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞 子小学校前」 徒歩5分	9号棟	3階 303号室		和6.6洋4.5 DK6.4				

Ⓢ 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

垂水区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 号	建 号						
2 人 以 上	一般 441	上高丸 (平成元年度)	垂水区上高丸1丁目1番 JR「垂水」駅より、市・山陽バス約4分「旭が丘」徒歩4分	11階建 1号棟		○	61㎡ 3DK 和6.4.5洋4.5 DK10.7		31,900 ～ 47,500	(未) 倍	
	一般 442	王居殿第五 (平成4年度)	垂水区王居殿2丁目13番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩9分	5階建 4号棟		×	61㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK8.2		31,500 ～ 46,900	(1) 倍	
	一般 443	旭が丘第二 (平成4年度)	垂水区旭が丘3丁目12番 JR「垂水」駅 徒歩14分	12階建 1号棟		○	63㎡ 3DK 和6.6洋5.6 DK9.5		35,100 ～ 52,300	(未) 倍	
	一般 444	舞子山手 (平成7年度)	垂水区本多町7丁目2番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多聞介護センター前」徒歩2分	14階建 1号棟		○	58㎡ 3DK 和4.5.6洋4 DK8		29,800 ～ 44,300	(2) 倍	
	一般 445	ベルデ名谷 (平成8年度)	垂水区名谷町字高曽2292番地10 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」徒歩4分	15階建 3号棟		○	60㎡ 3DK 和6.4.5洋4.8 DK8.9		30,900 ～ 46,000	(4) 倍	
	一般 446	ベルデ名谷 (平成8年度)	垂水区名谷町字高曽2292番地10 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」徒歩4分	18階建 4号棟		○	60㎡ 3DK 和6.4.5洋4.8 DK8.9		30,900 ～ 46,000	(4) 倍	
	一般 447	ベルデ名谷 (平成8年度)	垂水区名谷町字梨原2366番地の2 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」徒歩4分	20階建 7号棟		○	60㎡ 3DK 和6.4.5洋4.8 DK8.9		30,900 ～ 46,000	(4) 倍	
	一般 448	狩口 (昭和61年度)	垂水区狩口台6丁目4番 JR「朝霧」駅 徒歩7分	5階建 4号棟		×	75㎡ 4DK 和6.6.6洋5 DK8		39,100 ～ 58,200	(未) 倍	
	4 人 以 上			3階 305号室							

国道等が近い為騒音等が発生することがあります
 団地内は坂道が多くなっております
 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

垂水区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(m ²) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 号	建 数 号 室						
4 人 以 上	一般 449	五色山	垂水区五色山5丁目2番	6階建		○	77m ²	4DK 和6,6洋6.3,6.3 DK9.5	44,000 ～ 65,500	(未) 倍	
		(平成4年度)	山陽電鉄「霞ヶ丘」駅 徒歩2分	2号棟							
				4階 410号室							

北区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人 以 上	一般 451	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K 和7洋4.6 K2.9	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
				9階 909号室					
				8階建 1号棟					
	一般 452	からと中央 (平成23年度)	北区唐櫃台3丁目20番1 神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分	4階 407号室	○	43㎡ 2K 和6洋5.6 K4	21,500 ～ 32,100	(4) 倍	
				8階建 1号棟					
				6階 605号室					
	一般 453	からと中央 (平成23年度)	北区唐櫃台3丁目20番1 神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分	10階建 6号棟	○	40㎡ 2K 和7洋4.6 K2.9	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
				2階 211号室					
				10階建 10号棟					
	一般 455	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	1階 106号室	○	50㎡ 2DK 和6.1洋5.7 DK7.9	26,000 ～ 38,700	(未) 倍	
				10階建 10号棟					
				3階 308号室					
	一般 456	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K 和7洋4.6 K3	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
				3階 311号室					
				10階建 10号棟					
	一般 457	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	3階 312号室	○	40㎡ 2K 和7洋4.6 K2.9	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
				10階建 10号棟					
				3階 312号室					
	一般 458	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K 和7洋4.6 K2.9	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
				3階 312号室					
				3階 312号室					

北区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	室 数						
1 人 以 上	一般 459	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建	40㎡	○	2K	(未) 倍	20,900 ～ 31,200		
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10号棟	和7洋4.6		K3				
				4階 411号室							
	一般 460	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建	40㎡	○	2K	(未) 倍	20,900 ～ 31,200		
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10号棟	和7洋4.6		K2.9				
				4階 412号室							
	一般 461	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建	40㎡	○	2K	(未) 倍	20,900 ～ 31,200		
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10号棟	和7洋4.6		K2.9				
				5階 512号室							
	一般 462	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建	40㎡	○	2K	(未) 倍	20,900 ～ 31,200		
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10号棟	和7洋4.6		K3				
				5階 513号室							
	一般 463	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建	40㎡	○	2K	(未) 倍	20,900 ～ 31,200		
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10号棟	和7洋4.6		K2.9				
				6階 609号室							
	一般 464	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建	40㎡	○	2K	(未) 倍	20,900 ～ 31,200		
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10号棟	和7洋4.6		K2.9				
				6階 612号室							
	一般 465	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建	40㎡	○	2K	(未) 倍	20,900 ～ 31,200		
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10号棟	和7洋4.6		K3				
				6階 613号室							
	一般 466	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建	40㎡	○	2K	(未) 倍	20,900 ～ 31,200		
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10号棟	和7洋4.6		K3				
				7階 711号室							

北区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人 以 上	一般 467	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K 和7洋4.6 K3	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
				8階 808号室					
				10階建 10号棟					
	一般 468	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K 和7洋4.6 K2.9	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
				8階 809号室					
				10階建 10号棟					
	一般 469	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K 和7洋4.6 K3	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
				9階 908号室					
				10階建 10号棟					
	一般 470	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K 和7洋4.6 K2.9	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
				9階 912号室					
				10階建 10号棟					
	一般 471	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K 和7洋4.6 K3	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
				9階 913号室					
				10階建 10号棟					
	一般 472	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K 和7洋4.6 K3	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
				10階 1011号室					
				10階建 10号棟					
	一般 473	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K 和7洋4.6 K2.9	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
				10階 1012号室					
				9階建 11号棟					
	一般 474	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目3番11号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	1階 106号室	○	40㎡ 2K 和7洋4.6 K3	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	

北区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	建 室						
1 人 以 上	一般 475	新桜の宮	北区甲栄台3丁目3番11号	9階建	11号棟	○	40㎡ 2K	和7洋4.6 K3	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	1階	107号室						
	一般 476	新桜の宮	北区甲栄台3丁目3番11号	9階建	11号棟	○	40㎡ 2K	和7洋4.6 K2.9	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	2階	205号室						
	一般 477	新桜の宮	北区甲栄台3丁目3番11号	9階建	11号棟	○	40㎡ 2K	和7洋4.6 K3	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	2階	206号室						
	一般 478	新桜の宮	北区甲栄台3丁目3番11号	9階建	11号棟	○	40㎡ 2K	和7洋4.6 K3	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	2階	207号室						
	一般 479	新桜の宮	北区甲栄台3丁目3番11号	9階建	11号棟	○	40㎡ 2K	和7洋4.6 K2.9	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	2階	208号室						
	一般 480	新桜の宮	北区甲栄台3丁目3番11号	9階建	11号棟	○	40㎡ 2K	和7洋4.6 K2.9	20,900 ～ 31,200	(未) 倍	
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	3階	305号室						
2 人 以 上	一般 481	西大池	北区西大池2丁目7番	10階建	101号棟	○	58㎡ 3LDK	和6.4.5洋4.5 LDK9.5	27,000 ～ 40,200	(1) 倍	
		(昭和63年度)	神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	7階	707号室						
	一般 482	西大池第二 (平成4年度)	北区西大池2丁目9番	6階建	204号棟	○	65㎡ 3DK	和6.6洋5 DK11.6	30,600 ～ 45,600	(1) 倍	
			神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分	5階	503号室						

北 区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	一般 483	西大池第四 (平成13年度)	北区西大池2丁目6番	6階建 210号棟	○	64㎡ 3DK		31,300 ～ 46,600	(未) 倍	
			神戸電鉄「大池」駅 徒歩14分	3階 302号室		和6.4洋5.9,4.6 DK9.6				
	一般 484	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建 10号棟	○	61㎡ 2LDK		31,500 ～ 46,900	(未) 倍	
			神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	1階 101号室		和6.4洋5.1 LDK15.9				
	一般 485	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建 10号棟	○	61㎡ 2LDK		31,500 ～ 46,900	(未) 倍	
			神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	2階 201号室		和6.4洋5.1 LDK15.9				
	一般 486	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建 10号棟	○	61㎡ 2LDK		31,500 ～ 46,900	(未) 倍	
			神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	2階 204号室		和6.4洋5.1 LDK15.9				
	一般 487	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建 10号棟	○	61㎡ 2LDK		31,500 ～ 46,900	(未) 倍	
			神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	3階 301号室		和6.4洋5.1 LDK15.9				
	一般 488	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建 10号棟	○	61㎡ 2LDK		31,500 ～ 46,900	(未) 倍	
			神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	3階 304号室		和6.4洋5.1 LDK15.9				
4 人 以 上	一般 489	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建 10号棟	○	61㎡ 2LDK		31,500 ～ 46,900	(未) 倍	
			神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	5階 504号室		和6.4洋5.1 LDK15.9				
	一般 490	西大池第五 (平成20年度)	北区西大池2丁目5番	6階建 212号棟	○	73㎡ 4LDK		35,600 ～ 52,900	(未) 倍	
			神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	5階 501号室		和6.4.5洋6.5.1 LDK9.5				

北区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(m ²) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
4 人 以 上	一般 491	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番9号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	9階建 9号棟 4階 409号室	○	72m ² 4DK 和6.4;洋6.1,4.6,4.6 DK10.7	36,900 ～ 54,900	(17) 倍	
		新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番9号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	9階建 9号棟 5階 509号室	○	72m ² 4DK 和6.4;洋6.1,4.6,4.6 DK10.7	36,900 ～ 54,900	(17) 倍	
		新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番9号 神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩4分	9階建 9号棟 9階 909号室	○	72m ² 4DK 和6.4;洋6.1,4.6,4.6 DK10.7	36,900 ～ 54,900	(17) 倍	

西区

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	室 数						
2 人 以 上	一般 494	押部谷第二	西区押部谷町西盛566番地の42	3階建		×	64㎡		26,000 ～ 38,700	(0) 倍	
		(平成5年度)	神戸電鉄「押部谷」駅 徒歩8分	2号棟			和6,6洋4.2				
				1階 103号室			DK10.8				
3 人 以 上	一般 495	西神南	西区井吹台西町1丁目2番地	14階建		○	69㎡		36,800 ～ 54,800	(6) 倍	
		(平成6年度)	地下鉄「西神南」駅 徒歩7分	3号棟			3DK				
				11階 1104号室			和6,6洋6.4				

☎ テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

募集住宅一覧

特定目的住宅

「募集住宅一覧」の見方は22ページをご参照ください。

なお、月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは20ページをご覧ください。

風呂 …… 全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。

洗濯機置場 …… 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。

入居予定は令和8年12月1日から1ヶ月となります。
間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。



神戸市営住宅一覧

検索

【シルバー・ハイツ】(単身向)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間 取 り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
単 身 向	特目 801	シルバー・ハイツ 北青木 (平成5年度) ㊦	東灘区北青木1丁目1番3 阪神「深江」駅 徒歩6分	7階建 1号棟 3階 315号室	○	39㎡ 1DK 和6 DK9.3	24,600 ～ 36,700	(43) 倍		
	特目 802	シルバー・ハイツ 北青木 (平成5年度) ㊦	東灘区北青木1丁目1番3 阪神「深江」駅 徒歩6分	7階建 1号棟 7階 714号室	○	39㎡ 1DK 和6 DK9.3	24,600 ～ 36,700	(43) 倍		
	特目 803	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度) ㊦	灘区摩耶海岸通2丁目3番 阪神「岩屋」駅 徒歩9分	9階建 9号棟 3階 309号室	○	44㎡ 1DK 和6 DK9	27,600 ～ 41,100	(45) 倍		
	特目 804	ルゼフィール 中道 (平成8年度)	兵庫区中道通6丁目1番13 神戸高速「大開」駅 徒歩5分	9階建 1号棟 4階 405号室	○	43㎡ 1DK 和6 DK8.5	25,700 ～ 38,200	(64) 倍		
	特目 805	ルゼフィール 中道 (平成8年度)	兵庫区中道通6丁目1番13 神戸高速「大開」駅 徒歩5分	9階建 1号棟 5階 501号室	○	43㎡ 1DK 和6 DK8.5	25,700 ～ 38,200	(64) 倍		
	特目 806	シルバー・ハイツ 長田北 (平成2年度)	長田区北町3丁目3番地 神戸高速「高速長田」駅 徒歩5分	7階建 1号棟 5階 504号室	○	39㎡ 1DK 和6 DK8.4	21,300 ～ 31,700	(49) 倍		
	特目 807	シルバー・ハイツ 松風第二 (平成7年度) ㊦㊧	須磨区松風町3丁目6番5 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩5分	7階建 1号棟 2階 204号室	○	44㎡ 1DK 和6 DK8.1	26,500 ～ 39,400	(55) 倍		
	特目 808	シルバー・ハイツ 松風第二 (平成7年度) ㊦㊧	須磨区松風町3丁目6番5 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩5分	7階建 1号棟 2階 205号室	○	44㎡ 1DK 和6 DK8.1	26,500 ～ 39,400	(55) 倍		

㊦ 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

㊧ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

【シルバーハイツ】(単身向)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
単 身 向	特目 809	シルバーハイツ 松風第二 (平成7年度) ⒺⒻ	須磨区松風町3丁目6番5 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩5分	7階建 1号棟 3階 304号室	○	44㎡ 1DK 和6 DK8.1	26,500 ～ 39,400	(55) 倍	
	特目 810	シルバーハイツ 松風第二 (平成7年度) ⒺⒻ	須磨区松風町3丁目6番5 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩5分	7階建 1号棟 6階 605号室	○	44㎡ 1DK 和6 DK8.1	26,500 ～ 39,400	(55) 倍	
	特目 811	シルバーハイツ 松風第二 (平成7年度) ⒺⒻ	須磨区松風町3丁目6番5 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩5分	7階建 1号棟 7階 705号室	○	44㎡ 1DK 和6 DK8.1	26,500 ～ 39,400	(55) 倍	
	特目 812	シルバーハイツ 松風第二 (平成7年度) ⒺⒻ	須磨区松風町3丁目6番5 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩5分	7階建 1号棟 7階 706号室	○	44㎡ 1DK 和6 DK8.1	26,500 ～ 39,400	(55) 倍	
	特目 813	ベルデ名谷 (平成8年度) ⒺⒻ	垂水区名谷町字高曽2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	8階建 1号棟 6階 603号室	○	40㎡ 1DK 和6 DK7.1	20,400 ～ 30,400	(9) 倍	
	特目 814	ベルデ名谷 (平成8年度) ⒺⒻ	垂水区名谷町字高曽2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	8階建 1号棟 6階 616号室	○	40㎡ 1DK 和6 DK7.1	20,400 ～ 30,400	(9) 倍	
	特目 815	ベルデ名谷 (平成8年度) ⒺⒻ	垂水区名谷町字高曽2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	8階建 1号棟 8階 812号室	○	40㎡ 1DK 和6 DK7.1	20,400 ～ 30,400	(9) 倍	

 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
 団地内は坂道が多くなっております

【シルバーハイツ】(世帯向2人以上)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	号 室						
世 帯 向 2 人 以 上	特目 816	フレール 魚崎中町 (平成11年度)	東灘区魚崎中町4丁目10番50 阪神「魚崎」駅 徒歩5分	4階建 1号棟	4階 405号室	○	54㎡ 2DK 和6洋7 DK6	35,400 ～ 52,700	(未) 倍		
	特目 817	シルバーハイツ 筒井 (平成7年度)	中央区筒井町1丁目1番1 阪急「春日野道」駅 徒歩8分	14階建 1号棟	3階 326号室	○	50㎡ 2DK 和6洋5 DK7.4	30,600 ～ 45,600	(32) 倍		
	特目 818	シルバーハイツ 筒井 (平成7年度)	中央区筒井町1丁目1番1 阪急「春日野道」駅 徒歩8分	14階建 1号棟	4階 422号室	○	50㎡ 2DK 和6洋5 DK7.4	30,600 ～ 45,600	(32) 倍		
	特目 819	シルバーハイツ 筒井 (平成7年度)	中央区筒井町1丁目1番1 阪急「春日野道」駅 徒歩8分	14階建 1号棟	5階 512号室	○	50㎡ 2DK 和6洋5 DK7.4	30,600 ～ 45,600	(32) 倍		
世 帯 向 2 人 以 上	特目 820	HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度)	中央区脇浜海岸通3丁目2番 阪神「春日野道」駅 徒歩6分	9階建 6号棟	5階 503号室	○	49㎡ 2DK 和6洋5.3 DK7.2	31,200 ～ 46,400	(54) 倍		
	特目 821	シルバーハイツ 菊水 (昭和62年度)	兵庫区菊水町10丁目40番地 JR「神戸」駅より、市バス約15分「菊水町10」 徒歩2分	6階建 1号棟	4階 403号室	○	48㎡ 2DK 和6.4.5 DK8.4	26,000 ～ 38,800	(4) 倍		
	特目 822	シルバーハイツ 菊水 (昭和62年度)	兵庫区菊水町10丁目40番地 JR「神戸」駅より、市バス約15分「菊水町10」 徒歩2分	6階建 1号棟	6階 604号室	○	52㎡ 2DK 和6.4.5 DK8.4	28,100 ～ 41,800	(4) 倍		
	特目 823	ルゼフィール 中道 (平成8年度)	兵庫区中道通6丁目1番13 神戸高速「大開」駅 徒歩5分	9階建 1号棟	4階 403号室	○	55㎡ 2DK 和6洋5.4 DK8.8	32,500 ～ 48,400	(28) 倍		

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

【シルバーハイツ】(世帯向2人以上)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
世 帯 向 2 人 以 上	特目 824	シルバーハイツ 長田北 (平成2年度)	長田区北町3丁目3番地 神戸高速「高速長田」駅 徒歩5分	7階建 1号棟 6階 601号室	○	54㎡ 2DK 和6.4.5 DK8.7	29,200 ～ 43,500	(18) 倍	
	特目 825	ベルデ名谷 (平成8年度)	垂水区名谷町字高曽2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	8階建 1号棟 2階 208号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.7	25,800 ～ 38,500	(2) 倍	
	特目 826	ベルデ名谷 (平成8年度)	垂水区名谷町字高曽2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	8階建 1号棟 5階 501号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.7	25,800 ～ 38,500	(2) 倍	
	特目 827	ベルデ名谷 (平成8年度)	垂水区名谷町字高曽2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	8階建 1号棟 5階 508号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.7	25,800 ～ 38,500	(2) 倍	
	特目 828	ベルデ名谷 (平成8年度)	垂水区名谷町字高曽2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	8階建 1号棟 5階 517号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.7	25,800 ～ 38,500	(2) 倍	
	特目 829	ベルデ名谷 (平成8年度)	垂水区名谷町字高曽2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	8階建 1号棟 6階 601号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.7	25,800 ～ 38,500	(2) 倍	
	特目 830	ベルデ名谷 (平成8年度)	垂水区名谷町字高曽2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	8階建 1号棟 7階 717号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.7	25,800 ～ 38,500	(2) 倍	
	特目 831	西大池第四 (平成13年度)	北区西大池2丁目6番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩14分	8階建 209号棟 2階 204号室	○	53㎡ 2DK 和6洋6.1 DK7.9	25,500 ～ 38,000	(1) 倍	

❗ 団地内は坂道が多くなっております

【シルバークハイツ】(世帯向2人以上)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(m ²) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	号 室						
世 帯 向 2 人 以 上	特 目 832	西大池第四	北区西大池2丁目6番	8階建	209号棟	○	53㎡	2DK 和6洋6.1 DK7.9	25,500 ～ 38,000	(1) 倍	
		(平成13年度)	神戸電鉄「大池」駅 徒歩14分	8階							
	特 目 833	西大池第四	北区西大池2丁目6番	7階建	211号棟	○	53㎡	2DK 和6洋6.1 DK7.9	25,500 ～ 38,000	(1) 倍	
		(平成13年度)	神戸電鉄「大池」駅 徒歩14分	7階							
					703号室						

【高齢者世帯向住宅】(1人以上)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(m ²) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	建 室						
1 人 以 上	特 目 834	丸山東	長田区滝谷町2丁目8番	5階建		○	41m ²		20,600 ～ 30,700	(1) 倍	
		(昭和47年度)	神戸電鉄「丸山」駅 徒歩5分	2号棟			和6,6				
				1階			DK6.8				
				110号室							

【高齢者世帯向住宅】(世帯向2人以上)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
世 帯 向 2 人 以 上	特目 835	大池西 (昭和52年度) 🚶🏠	須磨区大池町5丁目2番 山陽電鉄「東須磨」駅 徒歩8分	7階建 2号棟 2階 201号室	○	47㎡ 3DK 和6,4洋3.5 DK5.9		25,100 ～ 37,400	(9) 倍	
	特目 836	大池西 (昭和52年度) 🚶🏠	須磨区大池町5丁目2番 山陽電鉄「東須磨」駅 徒歩8分	7階建 2号棟 2階 207号室	○	47㎡ 3DK 和6,4洋3.5 DK5.9		25,100 ～ 37,400	(9) 倍	
	特目 837	松風 (昭和57年度) 🚶🏠	須磨区松風町3丁目1番 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩6分	14階建 1号棟 2階 207号室	スキップ ○ 停止階	64㎡ 3DK 和6,6洋4 DK8.5		35,800 ～ 53,300	(未) 倍	
	特目 838	松風第二 (昭和59年度) 🚶🏠	須磨区松風町3丁目5番 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩2分	11階建 3号棟 2階 207号室	○	58㎡ 3LDK 和6,6洋4 LDK9.3		32,900 ～ 48,900	(11) 倍	
世 帯 向 2 人 以 上	特目 839	横尾 (昭和53年度) 🚶🏠	須磨区横尾4丁目1番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	9階建 14号棟 2階 210号室	○	47㎡ 3DK 和6,4洋3.5 DK6		25,200 ～ 37,600	(未) 倍	
	特目 840	横尾 (昭和63年度) 🚶🏠	須磨区横尾6丁目3番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩6分	5階建 28号棟 1階 102号室	×	57㎡ 3DK 和6,6洋4.5 DK7.8		31,700 ～ 47,200	(0) 倍	
	特目 841	北落合西 (昭和55年度) 🚶🏠	須磨区北落合3丁目38番 地下鉄「名谷」駅より、市バス約9分「神の谷 小学校前」 徒歩2分	10階建 218号棟 2階 210号室	○	56㎡ 3SDK 和6,6洋3 S2.2 DK8.4		30,300 ～ 45,100	(未) 倍	
	特目 842	狩口 (昭和61年度) 🚶🏠	垂水区狩口台6丁目4番 JR「朝霧」駅 徒歩7分	5階建 4号棟 1階 103号室	×	60㎡ 3DK 和6,6洋5 DK6.3		32,200 ～ 48,000	(3) 倍	

国道等が近い為騒音等が発生することがあります
 団地内は坂道が多くなっております
 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
 テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

【母子・父子世帯向住宅】(2人以上)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	特目 843	本山第四 (昭和51年度)	東灘区本山南町7丁目3番 阪神「深江」駅 徒歩12分	13階建 1号棟 13階 1303号室	○	48㎡ 3DK 和6.4洋3.5 DK6.4	27,700 ～ 41,300	(3) 倍	
	特目 844	北青木 (昭和52年度)	東灘区北青木1丁目1番1 阪神「深江」駅 徒歩6分	10階建 1号棟 10階 1003号室	○	47㎡ 3DK 和6.4洋3 DK6	26,400 ～ 39,400	(1) 倍	
	特目 845	松原 (昭和46年度)	兵庫区松原通4丁目2番25 JR「兵庫」駅 徒歩8分	10階建 2号棟 10階 1001号室	○	37㎡ 2DK 和6.6 DK5.2	18,000 ～ 26,800	(未) 倍	
	特目 846	御崎東 (昭和47年度)	兵庫区御崎町1丁目3番10 地下鉄「御崎公園」駅 徒歩6分	9階建 1号棟 4階 410号室	○	38㎡ 2DK 和6.4 DK5.7	17,700 ～ 26,300	(1) 倍	
	特目 847	御崎東 (昭和47年度)	兵庫区御崎町1丁目3番10 地下鉄「御崎公園」駅 徒歩6分	9階建 1号棟 6階 609号室	○	38㎡ 2DK 和6.4 DK5.7	18,700 ～ 27,900	(1) 倍	
	特目 848	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16 神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	11階建 2号棟 4階 405号室	○	39㎡ 2DK 和6.4 DK8.1	18,800 ～ 28,000	(0) 倍	
	特目 849	房王寺 (昭和48年度)	長田区房王寺町3丁目4番 神戸電鉄「長田」駅 徒歩6分	11階建 3号棟 3階 304号室	○	39㎡ 2DK 和6.4 DK7.1	20,100 ～ 29,900	(3) 倍	
	特目 850	丸山東 (昭和50年度)	長田区滝谷町2丁目8番 神戸電鉄「丸山」駅 徒歩5分	5階建 3号棟 3階 306号室	○	46㎡ 3DK 和6.4洋3.5 DK5.9	23,200 ～ 34,600	(未) 倍	

鉄道が近い為騒音等が発生することがあります



近隣にサッカー競技場があり、騒音等が発生することがあります

【母子・父子世帯向住宅】(2人以上)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	特目 851	丸山東 (昭和50年度)	長田区滝谷町2丁目8番 神戸電鉄「丸山」駅 徒歩5分	5階建 3号棟 5階 507号室	○	46㎡ 3DK 和6,4洋3.5 DK5.9	23,200 ～ 34,600	(未) 倍	
	特目 852	松風 (昭和57年度)	須磨区松風町3丁目1番 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩6分	14階建 2号棟 4階 407号室	スキップ ○ 非停止	64㎡ 3DK 和6,6洋4 DK8.5	35,800 ～ 53,300	(4) 倍	
	特目 853	横尾 (昭和62年度)	須磨区横尾6丁目3番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩6分	5階建 24号棟 3階 301号室	×	57㎡ 3DK 和6,6洋4.5 DK7.1	30,900 ～ 46,000	(1) 倍	
	特目 854	本多間第五 (昭和61年度)	垂水区本多間3丁目1番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約15分「垂水 警察署前」 徒歩4分	5階建 30号棟 4階 403号室	×	57㎡ 3DK 和6,6洋4.5 DK5.7	27,000 ～ 40,200	(0) 倍	
	特目 855	本多間第五 (昭和61年度)	垂水区本多間3丁目1番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約15分「垂水 警察署前」 徒歩4分	5階建 35号棟 4階 401号室	×	57㎡ 3DK 和6,6洋4.5 DK7.1	27,100 ～ 40,300	(0) 倍	
	特目 856	王居殿第二 (昭和61年度)	垂水区王居殿2丁目10番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	4階建 4号棟 3階 302号室	×	58㎡ 3DK 和6,6洋4.5 DK6.6	28,400 ～ 42,400	(未) 倍	
	特目 857	東多間 (昭和53年度)	垂水区学が丘6丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス 約7分「学が丘4丁目」 徒歩2分	12階建 36号棟 4階 412号室	○	47㎡ 3DK 和6,4洋3 DK6.2	22,500 ～ 33,500	(3) 倍	
	特目 858	東多間 (昭和52年度)	垂水区学が丘6丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス 約7分「学が丘4丁目」 徒歩4分	12階建 37号棟 5階 506号室	○	47㎡ 3DK 和6,4洋3 DK6.2	22,400 ～ 33,300	(3) 倍	

● 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります



● 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

● 団地内は坂道が多くなっております



● 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

【母子・父子世帯向け住宅】(2人以上・3人以上・4人以上)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	特目 859	千鳥が丘 (昭和51年度)	垂水区千鳥が丘3丁目20番18 JR「垂水」駅より、山陽バス約6分「団地北」 徒歩1分	11階建 1号棟 3階 304号室	○	47㎡ 3DK 和6.4洋3.5 DK6.4	23,100 ～ 34,300	(未) 倍	
		狩口 (昭和61年度)	垂水区狩口台6丁目4番 JR「朝霧」駅 徒歩7分	5階建 3号棟 3階 305号室	×	59㎡ 3DK 和6.6洋5 DK6.1	30,900 ～ 46,000	(未) 倍	
		ベルデ名谷 (平成8年度)	垂水区名谷町字高曽2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	9階建 2号棟 3階 310号室	○	51㎡ 2DK 和6.4洋4.5 DK6.7	26,100 ～ 38,900	(0) 倍	
3 人 以 上	特目 862	房王寺 (昭和62年度)	長田区房王寺町4丁目2番 神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	5階建 13号棟 2階 205号室	×	61㎡ 3DK 和6.6,4.5 DK6	33,000 ～ 49,100	(未) 倍	
		港島 (昭和54年度)	中央区港島中町2丁目4番地の1 ポートライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	8階建 73号棟 1階 101号室	○	69㎡ 3LDK 和6.6洋3.5 LDK15	39,500 ～ 58,700	(未) 倍	

❗ 団地内は坂道が多くなっております

🚗 テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

【障害者世帯向住宅】

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間 取 り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 号	建 室 号						
世 帯 人 数 制 限 な し	特目 864	大石東 (昭和51年度) ㊦㊧	灘区大石東町3丁目1番12 阪神「大石」駅 徒歩7分	9階建	206号室	○	50㎡ 3DK	27,700 ～ 41,200	(13) 倍		
				1号棟			和6.4洋3.5 DK7.2				
	特目 865	岩屋北第二 (平成2年度) ㊦	灘区岩屋北町6丁目1番2 JR「灘」駅 徒歩1分	12階建	408号室	○	58㎡ 3DK	34,800 ～ 51,700	(未) 倍		
				1号棟			和6.6洋5 DK7.6				
	特目 866	大池西 (昭和52年度) ㊦	須磨区大池町5丁目2番 山陽電鉄「東須磨」駅 徒歩8分	7階建	103号室	○	50㎡ 3DK	26,400 ～ 39,300	(未) 倍		
				1号棟			和6.4洋3.5 DK6.9				
	特目 867	大池西 (昭和52年度) ㊦	須磨区大池町5丁目2番 山陽電鉄「東須磨」駅 徒歩8分	7階建	105号室	○	47㎡ 3DK	25,100 ～ 37,400	(未) 倍		
				2号棟			和6.4洋3.5 DK5.9				
特目 868	松風第二 (昭和59年度) ㊦㊧	須磨区松風町3丁目5番 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩2分	11階建	206号室	○	58㎡ 3LDK	32,900 ～ 48,900	(未) 倍			
			3号棟			和6.6洋4 LDK9.3					
特目 869	松風第二 (昭和59年度) ㊦㊧	須磨区松風町3丁目5番 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩2分	11階建	507号室	○	58㎡ 3LDK	33,100 ～ 49,200	(未) 倍			
			3号棟			和6.6洋4 LDK9.3					
特目 870	中島 (平成3年度) ㊦	須磨区中島町2丁目6番16 山陽電鉄「東須磨」駅 徒歩8分	14階建	404号室	○	60㎡ 3DK	34,100 ～ 50,700	(12) 倍			
			1号棟			和6.6洋6 DK6					
特目 871	横尾 (昭和63年度) ㊦	須磨区横尾6丁目3番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩6分	5階建	204号室	×	57㎡ 3DK	31,700 ～ 47,200	(6) 倍			
			27号棟			和6.6洋4.5 DK7.8					

㊦ 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

㊦ 団地内は坂道が多くなっております



㊦ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

【障害者世帯向住宅】

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
世 帯 人 数 制 限 な し	特目 872	東多聞 (昭和52年度)	垂水区学が丘6丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス 約7分「学が丘4丁目」徒歩4分	12階建 37号棟 4階 406号室	○	47㎡ 3DK 和6.4洋3 DK6.2	22,600 ～ 33,700	(6) 倍	
	特目 873	狩口 (昭和61年度)	垂水区狩口台6丁目4番 JR「朝霧」駅 徒歩7分	5階建 3号棟 2階 204号室	×	59㎡ 3DK 和6.6洋5 DK6.1	31,600 ～ 47,100	(0) 倍	
	特目 874	狩口 (昭和61年度)	垂水区狩口台6丁目4番 JR「朝霧」駅 徒歩7分	5階建 4号棟 1階 101号室	×	59㎡ 3DK 和6.6洋5 DK6.1	31,600 ～ 47,100	(0) 倍	
	特目 875	狩口第二 (昭和63年度)	垂水区狩口台6丁目7番 JR「朝霧」駅 徒歩8分	5階建 4号棟 1階 103号室	×	60㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK6	32,500 ～ 48,300	(2) 倍	
	特目 876	上高丸 (平成元年度)	垂水区上高丸1丁目1番 JR「垂水」駅より、市・山陽バス約4分「旭が 丘」徒歩4分	11階建 1号棟 1階 104号室	○	61㎡ 3DK 和6.4.5洋4.5 DK10.7	31,900 ～ 47,500	(未) 倍	

【車椅子常用者世帯向け住宅】

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
世 帯 人 数 制 限 な し	特目 877	本山第三 (昭和49年度)	東灘区本山町1丁目3番 阪神「深江」駅 徒歩6分	8階建 2号棟 1階 106号室	○	45㎡ 2DK 和4.5洋5.5 DK6.5	26,200 ～ 39,000	(未) 倍	
	特目 878	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度)	灘区摩耶海岸通2丁目3番 阪神「岩屋」駅 徒歩9分	9階建 9号棟 1階 112号室	○	59㎡ 2DK 和6洋5.6 DK10.6	36,500 ～ 54,400	(5) 倍	
	特目 879	重池第二 (昭和61年度)	長田区重池町2丁目3番5 神戸電鉄「長田」駅 徒歩9分	5階建 4号棟 1階 102号室	×	59㎡ 2DK 和6洋4.5 DK10.8	32,200 ～ 47,900	(未) 倍	
	特目 880	上高丸 (平成元年度)	垂水区上高丸1丁目1番 JR「垂水」駅より、市・山陽バス約4分「旭が 丘」 徒歩4分	7階建 2号棟 2階 203号室	○	62㎡ 3DK 和6.4.5洋4.5 DK9.9	32,300 ～ 48,000	(未) 倍	
	特目 881	旭が丘第二 (平成4年度)	垂水区旭が丘3丁目12番 JR「垂水」駅 徒歩14分	12階建 1号棟 1階 110号室	○	64㎡ 3DK 和4.5洋4.1.5.5 DK10.8	35,700 ～ 53,200	(5) 倍	
	特目 882	西高丸 (平成26年度)	垂水区高丸6丁目7番1 JR「垂水駅」より、山陽バス約7分「上高丸団 地」 徒歩8分	6階建 4号棟 1階 107号室	○	61㎡ 2DK 洋7.2.6.6 DK8.8	33,400 ～ 49,800	(未) 倍	
	特目 883	新東多聞 (平成30年度)	垂水区学が丘7丁目1番2号 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス 約10分「学が丘4丁目」 徒歩5分	10階建 2号棟 1階 116号室	○	58㎡ 2DK 洋6.1.4.6 DK12.7	31,100 ～ 46,300	(3) 倍	

Ⓜ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

【身体障害者世帯向住宅】

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(m ²) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	室 数						
世帯人数制限なし	特目 884	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度) 	灘区摩耶海岸通2丁目3番	14階建		○	49m ² 2DK		30,300 ～ 45,100	(20) 倍	
			阪神「岩屋」駅 徒歩7分	4号棟			和6洋4.5 DK7.5				
	特目 885	大同 (平成27年度)	兵庫区大同町2丁目2番2 地下鉄「湊川公園」より、市バス約8分「石井橋」 徒歩6分	4階 402号室		○	48m ² 2DK		28,500 ～ 42,500	(未) 倍	

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

【若年・子育て世帯向け住宅】(2人以上)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	特目 886	本多間第五	垂水区本多間3丁目1番	5階建 29号棟	×	57㎡ 3DK	26,800	(未) 倍	
		(昭和61年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約15分「垂水警察署前」 徒歩4分	5階 501号室		和6.6洋4.5 DK5.7	～ 39,800		
	特目 887	狩口	垂水区狩口台6丁目4番	5階建 7号棟	×	60㎡ 3DK	32,100	(未) 倍	
		(昭和61年度)	JR「朝霧」駅 徒歩7分	2階 203号室		和6.6洋5 DK6	～ 47,800		
	特目 888	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K	20,900	(1) 倍	
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台駅」 徒歩4分	5階 508号室		和7洋4.6 K3	～ 31,200		
	特目 889	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K	20,900	(1) 倍	
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台駅」 徒歩4分	6階 610号室		和7洋4.6 K2.9	～ 31,200		
	特目 890	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K	20,900	(1) 倍	
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台駅」 徒歩4分	7階 708号室		和7洋4.6 K3	～ 31,200		
	特目 891	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K	20,900	(1) 倍	
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台駅」 徒歩4分	7階 709号室		和7洋4.6 K2.9	～ 31,200		
	特目 892	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K	20,900	(1) 倍	
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台駅」 徒歩4分	7階 712号室		和7洋4.6 K2.9	～ 31,200		
	特目 893	新桜の宮	北区甲栄台3丁目2番10号	10階建 10号棟	○	40㎡ 2K	20,900	(1) 倍	
		(令和3年度)	神戸電鉄「北鈴蘭台駅」 徒歩4分	7階 713号室		和7洋4.6 K3	～ 31,200		

【若年・子育て世帯向住宅】(2人以上・3人以上・4人以上)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(m ²) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	特目 894	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番10号 神戸電鉄「北鈴蘭台駅」徒歩4分	10階建 10号棟 8階 810号室	○	40m ² 2K 和7洋4.6 K2.9		20,900 ～ 31,200	(1) 倍	
3 人 以 上	特目 895	新桜の宮 (平成29年度)	北区甲栄台4丁目8番1号 神戸電鉄「北鈴蘭台駅」徒歩5分	9階建 3号棟 8階 816号室	○	70m ² 3LDK 和5.2洋7.5.4.9 LDK13		35,900 ～ 53,400	(8) 倍	
4 人 以 上	特目 896	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番9号 神戸電鉄「北鈴蘭台駅」徒歩4分	9階建 9号棟 6階 609号室	○	72m ² 4DK 和6.4洋6.1.4.6.4.6 DK10.7		36,900 ～ 54,900	(2) 倍	
	特目 897	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番9号 神戸電鉄「北鈴蘭台駅」徒歩4分	9階建 9号棟 7階 709号室	○	72m ² 4DK 和6.4洋6.1.4.6.4.6 DK10.7		36,900 ～ 54,900	(2) 倍	
	特目 898	新桜の宮 (令和3年度)	北区甲栄台3丁目2番9号 神戸電鉄「北鈴蘭台駅」徒歩4分	9階建 9号棟 8階 809号室	○	72m ² 4DK 和6.4洋6.1.4.6.4.6 DK10.7		36,900 ～ 54,900	(2) 倍	

【子育て世帯向期限付き入居住宅】(2人以上・3人以上・4人以上)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	特目 899	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度) ㊦	灘区摩耶海岸通2丁目3番	9階建 9号棟	○	59㎡ 2DK		36,800 ～ 54,900	(5) 倍	
			阪神「岩屋」駅 徒歩9分	5階 508号室		和6.6 DK13.6				
3 人 以 上	特目 900	HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度) ㊦	中央区脇浜海岸通3丁目2番	9階建 8号棟	○	61㎡ 3DK		38,800 ～ 57,800	(16) 倍	
			阪神「春日野道」駅 徒歩6分	9階 908号室		和6洋4.1.4 DK9.8				
4 人 以 上	特目 901	HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度) ㊦	中央区脇浜海岸通3丁目2番	14階建 15号棟	○	61㎡ 3DK		39,100 ～ 58,200	(16) 倍	
			阪神「春日野道」駅 徒歩6分	7階 702号室		和6洋5.3.4.3 DK10.2				
4 人 以 上	特目 902	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度) ㊦	灘区摩耶海岸通2丁目3番	14階建 8号棟	○	69㎡ 4DK		42,700 ～ 63,600	(2) 倍	
			阪神「岩屋」駅 徒歩9分	6階 624号室		和6.6洋4.5.4.5 DK8.6				

㊦ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

☆子育て世帯向期限付き入居住宅は、入居期限に限りのある住宅です。期間の満了日までに住宅を明け渡していただくことになります。その際、代替住宅の提供や引越費用の負担はいたしません。

入居期間は「10年間」又は「同居する子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります。期間の満了日において満18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの間の子と同居しており、一定の要件を満たしている場合、改めて期間を限った入居許可を受けることにより、引き続き居住することができません。

この場合の入居期間は「1年間」又は「同居している子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります。なお、この事情が継続している間は、毎年、手続きを繰り返すことにより引き続き居住することができます。

入居中に、他の神戸市営住宅への申し込みができます。

【一般世帯向期限付き入居住宅】(2人以上)

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	特目 905	王居殿第四 (昭和59年度)	垂水区王居殿3丁目3番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩6分	5階建 1号棟 3階 305号室	×	58㎡ 3DK 和6.6/洋4.5 DK6.9	28,200 ～ 41,900	(1) 倍	期間満了日 令和13年3月31日
	特目 906	王居殿第四 (昭和59年度)	垂水区王居殿3丁目3番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩6分	5階建 2号棟 1階 102号室	×	58㎡ 3DK 和6.6/洋4.5 DK6.6	28,700 ～ 42,700	(1) 倍	期間満了日 令和13年3月31日
	特目 907	王居殿第四 (昭和59年度)	垂水区王居殿3丁目3番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩6分	5階建 2号棟 3階 301号室	×	58㎡ 3DK 和6.6/洋4.5 DK6.9	28,200 ～ 41,900	(1) 倍	期間満了日 令和13年3月31日

 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

ポイント方式のご案内

令和8年8月10日現在の家族構成でお申込みください。

（申込時点と入居時点で世帯構成が異なる方はお申込みできません。）

ポイント方式は、申込者本人の申告によって点数が決まります。間違いのないよう正確にご記入ください。

お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができませんのでご注意ください。

抽選会の前に、1次審査通過者は必ず書類審査を受けていただきますが、必ずしも入居できるものではありません。ご理解のうえお申込みください。

ポイント方式とは

申込者の住宅困窮度を「収入・家賃の状況」「住宅の環境」「世帯の状況」等の項目（101ページ）ごとに点数化し、総合点の高い申込者で、抽選する方式です。住宅困窮度を適切に把握するために、さまざまな確認書類を提出していただく必要があります。

「ポイント方式」は、「一般住宅」「特定目的住宅」とは別枠で受付をしています。
「一般住宅」「特定目的住宅」も、それぞれの資格があれば、白色の入居申込書により、あわせてお申込みができます。

※ お申込みにあたっての申込資格は2・3ページをご確認ください。

また、現在公営住宅（県営・市営）に入居されている方は、別途申込資格（4・5ページ）が必要です。

※ 現在公営住宅に入居している方や、生活保護受給中の方は、点数が低くなると思われますが、お申込みは可能です。点数は101ページの配点表で確認できます。

緑色の「ポイント方式申込書」に、（表・裏面とも）もれがないように記入のうえ、必ず結果等通知用85円切手を申込書に貼付し、申込専用封筒（一般・特定目的・ポイント方式共通）で郵送してください。

ポイント方式申込書（緑色）の書き方

- ・（基準日）令和8年8月10日現在の情報を記入してください。
- ・お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。
- ・鉛筆や消せるボールペン等で記入しないでください。
- ・申込書に不備・不明な箇所があれば受付できない場合があります。

【 表 面 】

(1) 申込番号（ポイント方式住宅「P-1～P-89」までの番号を記入）

ポイント方式住宅一覧（109 ページ～121 ページ）から希望する住宅を1つ選び「申込番号」を記入してください。住宅の立地や環境等はご自身で十分にご検討ください。

申込世帯の人数によって選べる住宅は異なります。

申込番号が未記入の場合や、申込できない人数区分の住宅、判読不能、ポイント方式以外の番号が記入されている場合は受付できません。なお、お申込み後の申込番号の変更は認められません。

(2) 申込名義人

- ① 「神戸市内に住んでいますか」・「神戸市内に勤めていますか」には必ず『1.はい』『2.いいえ』のいずれかに☑をつけてください。
- ② 「現住所」には、申込名義人の情報を記入してください。（DV被害者の方で住民票を異動しないで転居している場合は現在お住まいの住所を記入してください。）
- ③ 「現住宅種別」は該当するものに☑をつけてください。公営住宅に入居中の方は4 ページ 3 で申込資格について確認してください。また、多世代の近居申込に該当する場合のみ『あり』に☑をつけてください。（4 ページ 3 [2]参照）
- ④ 「氏名」から「収入・所得金額」まで全て記入してください。年齢は基準日の年齢を記入してください。

(3) 同居しようとする親族（一緒に入居する人全員）

- ① 同居しようとする親族全員について「氏名」から「収入・所得金額」まで全て記入してください。
- ② 結婚予定で申し込まれる方は、続柄を婚約者と記入してください。

(4) 手帳の種類（等級）など

基準日に有効な障害者手帳等をお持ちの場合は、該当する等級に○印をつけてください。

車椅子を自力で常用している方については、[車椅子常用]有に○印をつけてください。

(5) 所得控除の種類 ※該当する場合は「有」に○印を付けてください。

- * 寡婦 （11 ページの控除額一覧表「6.寡婦」を参照）
- * ひとり親（11 ページの控除額一覧表「7.ひとり親」を参照）

(6) 別居扶養（別居している扶養親族）

基準日現在、所得税法上の扶養控除対象者で別居している親族があれば記入してください。（扶養の事実とは別途確認します。）

(7) 申込世帯の収入の有無

基準日現在、申込世帯に継続して収入があるかどうかについて『1 収入あり』・『2 収入なし』のいずれかに☑をつけてください。（生活保護受給中の方は『1 収入あり』に☑をつけてください。）

☑がない場合は、配点されない場合があります。

(8) 収入・所得

「申込世帯の収入の有無」について『1 収入あり』に☑をつけた方は収入・所得金額を記入してください。
生活保護を受給中の方は、裏面の生活保護受給の有無『1 あり』に必ず☑をつけてください。

ポイント方式申込書には、非課税対象収入の記入も必要です。
収入金額は「収入分類」に基づき、対象者の収入が「課税対象収入」か「非課税対象収入」、収入種類は「給与収入」か「年金収入」か「事業収入(所得)」か「その他の収入」を確認し、該当する番号と収入金額(事業収入は所得額)を記入してください。

収入分類

収入種類	課 税 対 象 区 分		非 課 税 対 象 区 分			
	No.	収入種類	No.	収入種類	No.	収入種類
給与収入	1	給与収入	4	仕送り収入	14	特別障害者手当
	2	日雇い	5	労災保険手当	15	特別障害給付金
	3	その他手当	6	雇用保険手当	16	福祉手当
			7	高齢雇用継続基本給付金	17	在日外国人等福祉給付金
			8	育児休業基本給付金	18	医療特別手当
			9	児童扶養手当	19	障害補償費(1級)
			10	特別児童扶養手当	20	障害補償費(2級)
			11	傷病手当金	21	障害補償費(3級)
			12	障害児童福祉手当	22	遺族補償費
			13	重度障害者特別給付金	23	その他(手当・給付金)
年金収入	24	老齢年金	28	老齢福祉年金	32	障害恩給
	25	老齢恩給	29	遺族年金	33	労災保険年金
	26	年金基金	30	障害年金	34	その他(年金)
	27	その他(年金)	31	遺族恩給		
事業収入(所得)	35	事業所得				
	36	個人年金				
	37	不動産所得				
	38	配当利子所得				
その他収入	39	その他(事業)				
	41	シルバー配分金				

収入・所得金額(上記「収入分類」参照)

収入種類	課 税 対 象 区 分		非 課 税 対 象 区 分	
	No.	金 額 (年間)	No.	金 額 (年間)
給与収入				
年金収入				
事業収入(所得)				
その他収入				

同じ区分の収入が 2 つ以上ある場合は、別の枠にNo.と金額を記入してください。枠が足りない時は合計して1つの枠への記入でも可

「給与収入」「年金収入」「事業収入(所得)」「その他収入」に記入する収入金額は、100ページを参考に、1年間の収入を記入してください。
非課税対象収入も、同様に記入してください。
※申込本人以外の方(家族又は婚約者など)も収入のある場合は、本人と同様に記入してください。

- (記入欄の例)
- ・アルバイトやパートの給料 → 「課税対象区分の給与収入」「1 給与収入」
 - ・児童扶養手当 → 「非課税対象区分の給与収入」「9 児童扶養手当」
 - ・離婚した元夫からの慰謝料 → 「非課税対象区分の給与収入」「4 仕送り収入」
 - ・退職して雇用保険を受給中 → 「非課税対象区分の給与収入」「6 雇用保険手当」
 - ・国民年金 → 「課税対象収入の年金収入」「24 老齢年金」
 - ・障害年金 → 「非課税対象収入の年金収入」「30 障害年金」
 - ・年金給付金 → 「非課税対象区分の給与収入」「23 その他」
 - ・個人年金 → 「課税対象区分の事業収入(所得)」「36 個人年金」
 - ・自営業(個人事業主等) → 「課税対象区分の事業収入(所得)」「35 事業所得」
(所得がマイナスでも記入してください。)
 - ・B型作業所の工賃 → 「非課税対象区分の給与収入」「23 その他」
 - ・シルバー人材センター配分金 → 「課税対象区分のその他収入」「41 シルバー配分金」

【裏面】 申込書の書き方（つづき）

※記入した内容（チェック項目含む）については2次審査時に証明書類で確認します。

No.1 困窮理由（現在の住宅で困っている、転居したい理由）

1～10のうち、該当する番号にすべてに☑をつけてください。

No.2 暴力団員の有無・生活保護受給の有無

暴力団員の有無について、1・2のいずれかに☑をつけてください。

生活保護受給の有無について、1・2のいずれかに☑をつけてください。

No.3 現在お住まいの住宅の面積

賃貸契約書等で確認した専有面積(m²)を記入してください。畳や坪で記入されても配点されません。

〇〇m²～〇〇m²という曖昧な記入はしないでください。

No.4 現在お住まいの住宅の月額家賃（1円単位で記入してください。）

家賃月額（共益費含む）を記入してください。（駐車場代や自治会費、振込手数料などは除く）

※ 申込名義人又は同居しようとする親族の名義で第三者に支払っている家賃証明の提出が必要です。
（親族等への支払は原則不可）

※ 持家の住宅ローンの支払金額や管理費・借地料（地代）などは該当しません。

No.5 平成15年5月「定時募集」以降の落選回数（ポイント方式申込の落選回数ではありません。）

回数は30ページ「1」に記載の数え方で記入してください。

落選ハガキを紛失していても回数は減りません。

〇〇回～〇〇回という曖昧な記入はしないでください。

No.6 証明書類の提出

申込書に記載した内容について、証明書類を提出していただきます。

「確認しました。」に☑をつけてください。

No.7 現在お住まいの住宅環境について該当する番号があれば☑をつけてください

1. 昭和56年5月31日以前に着工された古い住宅に住んでいる

2. 倉庫や事務所、工場等に住んでいる

3. 立退き要求書を提出できる

（親族からの立退き、家賃の不払いや住宅ローン返済督促等自己の責めに帰する場合は除く）

4. 3親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族以外の方と6ヶ月以上同居している

5. 住宅がないため、今回一緒に申込をした親族と別居中

No.8 現在お住まいの住宅について、該当する番号に☑をつけてください

※ 親族と同居の場合、風呂・便所・炊事場は全て「1.専用」です。

※ 自分名義の家に設備があり、他人と同居していなければ、使用していなくても「1.専用」です。

No.9 現在の世帯の状況について該当する番号に☑をつけてください。

1. 阪神・淡路大震災被災者

※罹災証明書[全壊(焼)・半壊(焼)]とその住宅が解体済(又は解体予定)の証明書を両方とも提出できる世帯の方（全壊の場合は、解体証明書は必要ありません。）

2. 海外からの引揚者

※日本に引き揚げた日から5年未満で、厚生労働大臣が証明した引揚証明書を提出できる世帯の方

3. ハンセン病療養所入所者等

※ハンセン病療養所等の証明書を提出できる療養所入所前に神戸市内に居住していた世帯の方

4. 原子爆弾被爆者

※被爆者援護法第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯の方

5. DV（配偶者等からの暴力）被害者がいる世帯

※「裁判所の保護命令」、「保護施設あるいは母子支援施設に入所中又は退所」（ともに5年以内のもの）、女性相談支援センター等による配偶者等からの暴力を受けている旨の証明書又は行政機関等において配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の証明書を提出できる世帯の方

6. 犯罪被害者世帯

※犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第3項に定める犯罪被害者（配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く）及びその親族又は遺族。ただし、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方の世帯であること。

ア. 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方

イ. 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方

（ア） 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった方

（イ） 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった方

（ウ） 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった方

7. 中国残留邦人等世帯

※国が発行する帰国証明書が提出できる世帯の方

8. 難病患者世帯

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に定めるいずれかの疾病に該当し、地域相談支援受給者証又は障害福祉サービス受給者証を交付されている世帯の方

※2次審査時には、所定の証明書が必要です。

No.10 医療費の支払いについて

令和7年1月～12月までに医療機関へ支払った入居する世帯全員の医療費の自己負担額の合計額を記入してください。

※①医療費の領収書、②令和7年分の確定申告書の控（医療費控除記載欄）、③医療保険者が発行する医療費通知のうちいずれかで証明できる金額

ただし、高額医療費の申請・医療保険金、傷害保険金、入院費給付金、療養費等の請求で戻ってきた場合は、合計金額よりその額を引いて記入してください。

〇〇円～〇〇円位という曖昧な記入はしないでください。

抽選会见学のご案内

ポイント方式抽選会见学希望者 10 名を募ります。

今回のポイント方式申込者のうち、1次審査通過者で、抽選会の見学を希望される方は、2次審査時（9月上旬頃）に窓口でお申込みください。

なお、お申込みされていても抽選会の見学は、2次審査の結果が「抽選」となられた方のみとなり、見学希望者が多数の場合は抽選を行い、当選された方のみへ通知いたします。

記入例

【表 面】

申込書の書き方（ポイント方式住宅）

- ・（基準日）令和8年8月10日現在の情報を正確に記入してください。
- ・お申し込み後は、理由を問わず記入内容の変更は一切できません。
- ・記載不備または判断できないような記載をされている場合や、事実と異なる記載があった場合は、すべて無効となります。
- ・鉛筆や消せるボールペン等で記入しないでください。

ポイント方式住宅 入居申込書（令和8年8月募集）（基準日）令和8年8月10日現在の家族構成と収入を原則とします。

ポイント方式住宅の申込番号を記入してください。
申込区分を確認して、記入してください。

この申込書に虚偽や事実と異なる事項が記載されている場合、必要事項の記入が不十分である場合は、審査の対象外となります。

ポイント方式住宅
申込番号
〔1番～89番〕

P- 88

住所・電話番号・氏名・フリガナ・性別・生年月日・年齢・障害者手帳の等級等は正確に漏れなく記入してください。記入がなければ、配点できません。続柄コードは記入不要です。

申 込 書	神戸市内に住んでいますか 1. ☒ はい 2. ☐ いいえ										
	〒 6 5 3 - 0 0 4 2				携帯番号 070 - 1234 - 5678		電話番号 078 - 647 - 9804				
	(携帯番号・電話番号は、日中連絡可能な番号をご記入ください)										
名 種 別	神戸市長田区二葉町5丁目1-32 合同住宅 801号室										
	(様方)										
	1. ☒ 民間賃貸住宅 2. ☐ 公社・UR(旧公団)住宅 3. ☐ 市営住宅※多世代の近居申込 ☐ あり 4. ☐ 県営住宅※多世代の近居申込 ☐ あり 5. ☐ 持家(☐ 売却又は名義変更予定 ☐ 解体予定 ☐ 申込世帯以外の親族名義 ☐ 土砂災害特別警戒区域内) 9. ☐ その他()										
義 人	神戸市内に勤めていますか 1. ☒ はい 2. ☐ いいえ										
	フリガナ		性別	続柄	続柄コード	生年月日(和 暦)	年齢	手帳等の種類(等級)			
	氏 名							身体障害者手帳	療育手帳(知的障害)	精神障害者保健福祉手帳	障害年金
同 居 し よ う と す る 親 族	①	ナガタ ハル	男・女	本人	0 1	T (S) H R 57・4・4	44	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2
	②	ナガタ ナツ	男・女	妻		T (S) H R 60・8・8	41	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2
	③	ナガタ アキ	男・女	子		T S (H) R 22・10・10	15	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2
	④	ナガタ フユ	男・女	子		T S (H) R 29・1・1	9	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2
	⑤		男・女			T S H R ・ ・		1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1・2

裏面も記入が終わりましたら・・・

- ・ 申込書の右上の欄に85円切手を貼ってください。
- ・ 郵送受付は8月10日（月）までの消印があり、かつ8月13日（木）までに指定の私書箱に届いたものが有効です。

※切手を貼っていない場合は結果を通知いたしかねますのでご了承ください。

- ・ 申込専用封筒には所定の切手を貼って、申込書のみ封入して送ってください。
- ・ 申込書は1世帯1通に限ります。同一の世帯が複数の住宅にお申込みをした場合や同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となります。

「入居申込案内書」に掲載の「ポイント方式申込書の書き方」をご参照の上
お間違いのないよう、ご記入ください。

収入分類

収入種類	課税対象区分		非課税対象区分	
	No.	収入種類	No.	収入種類
給与収入	1	給与収入	4	仕送り収入
	2	日雇い	5	労災保険手当
	3	その他手当	6	雇用保険手当
			7	高齢者雇用継続基本給付金
			8	育児休業基本給付金
			9	児童扶養手当
			10	特別児童扶養手当
			11	傷病手当金
			12	障害児童福祉手当
			13	重度障害者特別給付金
			14	特別障害者手当
			15	特別障害給付金
			16	福祉手当
年金収入	24	老齢年金	28	老齢福祉年金
	25	老齢恩給	29	遺族年金
	26	年金基金	30	障害年金
	27	その他(年金)	31	遺族恩給
			32	障害恩給
事業収入(所得)	35	事業所得	33	労災保険年金
	36	個人年金	34	その他(年金)
	37	不動産所得		
	38	配当利子所得		
その他収入	39	その他(事業)		
	41	シルバー配分金		

85円

必ず切手を貼ってください

収入あり、なしは必ずどちらかに☑をしてください。
☑がないと配点されない場合があります。

☑がない場合はポイントの配点がされません。

申込世帯の収入の有無

1. ☒ 収入あり

2. ☐ 収入なし

車椅子常用	控除の種類		収入・所得金額（上記「収入分類」参照）																				
	寡婦	ひとり親	収入種類	年間総収入金額（事業等の場合は所得金額）										年間総収入金額（事業等の場合は所得金額）									
				課税対象区分										非課税対象区分									
				No.	金額（年間）										No.	金額（年間）							
有	有	有	給与収入	1	3	1	2	3	4	5	6	円											
			年金収入										円										
			事業収入(所得)										円										
			その他収入										円										
有	有	有	給与収入	1	1	5	6	0	0	0	0	円	23		6	7	4	4	0	円			
			年金収入										円	30		8	4	7	3	0	円		
			事業収入(所得)										円										
			その他収入										円										
有	有	有	給与収入									円											
			年金収入										円										
			事業収入(所得)										円										
			その他収入										円										
有	有	有	給与収入									円											
			年金収入										円										
			事業収入(所得)										円										
			その他収入										円										
有	有	有	給与収入									円											
			年金収入										円										
			事業収入(所得)										円										
			その他収入										円										

年間総収入金額は課税対象区分と非課税対象区分に分けて記入してください。
※ポイント方式申込書だけ、非課税対象収入を記入します。

給与と年金は税引き前の1年間の総収入額を、事業収入は1年間の総所得額を記入してください。

申込書の書き方（ポイント方式住宅） 【裏 面】

証明書が出せる項目に✓と記入をしてください

No.1 住宅困窮理由について次の1～10の中から該当する□の全てに ✓ 印をつけてください。

1.	☐	倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している
2.	☐	災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる
3.	☐	他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である
4.	☐	住宅がないため、親族と別居している
5.	☐	部屋が狭い(1人あたり4.5畳以下又は最低居住面積以下)
6.	☐	正当な立退き要求を受けているが、立退き先がない(自己の責めに帰する場合は除く)
7.	☐	通勤に片道1時間半以上かかる(電車等の待ち時間を除く)
8.	☒	収入と比較して家賃が高すぎる
9.	☐	婚約しているが、住宅がないため結婚が延びている
10.	☐	その他、客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている (騒音・日当り等、生活環境による理由は該当しません) 理由:

No.2 次の事項について、1, 2いずれかの□に必ず ✓ 印をつけてください。

申込名義人又は同居しようとする親族に暴力団員はいない	1. ☒ い ない	2. ☐ い る
生活保護受給の有無	1. ☐ あ り	2. ☒ な し

No.3 お住まいの住宅面積を記入してください。(賃貸借契約書等で確認ください。)

住宅の面積	(専有面積)	※ 平米(㎡)以外の記入は配点されません。
67.8	小数点2位まで ㎡	(親族と同居の場合は建物表示の全ての面積(㎡)です。) ※ 間取り面積(㎡)を証明できる書類(賃貸借契約書等)の提出が必要です。

No.4 月額家賃(共益費を含む)を記入してください。(駐車場代は含みません。)

月額家賃	※ 申込名義人又は入居しようとする方名義で第三者に支払っている家賃支払証明の提出 が必要です。(親族等への支払いは原則記入できません。)
7 8 0 0 0 円	※ 住宅ローンの支払額や借地料、持家の管理費等は家賃ではないため記入できません。

No.5 平成15年5月「定時募集」以降の落選回数を記入してください。

落選	※ 落選回数は一般住宅の多回数落選者の数え方で記入してください。 (「入居申込案内書」30ページ「1」参照)
9 回	※ ポイント方式での落選回数ではありません。

No.6 この申込書に記入した内容の証明書類を提出します。(□に ✓ 印をつけてください。)

☒ 確認しました。	※ 1次審査の結果、各住宅の総合点上位3位までの方について、2次審査を行います。 ※ 面談により申込書に記入した住宅や世帯の状況等を確認し、それに基づき点数の再計算 を行い2次審査通過者を決定します。
---	--

No.7 現在お住まいの住宅の環境について次の1～5の中から該当する項目があればその項目の□に✓印をつけてください。

1. ☒	昭和56年5月31日以前に着工された住宅に居住している。 (所有者(家主)からの証明又は建物の不動産登記簿謄本等で確認できること。)
2. ☐	住宅、寄宿舍又は共同住宅ではない (倉庫、事務所、工場に居住している。)
3. ☐	正当な立退き要求を受け、適当な立退き先がない。 (親族からの立退き、住宅ローン返済督促等自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
4. ☐	3親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族以外の方と6ヶ月以上同居している。
5. ☐	住宅がないため、配偶者又は子と別居している。 (税法上の扶養を確認できる方。)

No.8 現在お住まいの住宅について該当する□に✓印をつけてください。

風呂	1. ☒ 専用	2. ☐ 共同	3. ☐ なし
便所	1. ☒ 専用	2. ☐ 共同	3. ☐ なし
炊事場	1. ☒ 専用	2. ☐ 共同	3. ☐ なし

※ 親族と同居の場合、風呂・便所・炊事場は
全て「1 専用」です。

No.9 現在の世帯の状況について該当する□に✓印をつけてください。

※ 「入居申込案内書」に掲載の「ポイント方式申込書の書き方」をご参照ください。

1. ☒	阪神・淡路大震災被災者 ・被災した場所について (1) ☒ 神戸市内で被災 (2) ☐ 神戸市外で被災 ・全壊(全焼)、半壊(半焼)の罹災証明書と 家屋の解体証明書又は解体予定であることを証する書類の (1) ☐ 両方とも提出できる (2) ☒ 両方とも提出できない(一方だけ提出できる)
2. ☐	海外からの引揚者
3. ☐	ハンセン病療養所入所者等
4. ☐	原子爆弾被爆者
5. ☐	DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯
6. ☐	犯罪被害者世帯
7. ☐	中国残留邦人等世帯
8. ☐	難病患者世帯

No.10 医療費の支払いについて

昨年の医療費合計 (世帯全員)				
5	6	7	8	9
円				

※ 昨年の1月から12月までに医療機関に支払った、入居する世帯全員の医療費合計額を記入してください。(ただし、医療保険、傷害保険等で保険金の支払いを受けた場合は、その金額を差し引いて記入してください。)

※ ①領収書、②昨年度の確定申告書の控(医療費控除の記載欄)、③医療保険者が発行する医療費通知のいずれかの証明書を提出できる金額

収入金額の記入について

◎ポイント方式では、申込書への収入金額の記入間違いにより、減点又は失格となる場合がありますのでご注意ください。

収入金額の記入は、「申込世帯の収入の有無」欄の該当番号へ☑をつけ、「収入分類」を参考に収入の種類、課税・非課税を確認のうえ、必ず1年間の金額を該当箇所へご記入ください。

- ・収入のない方は金額「0」と記入してください。
- ・生活保護を受給されている方は、申込書裏面 No.2「生活保護受給の有無」は「1 あり」に☑をつけてください。
- ・令和8年8月10日より前に退職して、令和8年8月10日時点で無職の方は金額「0」を記入してください。その場合は、収入には含みません。

給与所得者の場合（会社員・パート・アルバイト等の方）

1. 令和6年12月31日以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和7年分源泉徴収票の支払金額（税込み）を、ご記入ください。
2. 令和7年1月1日以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の収入金額は次のように計算し、ご記入ください。
 - (1)採用後1年以上の方
採用月の翌月（2ヶ月目の給与）から12ヶ月分の合計額を収入金額とします。
 - (2)採用後1年未満の方
1年間の収入金額を次の通り推定します。
$$(\text{勤務期間の総収入} \div \text{勤務期間の月数}) \times 12 \text{ヶ月} + \text{ボーナス}$$

※ 採用月の給与（初月給与）は除いて計算してください

事業所得者の場合（自営業・保険外交員等の方）

1. 令和6年12月31日以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和7年分の収入金額から必要経費を除いた総所得金額を、ご記入ください。
2. 令和7年1月1日以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算し、ご記入ください。
 - (1)開業後1年以上の方
開業した月の翌月（2ヶ月目）から12ヶ月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた金額を事業所得金額とします。
 - (2)開業後1年未満の方
1年間の事業所得金額を次の通り推定します。
$$(\text{営業期間の総収入} - \text{必要経費合計}) \div \text{営業期間の月数} \times 12 \text{ヶ月}$$

※ 開業した月（初月）は除いて計算してください

年金受給者の場合

1. 令和6年12月31日以前から現在まで引き続き受給されている方は、令和7年分源泉徴収票の支給金額（税込み）または令和7年中に届いた年金の改定通知書・振込通知書（控除前）等の1年分を、ご記入ください。
2. 令和7年1月1日以降に受給し、現在も引き続いて受給されている方の年金収入は次のように計算し、ご記入ください。
1回当りの支給金額（控除前）×1年間の支給回数（老齢年金等は6回）

※非課税収入（遺族年金・障害年金・公的給付（児童扶養手当）等）を受給中の方、失業中（求職中）・病気やけが療養中の方、仕送り収入の場合も、上記と同様に計算して、12ヶ月分の合計金額をご記入ください。

住宅困窮度配点表

(申込書に点数記入欄はありません。)

申込時の住宅困窮度は次の配点表により点数化を行います

Ⅰ 収入・家賃状況	A. ポイント方式の支出基準を用いた収入比率 [※1]	100%以上	90%～100%未満	80%～90%未満	70%～80%未満
		0	2	4	6
		60%～70%未満	50%～60%未満	40%～50%未満	30%～40%未満
		8	10	12	14
	B. 家賃負担割合 [※2]	20%～30%未満	10%～20%未満	0%～10%未満	
		16	18	20	
		10%未満	10%～20%未満	20%～30%未満	30%～40%未満
		0	2	4	6
Ⅱ 住宅環境	C. 住宅構造/立退き	40%～45%未満	45%～50%未満	50%～55%未満	55%～60%未満
		8	10	12	14
		60%～65%未満	65%～70%未満	70%以上	
		16	18	20	
	D. 住宅設備	該当なし	昭和56年5月31日以前に着工された住宅	居宅、寄宿舍又は共同住宅でない(倉庫、事務所、工場等)	正当な立退き要求を受けている
		0	4	6	10
		風 呂	該当なし(専用)	共同設備	設備なし
		0	0	1	2
		便 所	0	1	2
		炊事場	0	1	2
	注意：「D.住宅設備」は、「C.住宅構造/立退き」の項目において、「該当なし」となった方のみが対象となります。				
	E. 他世帯同居	該当なし	3親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族以外の方と6か月以上同居		
	F. 配偶者又は子と別居	0	1		
		0	配偶者又は子と同居できる住宅がなく、別居している方	1	
Ⅲ 世帯状況	G. 最低居住面積水準と比率 [※3]	最低居住面積水準外	最低居住面積水準の90%～100%未満	最低居住面積水準の80%～90%未満	最低居住面積水準の70%～80%未満
		0	1	2	3
		最低居住面積水準の60%～70%未満	最低居住面積水準の50%～60%未満	最低居住面積水準の40%～50%未満	最低居住面積水準の30%～40%未満
		4	5	6	7
					8
Ⅳ その他	H. 高齢者世帯	該当なし	いずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯(他に65歳以上の方がいる世帯を含む)	65歳以上の方のみの世帯(単身世帯を含む)	65歳以上の方と18歳未満の児童のみの世帯
	I. 障害者世帯	0	10	15	20
		0	中度以上の障害者等がいる(難病患者を含む)	重度の障害者がある	重度の障害者がありその方が車椅子常用
	J. 母子・父子世帯	0	10	15	20
	K. 若年・子育て世帯	0	配偶者がおらず、かつ20歳未満の子を扶養している世帯		
		0	10	15	20
Ⅴ その他	L. 多子世帯	0	10	15	20
	M. 平成15年5月以降の定時募集落選回数	落選回数0～4	落選回数5～9	落選回数10～14	落選回数15以上
	N. その他	0	1	2	3
		0	阪神・淡路大震災被災者	海外からの引揚者	ハンセン病療養所入所者等
		2	2	2	2
		原子爆弾被爆者	DV(配偶者等からの暴力)被害者がある世帯	犯罪被害者世帯	中国残留邦人等世帯

各項目については、いずれか1つを適用するものであり重複加算はありません。

注 1)[※1][※2][※3]については、次ページの計算式で算出してください。

注 2)J.母子・父子世帯：33 ページ「母子・父子世帯向住宅」の「資格・要件」欄のとおり

K.若年・子育て世帯：35 ページ「若年・子育て世帯向住宅」の「資格・要件」欄のとおり

【I-A】「支出基準額」と「収入比率」の計算式

◎「支出基準額」とは、下表にある①～⑥へ入居しようとする方全員に応じた数字をあてはめて、計算した結果、導き出される額のことです。

① 個人の生活費 個人ごとに、年齢に応じて算出します
個人の生活費（年額）…世帯人数分を合算

年齢（4/1現在）	人数	個人生活費	計
0～2		250,800	
3～5		316,200	
6～11		408,840	
12～19		504,960	
20～40		483,240	
41～59		458,160	
60～69		433,200	
70～		388,080	
世帯人数		合算額	

※ 世帯人数が4人の場合 合算額×0.95
※ 世帯人数が5人以上の場合 合算額×0.9

A

② 世帯の生活費 世帯ごとに、世帯人数に応じて算出します
世帯の生活費（年額）＋冬季加算（年額）

世帯人数	世帯生活費	冬季加算	計
1人	521,160	15,450	536,610
2人	576,840	20,000	596,840
3人	639,480	23,850	663,330
4人	661,920	27,050	688,970
以降1人増毎	+5,280	+1,000	+6,280
合 計			B

③ 教育扶助 個人ごとに、年齢に応じて算出します

区 分	人数	扶 助 額	計
小学生 4/1現在で 6～11歳		110,520	
中学生 4/1現在で 12～14歳		118,680	
高校生 4/1現在で 15～17歳		144,120	
合 計			C

世 帯 の 収 入 の 計 算

名 前	収入の内容	収 入 額
総収入額（年収）		

④ 障害者加算 個人ごとに、障害の程度に応じて算出します

区 分	人数	加 算 額	計
身障 1・2級 等		322,200	
身障 3・4級 等		214,680	
合 計			D

⑤ 母子・父子加算 父母の一方、もしくは両方がかけている、又はこれに準ずる世帯での児童数に応じて算出します

児童の数	加 算 額
児童1人	279,120
児童2人	301,200
児童3人以上	301,200 + 11,280 × (児童数 - 2)

児童は、4/1現在で17歳以下(児童が障害者の場合は、1/1日現在で20歳以下)をいいます。

E

⑥ 児童養育加算 4/1現在で14歳以下の児童がいる場合に算出します

児童の数	人数	加 算 額	計
第 1 子 及 び 第 2 子	3歳未満	180,000	
	3歳以上 中学校終了前	120,000	
第 3 子 以 降	小学校終了前	180,000	
	中学生	120,000	
合 計			F

割 増 A～Fの総額に1.2を乗じて算出します
* 養育者の方がD.E両方に該当する場合、調整することがあります

$$\left(\begin{array}{c} A \\ D* \end{array} + \begin{array}{c} B \\ E* \end{array} + \begin{array}{c} C \\ F \end{array} \right) \times 1.2 = G$$

⑦ 住居費

家賃月額 × 12 = H

◎ 支出基準額

G + H = 支出基準額 円

◎ 収入比率

$$\frac{\text{総収入額（年収）}}{\text{支出基準額}} \times 100 = \text{収入比率【※1】 \%}$$

【Ⅰ-B】「家賃負担割合」の計算式

◎ 家賃負担割合

$$\boxed{\text{家賃月額}} \div \left(\boxed{\text{総収入額(年収)}} \div 12 \right) \times 100 = \boxed{\text{家賃負担割合} [\ast 2]} \%$$

* ただし、生活保護を受給されている方は下記の式で計算します

$$\frac{\boxed{\text{家賃月額}} - \boxed{\text{注1) 住宅扶助上限額}}}{\left(\left(\boxed{\text{支出基準額}} - \boxed{\text{住居費}} \right) \div 1.2 \right) \div 12} \times 100 = \boxed{\text{家賃負担割合}} \%$$

注1) 住宅扶助上限額

世帯人数	1人	2人	3人～5人	6人	7人以上
家賃月額	40,000	48,000	52,000	56,000	62,000

【Ⅱ-G】「最低居住面積水準と比率」の計算式

◎ 最低居住面積水準と比率

$$\frac{\boxed{\text{現在の居住の広さ}}}{\boxed{\text{最低居住面積水準}}} \times 100 = \boxed{\text{最低居住面積水準と比率} [\ast 3]} \%$$

◎ 最低居住面積水準とは、世帯人数に対する住戸専用面積（壁芯）

- 単身者世帯 25㎡
- 2人以上の世帯 10㎡ × 世帯人数 + 10㎡

(a) 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

(b) 世帯人数〔(a)の適用がある場合には適用後の世帯人数〕が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

ポイント方式のお申込みにあたっての注意事項

◎ お申込みにあたっての大切な事項ですので、必ずご確認ください。

- ① ポイント方式申込書の表・裏面とも、記入が必要です。
- ② 申込住宅はポイント方式住宅の募集住宅一覧の申込番号をご記入ください
- ③ 1次審査では、申込書に記入された内容に基づき点数を加点するため、「申込世帯の収入の有無」など未記入の項目については加点されません。
- ④ お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。
- ⑤ 1次審査の結果、各住宅の上位3位までの方について、2次審査を実施します。
 - ・ 申込書の記入内容を確認するため、証明書類の提出が必要です。（P.107参照）
 - ・ 面談により住宅の状況や世帯の状況等を確認します。
 - ・ 住宅の環境等で必要がある場合には現地確認調査を行います。

※ 1次審査の通過者が1名となった住宅について、2・3ページ記載の申込資格[1]～[5]まで全ての項目に当てはまっている方は、最終審査で必要書類を提出していただき入居資格の有無を決定します。

※ 2次審査の結果、1次審査の上位4位以下の点数になった方は落選となります。
- ⑥ ポイント方式の落選は、定時募集の落選回数に含まれません。
- ⑦ 次の方は、定時募集での落選回数の履歴がなくなり、一旦「0回」になります。
 - ア. ポイント方式で当選（入居予定者）となり、辞退又は棄権された方。
 - イ. ポイント方式で補欠繰上となり、辞退又は棄権された方。

次のような場合は失格になります

1. 同一世帯が複数のポイント方式住宅にお申込みをした場合や同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合
2. 申込書等の提出書類の記入内容に虚偽や事実と異なることがある場合
3. 面談又は現地調査を拒んだ場合
4. 指定期日までに必要書類の提出がない場合
5. 指定期日までに2次審査、最終審査を受けなかった場合
6. 申込書に記入された家族が入居できなくなった場合
7. その他、市営住宅に入居する資格がないことが判明した場合

よくある質問

ポイント方式とは

住宅に困っている現在の状況を点数化し、より住宅に困っている度合いの高い世帯が市営住宅に入居していただく方式です。

問 ポイント方式は、何も優先は無いのですか。

答 ありません。ポイント方式は申込者の収入、家賃状況、世帯構成状況などについて、住宅の困窮度に応じた点数を付け、総合点が高い方の中から抽選によって入居予定者を選定する募集方式です。

問 間違った住宅の申込番号を書いて送ってしまった場合変更してもらえますか。

答 住宅の申込番号の変更は受付できません。（お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。）

問 ポイント方式住宅も、一般住宅と同じで申込書を郵送すれば抽選対象となりますか。

答 いいえ。1次審査（困窮度合を点数化し、上位3位の方を抽出）、2次審査（申込書に記載した内容の根拠になる書類の提出）に通過した方のみが抽選対象者になります。

問 2次審査（資格審査）を受けたら入居できますか。

答 2次審査を受けた全員が入居できるわけではありません。
2次審査通過者のうち、最高得点の8割以上の得点の申込者がいる場合、抽選により入居予定者（当選者）及び入居補欠者（補欠者）を決定します。
最高得点以外の申込者の得点が最高得点の8割未満の場合は、最高得点の申込者が入居予定者（当選者）となり、次点の申込者が入居補欠者（補欠者）となります。

問 一般住宅と特定目的住宅とポイント方式住宅は、誰でも三つとも申込みできますか。

答 特定目的住宅の申込資格・要件（32～38ページ）を満たす方は、三つともお申込みが可能です。（公営住宅に入居中の方は、4ページ3の資格も必要です。）

問 一般住宅・特定目的住宅とポイント方式住宅にそれぞれ申込みをした場合、全て落選したときは、落選回数は3回になりますか。

答 落選回数は、定時募集の一般住宅のみを対象としていますので1回となります。特定目的住宅とポイント方式住宅は、落選回数の対象とはなりません。

ポイント方式のお申込みからご入居まで

令和8年8月1日(土)～令和8年8月10日(月)

郵送受付は8月10日(月)までの消印があり、8月13日(木)までに指定の私書箱に必着のこと。
消印については、投函時刻が遅い場合、翌日の消印となることがありますのでご注意ください。

※ お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。

お申込み

※ 令和8年8月10日現在の家族構成でお申込みください。

※ 申込書に「申込世帯の収入の有無」など記入もれがある場合、加点されませんのでご注意ください。

1次審査

・8月下旬頃に「ポイント方式申込書」に記入されている内容を点数化(データ化)し、総合点の高い申込者(上位3位まで、3名以内の場合はその人数)を1次審査通過者として選出します。申込者が1名の場合はその方が1次審査通過者となり、10月下旬頃の最終審査(下記)を受けて頂きます。

1次審査結果の通知

令和8年8月下旬頃に各申込者へ「1次審査の結果通知」を郵送

2次審査

資格審査(面談)

・9月上旬頃に「ポイント方式申込書」の記載内容を審査するため、1次審査通過者から証明書類を提出いただきます。必要に応じて現地調査のうえ、点数の再計算を行います。提出いただく証明書類は、107ページを参照ください。
※資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合、指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、「失格」となります。

※ この証明書類を提出されても、必ずしも入居できるものではありません。
ご理解のうえポイント方式にお申込みください。

2次審査結果の通知

令和8年10月中旬頃に2次審査非通過者へ「落選通知」を郵送

・2次審査の点数が1次審査の上位4位以下の点数となった方は、2次審査非通過者となります。

抽 選 会

・令和8年10月中旬頃に抽選を行います。

2次審査通過者のうち、最高得点の8割以上の得点の申込者がいる場合、抽選により入居予定者及び入居補欠者を決定します。
最高得点以外の申込者の得点が最高得点の8割未満の場合は、最高得点の申込者が入居予定者となり、次点の申込者が入居補欠者となります。

※ 入居予定者とは「当選者」、入居補欠者とは「補欠者」です。

抽選結果の通知

令和8年10月下旬頃に「抽選結果のお知らせ」を郵送

最終審査

・必要書類を提出し審査を受けていただき、入居資格の有無について決定を行います。
※資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や記入内容が事実と異なる場合、指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、『失格』となります。
※必要書類の不備・不足がある場合は、入居時期が遅れることがあります。
※建築資材(修繕に必要な資材)の不足により、入居時期が遅延される可能性があります。

入居手続

鍵渡しの日など入居に関する詳細の案内は、管理センターから郵送されます。お受取り後、ご確認ください。

鍵渡しは、**令和8年12月末頃の予定です。**

※鍵渡しの際に、必要書類が提出できない場合は、許可が受けられないことがあります。

2次審査時に必要な書類の例

9月上旬頃に1次審査通過者から「ポイント方式申込書」の記入内容等を照合するため、下記の書類をご提出いただきます。

1. 必要書類

- ① 住民票
- ② 市民税・県民税（所得）証明書（18歳以上は収入が無くても必要）
生活保護受給中の方は、市民税・県民税（所得）証明書に代えて生活保護適用証明書
- ③ 上記②の証明書に記載されている収入の証明（給与証明書、年金のはがき、確定申告書の控等）
- ④ 上記②の証明書に記載されていない収入の証明（児童扶養手当証書、遺族年金・障害年金のはがき、年金生活者支援給付金通知書の控など）
- ⑤ 賃貸借契約書・住宅の広さ（㎡）を表示した書類
- ⑥ 家賃証明等
※戸籍謄本の提出が必要となる場合があります。
※マイナンバー（個人番号）の申請により、上記①・②の書類が省略できる場合があります。（申込者の世帯全員のものがが必要です。）

提出書類は、当選、落選にかかわらずお返しできません。

※源泉徴収票、年金のはがき、賃貸借契約書、家賃証明等を除く。

2. 申込書の裏面の該当する箇所に○印を付けた場合に必要な書類

- (1) No.7住宅の環境（1～5）の該当する番号に○印を付けた場合
 - ① 「昭和56年5月31日以前に着工された住宅に居住している」の場合は、所有者（家主）からの証明、又は地方法務局発行の不動産登記事項証明書等
 - ② 「住宅、寄宿舍又は共同住宅ではない」の場合は、所有者（家主）からの証明、又は地方法務局発行の不動産登記事項証明書等
 - ③ 「正当な立退要求を受けている」の場合は、所有者（家主）からの立退き要求の証明書
 - ④ 「3親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族以外の者と6ヶ月以上同居」の場合は、申込者と同居者それぞれの戸籍謄本及び住民票等
 - ⑤ 「住宅がないため、配偶者又は子と別居」の場合は、子を扶養していることが確認できる区役所等発行の所得証明書
- (2) No.9の該当する番号に○印を付けた場合
1から8の該当する箇所について証明することができる書類
- (3) No.10医療費の支払い金額を記入した場合
次の①から③のうち記入した金額を証明できる書類
 - ① 令和7年1月～12月までに医療機関に支払った世帯全員の領収書
 - ② 令和7年分の確定申告書の控（医療費控除記載欄）
 - ③ 医療保険者が発行する医療費通知

募集住宅一覧

ポイント方式住宅

「募集住宅一覧」の見方は22ページをご参照ください。

なお、月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは20ページをご覧ください。

風呂 …… 全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。

洗濯機置場 …… 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。

入居予定は令和9年1月1日から1ヶ月となります。
間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。



検索

神戸市営住宅一覧

1人以上

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 号 室	エレベーター	面積(m ²) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人 以 上	P-1	新本山第二 (平成7年度)	東灘区本山南町8丁目1番1	14階建 1号棟	○	49㎡ 2DK 和6洋5.4 DK6.3	31,600 ～ 47,100	(19) 倍	
			阪神「青木」駅 徒歩12分	2階 217号室					
	P-2	新本山第二 (平成7年度)	東灘区本山南町8丁目1番1	14階建 1号棟	○	49㎡ 2DK 和6洋5.4 DK6.3	31,600 ～ 47,100	(19) 倍	
			阪神「青木」駅 徒歩12分	6階 608号室					
	P-3	新本山第二 (平成7年度)	東灘区本山南町8丁目1番1	14階建 1号棟	○	49㎡ 2DK 和6洋5.4 DK6.3	31,500 ～ 47,000	(19) 倍	
			阪神「青木」駅 徒歩12分	11階 1115号室					
	P-4	新在家南 (平成7年度)	灘区新在家南町1丁目1番3	14階建 1号棟	○	50㎡ 2DK 和6洋5 DK6.3	30,100 ～ 44,900	(35) 倍	
			阪神「新在家」駅 徒歩6分	2階 205号室					
1 人 以 上	P-5	新在家南 (平成8年度)	灘区新在家南町2丁目1番	14階建 3号棟	○	39㎡ 1DK 和6 DK6.7	24,100 ～ 35,900	(6) 倍	
			阪神「新在家」駅 徒歩7分	5階 508号室					
	P-6	新在家南 (平成8年度)	灘区新在家南町2丁目1番	14階建 3号棟	○	39㎡ 1DK 和6 DK6.7	24,100 ～ 35,900	(6) 倍	
			阪神「新在家」駅 徒歩7分	10階 1009号室					
	P-7	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度)	灘区摩耶海岸通2丁目3番	14階建 8号棟	○	39㎡ 1DK 和6 DK7.8	24,500 ～ 36,400	(12) 倍	
			阪神「岩屋」駅 徒歩9分	3階 311号室					
	P-8	六甲 (平成9年度)	灘区六甲町5丁目7番1	8階建 1号棟	○	42㎡ 1DK 和6 DK8.5	27,400 ～ 40,800	(13) 倍	
			阪急「六甲」駅 徒歩12分	3階 305号室					

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
  工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

1人以上

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人 以 上	P-9	楠 (昭和47年度)	中央区楠町8丁目10番	12階建 2号棟	○	38㎡ 2DK 和6.6 DK5.5	19,400 ～ 29,000	(28) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照) 和式トイレ
			地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	4階 405号室					
	P-10	楠 (昭和47年度)	中央区楠町8丁目10番	12階建 2号棟	○	38㎡ 2DK 和6.6 DK5.5	19,400 ～ 29,000	(28) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照) 和式トイレ
			地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	5階 506号室					
	P-11	楠 (昭和50年度)	中央区楠町1丁目12番	14階建 4号棟	○	44㎡ 2DK 和6.6 DK5.9	23,700 ～ 35,300	(28) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
			地下鉄「大倉山」駅 徒歩1分	4階 409号室					
	P-12	筒井 (平成8年度)	中央区筒井町1丁目1番	11階建 4号棟	○	40㎡ 1DK 和6 DK8.6	24,600 ～ 36,700	(29) 倍	
			阪急「春日野道」駅 徒歩5分	9階 913号室					
	P-13	HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度) 	中央区脇浜海岸通3丁目2番	12階建 14号棟	○	39㎡ 1DK 和6 DK8	25,400 ～ 37,800	(10) 倍	
			阪神「春日野道」駅 徒歩6分	7階 702号室					
	P-14	御崎東 (昭和47年度) 	兵庫区御崎町1丁目3番10	9階建 1号棟	○	38㎡ 2DK 和6.4 DK5.7	18,700 ～ 27,900	(4) 倍	
			地下鉄「御崎公園」駅 徒歩6分	8階 807号室					
	P-15	パークサイド 御崎 (平成8年度)	兵庫区御崎町2丁目13番1	9階建 1号棟	○	40㎡ 1DK 和6 DK6.7	22,200 ～ 33,100	(26) 倍	
			地下鉄「御崎公園」駅 徒歩2分	6階 609号室					
	P-16	番町 (昭和50年度)	長田区四番町4丁目	14階建 20号棟	○	44㎡ 2DK 和6.6 DK5.9	20,000 ～ 29,700	(32) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
			神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	11階 1108号室					

 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

 近隣にサッカー競技場があり、騒音等が発生することがあります

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

1人以上

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人 以 上	P-17	番町 (平成7年度)	長田区四番町4丁目69番地 神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	14階建 39号棟	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.5	26,600 ～ 39,600	(32) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
				10階 1006号室					
				7階建 8号棟					
	P-18	重池 (平成7年度)	長田区重池町1丁目10番 地下鉄「上沢」駅 徒歩6分	3階 302号室	○	49㎡ 2DK 和6洋5.7 DK7.3	27,600 ～ 41,000	(15) 倍	
				9階建 9号棟					
				2階 213号室					
	P-19	重池 (平成30年度)	長田区重池町1丁目10番9号 地下鉄「上沢」駅 徒歩7分	8階建 14号棟	○	40㎡ 2K 洋6.4,5.6 K3.2	23,500 ～ 35,000	(未) 倍	
				4階 411号室					
				11階建 1号棟					
	P-20	房王寺 (平成26年度)	長田区房王寺町4丁目1番14 神戸電鉄「長田」駅 徒歩3分	9階 906号室	○	39㎡ 1DK 洋9.5 DK6	23,000 ～ 34,200	(未) 倍	
				11階建 1号棟					
				4階 407号室					
	P-21	細田 (平成4年度)	長田区細田町7丁目1番30 地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩5分	5階建 1号棟	○	45㎡ 2DK 和6洋5.8 DK4.8	25,900 ～ 38,600	(未) 倍	
				14階建 1号棟					
				5階 503号室					
	P-22	長尾 (平成8年度)	長田区長尾町1丁目1番1 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約5分「育英高校前」 徒歩3分	14階建 1号棟	○	39㎡ 1DK 和6 DK8.1	22,700 ～ 33,800	(0) 倍	
				14階建 1号棟					
				5階 503号室					
	P-23	神楽 (平成8年度)	長田区神楽町5丁目3番33 地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩4分	12階建 1号棟	○	41㎡ 1DK 和6 DK7.6	23,700 ～ 35,300	(未) 倍	
				10階 1007号室					
				10階 1007号室					
	P-24	日吉第二 (平成8年度)	長田区日吉町2丁目1番16 地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩4分	12階建 1号棟	○	41㎡ 1DK 和6 DK7.9	23,700 ～ 35,300	(40) 倍	
				10階 1007号室					
				10階 1007号室					

鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

1人以上

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 号	建 号						
1 人 以 上	P-25	久二塚西 (平成9年度) ㊦	長田区腕塚町6丁目1番16 地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩7分	13階建 1号棟		○	50㎡ 2DK 和6洋6 DK8		28,100 ～ 41,900	(89) 倍	
		東舞子 (平成23年度)	垂水区舞子台3丁目12番 JR「舞子」駅 徒歩9分	8階建 1号棟		○	51㎡ 2DK 和6洋5.9 DK6.6		28,900 ～ 43,000	(7) 倍	
	P-27	北舞子第四 (平成7年度)	垂水区北舞子2丁目6番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約8分「舞子 台3」 徒歩7分	10階建 2号棟		○	50㎡ 2DK 和6洋6.4 DK7.7		27,700 ～ 41,200	(5) 倍	
		北舞子第四 (平成7年度)	垂水区北舞子2丁目6番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約8分「舞子 台3」 徒歩7分	8階建 3号棟		○	50㎡ 2DK 和6洋6.4 DK7.7		27,700 ～ 41,200	(5) 倍	
	P-29	ベルデ名谷 (平成8年度) ㊦	垂水区名谷町字高曽2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	9階建 2号棟		○	51㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.7		26,100 ～ 38,900	(5) 倍	
		ベルデ名谷 (平成8年度) ㊦	垂水区名谷町字高曽2292番地10 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	15階建 3号棟		○	51㎡ 2DK 和6洋5 DK6.9		25,900 ～ 38,600	(5) 倍	
	P-31	ベルデ名谷 (平成8年度) ㊦	垂水区名谷町字梨原2349番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	15階建 5号棟		○	51㎡ 2DK 和6洋5 DK6.9		25,900 ～ 38,600	(5) 倍	
		ベルデ名谷 (平成8年度) ㊦	垂水区名谷町字梨原2366番地の2 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	20階建 7号棟		○	51㎡ 2DK 和6洋5 DK6.9		25,900 ～ 38,600	(5) 倍	
	P-32	ベルデ名谷 (平成8年度) ㊦	垂水区名谷町字梨原2366番地の2 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	8階 807号室		○					

㊦ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

㊦ 団地内は坂道が多くなっております

1人以上・2人以上

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人 以 上	P-33	西高丸 (平成22年度)	垂水区高丸6丁目5番3	7階建 3号棟	○	44㎡ 1LDK 和6 LDK11.1	24,000 ～ 35,700	(1) 倍	
			JR「垂水」駅より、山陽バス約7分「上高丸団地」徒歩8分	2階 202号室					
	P-34	新東多聞 (平成30年度)	垂水区学が丘6丁目1番1号	10階建 1号棟	○	40㎡ 2K 和6.8洋5.1 K4.9	21,300 ～ 31,700	(11) 倍	
			地下鉄「学園都市」駅より市・山陽バス約10分「学が丘4丁目」徒歩5分	7階 714号室					
	P-35	西大池第四 (平成13年度)	北区西大池2丁目6番	8階建 209号棟	○	51㎡ 2DK 和6洋6.1 DK7.9	24,600 ～ 36,600	(3) 倍	
2 人 以 上	P-36	からと中央 (平成30年度)	神戸電鉄「大池」駅 徒歩14分	5階 502号室	○	50㎡ 2DK 和5.7洋4.9 DK6.5	25,200 ～ 37,600	(未) 倍	要告知住宅(21ページ参照)
			北区唐櫃台3丁目23番2号	6階建 2号棟					
	P-37	塚の前南 (昭和51年度)	神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分	4階 401号室	○	50㎡ 3DK 和6.4洋3.5 DK7.2	28,400 ～ 42,200	(未) 倍	
	P-38	魚崎西 (昭和51年度)	東灘区住吉宮町1丁目2番1	5階建 1号棟	○	50㎡ 3DK 和6.4洋3.5 DK7.3	28,300 ～ 42,200	(5) 倍	
			阪神「住吉」駅 徒歩6分	5階 502号室					
2 人 以 上	P-39	青木南 (昭和54年度)	東灘区魚崎西町4丁目11番17	14階建 1号棟	○	52㎡ 3SDK 和6.6洋3 S2 DK6.9	29,300 ～ 43,700	(4) 倍	
	P-40	港島 (昭和54年度)	阪神「魚崎」駅 徒歩5分	4階 414号室	○	55㎡ 3SDK 和6.6洋3 S2 DK7.2	29,600 ～ 44,100	(3) 倍	
			東灘区青木6丁目8番38	14階建 70号棟					

 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
 テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます
 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

2人以上

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間 取 り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 数	号 室						
2 人 以 上	P-41	港 島 (昭和54年度) 	中央区港島中町2丁目4番地の1 ポートライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	14階建	70号棟	○	55㎡ 3SDK 和6,6洋3 S2 DK7.2	31,100 ～ 46,400	(3) 倍		
				14階	1414号室						
	P-42	港 島 (昭和54年度) 	中央区港島中町2丁目4番地の1 ポートライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	14階建	72号棟	○	55㎡ 3SDK 和6,6洋3 S2 DK7.2	31,100 ～ 46,400	(3) 倍		
				14階	1411号室						
	P-43	楠 (昭和57年度)	中央区楠町1丁目13番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	12階建	5号棟	○	52㎡ 3DK 和6,6洋4.5 DK7.2	30,400 ～ 45,200	(3) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)	
				7階	707号室						
	P-44	筒井 (平成8年度)	中央区筒井町1丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩5分	8階建	2号棟	○	60㎡ 3DK 和6,4.5洋5.4 DK8.9	37,300 ～ 55,500	(未) 倍		
				7階	701号室						
P-45	新中山手 (平成14年度)	中央区中山手通8丁目1番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩4分	5階建	1号棟	○	53㎡ 2DK 和6洋5.7 DK7.5	33,500 ～ 49,900	(9) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)		
			3階	306号室							
P-46	菊水 (昭和55年度)	兵庫区菊水町2丁目1番 地下鉄「湊川公園」駅より、市バス約6分「石井町」 徒歩6分	10階建	6号棟	○	56㎡ 3SDK 和6,6洋3.5 S2 DK8.2	28,300 ～ 42,200	(未) 倍			
			8階	803号室							
P-47	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	8階建	1号棟	○	56㎡ 3SDK 和6,6洋3 S2.4 DK8	30,800 ～ 45,900	(11) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)		
			2階	217号室							
P-48	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	8階建	1号棟	○	56㎡ 3SDK 和6,6洋3 S2.4 DK8	30,800 ～ 45,900	(11) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)		
			5階	504号室							

㊦ テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

2人以上

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 号	建 室						
2	P-49	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	10階建	2号棟 204号室	○	56㎡ 3SDK 和6.6洋5 S2.4 DK8		30,800 ～ 45,900	(11) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
				2階							
				204号室							
				5階建							
2	P-50	小河第二 (昭和63年度)	兵庫区小河通2丁目1番25 JR「兵庫」駅 徒歩8分	1号棟	3階 305号室	×	60㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK7		32,800 ～ 48,900	(未) 倍	
				3階							
				305号室							
				14階建							
2	P-51	駅前 (平成2年度)	兵庫区駅前通3丁目2番26 JR「兵庫」駅 徒歩6分	1号棟	12階 1205号室	○	58㎡ 3DK 和6.6洋5 DK7.2		33,200 ～ 49,400	(29) 倍	
				12階							
				1205号室							
				3階建							
2	P-52	番町 (平成8年度)	長田区五番町3丁目10番地 神戸高速「高速長田」駅 徒歩6分	32号棟	3階 316号室	○	60㎡ 3DK 和6.6洋4 DK8.5		31,700 ～ 47,200	(未) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
				3階							
				316号室							
				5階建							
2	P-53	大日丘第二 (昭和53年度)	長田区大日丘2丁目2番2 神戸電鉄「鶴越」駅 徒歩10分	1号棟	3階 302号室	○	50㎡ 3DK 和6.4洋3.5 DK7		24,400 ～ 36,400	(未) 倍	
				3階							
				302号室							
				5階建							
2	P-54	一番町 (昭和53年度)	長田区一番町3丁目1番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	14階建	2号棟 1101号室	○	50㎡ 3DK 和6.6洋4 DK6.7		23,100 ～ 34,400	(1) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以下 の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
				2号棟							
				11階							
				1101号室							
2	P-55	一番町 (昭和52年度)	長田区一番町5丁目1番地の1 地下鉄「長田」駅 徒歩9分	8階建	7号棟 803号室	○	50㎡ 3DK 和6.6洋3 DK7		24,100 ～ 35,900	(1) 倍	
				7号棟							
				8階							
				803号室							
2	P-56	高取山 (昭和63年度)	長田区高取山1丁目2番3 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約7分「鷹取団地前」 徒歩2分	9階建	1号棟 503号室	○	58㎡ 3DK 和6.4.5洋4.5 DK7.9		30,500 ～ 45,400	(未) 倍	
				1号棟							
				5階							
				503号室							

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

2人以上

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
	P-57	長田駅東 (平成14年度)	長田区四番町5丁目1 地下鉄「長田」駅 徒歩2分	15階建 1号棟	○	60㎡ 3DK 和6.6洋4 DK8.5	32,300 ～ 48,100	(8) 倍	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ【3】参 照)
				8階 806号室					
				12階建 1号棟		52㎡ 2DK 和6洋5 DK8.9	30,100 ～ 44,900		
				11階 1108号室					
	P-58	日吉第二 (平成8年度)	長田区日吉町2丁目1番16 地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩4分	4階建 1号棟	○	56㎡ 2DK 和8洋6.8 DK8.1	28,900 ～ 43,100	(未) 倍	
				4階 402号室					
				14階建 2号棟		64㎡ 3DK 和6.6洋4 DK8.5	35,800 ～ 53,300		
				12階 1208号室					
	P-59	松風 (昭和57年度)	須磨区松風町3丁目1番 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩6分	11階建 3号棟	スキップ ○ 非停止	58㎡ 3LDK 和6.6洋4 LDK9.3	32,900 ～ 48,900	(5) 倍	
				8階 806号室					
				12階建 1号棟		60㎡ 3LDK 和6.4.5洋5.4 LDK9.6	32,000 ～ 47,600		
				6階 604号室					
	P-60	松風第二 (昭和59年度)	須磨区松風町3丁目5番 JR「須磨海浜公園」駅 徒歩2分	12階建 1号棟	○	60㎡ 3LDK 和6.4.5洋5.4 LDK9.6	32,000 ～ 47,600	(1) 倍	
				1号棟					
				8階 808号室		50㎡ 3DK 和6.4洋3.5 DK7	25,100 ～ 37,300		
				9階建 13号棟					
	P-61	若草 (平成8年度)	須磨区車字道谷山2番地の1 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約26分「若草町」 徒歩6分	12階建 1号棟	○	60㎡ 3LDK 和6.4.5洋5.4 LDK9.6	32,000 ～ 47,600	(1) 倍	
				1号棟					
				8階 808号室					
				9階建 13号棟					
	P-62	若草 (平成8年度)	須磨区車字道谷山2番地の1 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約26分「若草町」 徒歩6分	12階建 1号棟	○	60㎡ 3LDK 和6.4.5洋5.4 LDK9.6	32,000 ～ 47,600	(1) 倍	
				1号棟					
				8階 808号室					
				9階建 13号棟					
	P-63	横尾 (昭和53年度)	須磨区横尾4丁目1番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	12階建 1号棟	○	60㎡ 3LDK 和6.4.5洋5.4 LDK9.6	32,000 ～ 47,600	(1) 倍	
				1号棟					
				8階 808号室					
				9階建 13号棟					
	P-64	横尾 (昭和53年度)	須磨区横尾4丁目1番地 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	12階建 1号棟	○	60㎡ 3LDK 和6.4.5洋5.4 LDK9.6	32,000 ～ 47,600	(1) 倍	
				1号棟					
				8階 808号室					
				9階建 13号棟					

 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
 団地内は坂道が多くなっております
 改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっておりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)



 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

2人以上

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	P-65	南落台 (昭和54年度) 	須磨区南落台4丁目1番 地下鉄「名谷」駅より、市バス約5分「南落台3丁目」徒歩1分	12階建 176号棟 9階 907号室	○	56㎡ 3SDK 和6.6洋3.5 S2 DK8.5	29,800 ～ 44,400	(未) 倍	
		本多間第五 (昭和61年度)	垂水区本多間3丁目1番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約15分「垂水警察署前」徒歩4分	5階建 29号棟 4階 401号室	×	57㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK5.7	27,100 ～ 40,300	(未) 倍	
		王居殿第二 (昭和61年度) 	垂水区王居殿2丁目10番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	4階建 1号棟 1階 107号室	×	58㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK6.6	29,100 ～ 43,400	(未) 倍	
	P-68	東多間 (昭和52年度)	垂水区学が丘6丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」徒歩5分	12階建 38号棟 6階 602号室	○	50㎡ 3DK 和6.4洋3 DK6.7	23,500 ～ 35,100	(0) 倍	
		狩口 (昭和61年度)	垂水区狩口台6丁目4番 JR「朝霧」駅 徒歩7分	5階建 5号棟 2階 203号室	×	62㎡ 3DK 和6.6洋5 DK6.3	33,200 ～ 49,400	(1) 倍	
		北舞子第二 (昭和63年度)	垂水区舞子台8丁目14番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞子小学校前」徒歩5分	5階建 10号棟 4階 403号室	×	60㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK6.4	31,100 ～ 46,400	(1) 倍	
	P-71	上高丸 (平成元年度)	垂水区上高丸1丁目1番 JR「垂水」駅より、市・山陽バス約4分「旭が丘」徒歩4分	7階建 2号棟 7階 703号室	○	61㎡ 3DK 和6.4.5洋4.5 DK10.7	31,900 ～ 47,500	(2) 倍	
		清水が丘 (平成5年度) 	垂水区清水が丘2丁目8番18 JR「垂水」駅より、山陽バス約15分「清水が丘」徒歩2分	14階建 1号棟 7階 702号室	○	64㎡ 3DK 和6.6洋5.3 DK8.9	33,200 ～ 49,400	(0) 倍	
	P-72								

 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

 テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます
 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

2人以上・3人以上

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				号 棟	階 数 号 室					
2 人 以 上	P-73	北舞子第四	垂水区北舞子2丁目6番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約8分「舞子 台3」 徒歩7分	8階建	○	60㎡ 3DK 和6.6洋5.5 DK8	33,300 ～ 49,500	(2) 倍		
		3号棟								
		6階 605号室								
	P-74	ベルデ名谷	垂水区名谷町字梨原2349番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」 徒歩4分	15階建	○	60㎡ 3DK 和6.4.5洋4.8 DK8.9	30,900 ～ 46,000	(3) 倍		
		5号棟								
		7階 709号室								
	P-75	西大池	北区西大池2丁目7番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	10階建	○	58㎡ 3LDK 和6.4.5洋4.5 LDK9.5	27,000 ～ 40,200	(0) 倍		
		101号棟								
		3階 304号室								
	P-76	西大池第二	北区西大池2丁目9番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分	14階建	○	64㎡ 3DK 和6.6洋5.5 DK9.8	30,000 ～ 44,600	(1) 倍		
201号棟										
5階 504号室										
P-77	西神井吹台	西区井吹台西町1丁目7番地 地下鉄「西神南」駅 徒歩10分	10階建	○	60㎡ 3DK 和6.4.5洋5 DK7.5	32,300 ～ 48,100	(12) 倍			
	11号棟									
	6階 608号室									
3 人 以 上	P-78	東川崎	中央区東川崎町5丁目1番1 JR「神戸」駅 徒歩9分	10階建	スキップ ○ 非停止	61㎡ 3DK 和6.6洋4.5 DK7.3	34,500 ～ 51,400	(未) 倍		
		1号棟								
		7階 710号室								
	P-79	雲井	中央区雲井通1丁目1番1 JR「三ノ宮」駅 徒歩7分	14階建	○	63㎡ 3LDK 和6.6洋5.6 LDK10	41,200 ～ 61,300	(未) 倍		
		1号棟								
		11階 1110号室								
	P-80	房王寺	長田区房王寺町4丁目2番 神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	5階建	×	61㎡ 3DK 和6.6.4.5 DK6	33,000 ～ 49,100	(0) 倍		
		12号棟								
		2階 206号室								

団地内は坂道が多くなっております



国道等が近い為騒音等が発生することがあります



テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます



3人以上・4人以上

申込 区分	申込 番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建 号 棟 階 数 号 室	エレベーター	面積(㎡) 間取り 畳 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
3 人 以 上	P-81	真陽第二 (平成8年度)	長田区西尻池町5丁目3番8 地下鉄「駒ヶ林」駅 徒歩7分	9階建 1号棟 3階 311号室	○	61㎡ 3DK 和6.6洋4.6 DK8.1	34,200 ～ 50,900	(未) 倍	
		日吉第二 (平成8年度)	長田区日吉町2丁目1番16 地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩4分	12階建 1号棟 7階 702号室	○	63㎡ 3DK 和4.5.6洋4.5 DK10	36,500 ～ 54,300	(1) 倍	
		西神南 (平成7年度)	西区井吹台西町1丁目2番地 地下鉄「西神南」駅 徒歩7分	14階建 1号棟 5階 517号室	○	69㎡ 4DK 和6.4.5洋5.4.5 DK8.1	36,800 ～ 54,800	(未) 倍	
4 人 以 上	P-84	大石東第二 (平成6年度)	灘区大石東町1丁目2番1 阪神「新在家」駅 徒歩3分	10階建 1号棟 7階 702号室	○	69㎡ 3DK 和6.6洋5.3 DK10.1	41,900 ～ 62,400	(1) 倍	
		新在家南 (平成6年度)	灘区新在家南町1丁目1番4 阪神「新在家」駅 徒歩6分	13階建 2号棟 3階 306号室	○	69㎡ 3DK 和8.6洋4.6 DK11.3	42,000 ～ 62,500	(未) 倍	
	P-86	港島 (昭和54年度)	中央区港島中町2丁目4番地の1 ポートライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	14階建 70号棟 13階 1301号室	○	69㎡ 3LDK 和6.6洋3.5 LDK15	37,500 ～ 55,800	(未) 倍	
		長田北 (平成元年度)	長田区北町3丁目4番地の1 地下鉄「長田」駅 徒歩6分	14階建 1号棟 12階 1205号室	○	75㎡ 4DK 和6.6.4.5洋5 DK7.4	40,800 ～ 60,700	(未) 倍	
	P-88	本多間第四 (昭和61年度)	垂水区本多間3丁目1番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約15分「垂水 警察署前」 徒歩2分	5階建 28号棟 2階 204号室	×	72㎡ 4DK 和6.6.6洋4 DK7.8	35,600 ～ 53,000	(未) 倍	

 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
 テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます
 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

4人以上

申込 区分	申込 番号	住 宅 名	所 在 地	階 建			エレベーター	面積(m ²)	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
		(建設年度) 注意マーク		交 通	号 棟	階 数		号 室			
4 人 以 上	P-89	ベルデ名谷	垂水区名谷町字高曽2292番地10 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」徒歩4分	15階建	3号棟	○	72㎡	36,600 ～ 54,500	(0) 倍		
		(平成8年度) !		7階			和6,6洋4,8,4.7 DK8.3				

! 団地内は坂道が多くなっております

令和8年8月定時募集「未申込住戸再募集」のご案内

令和8年10月2日（金）から、この入居申込案内書に掲載されている住戸のうち、申込みがなかった住戸の再募集を行います。

スケジュール

月日	時間	内容	備考
9/30（水）	8：45～	募集住戸一覧公表	窓口、電話、ホームページで確認可
10/2（金）	8：45～9：30	抽選受付	9：30 を過ぎて来られた方は、申込受付終了後の案内となります。
	9：30～	申込順番の抽選	申込受付番号決定 ※このページ下記参照
		申込受付	申込受付番号順に住宅を申込み
	13：00～ （予定）	常時募集受付開始	上記で申込のなかった住戸の申込受付 ※123 ページ参照

■申込みの順番を決定する抽選（住戸の申込みは先着順ではありません）■

受付日時 令和8年10月2日（金）8時45分～9時30分

抽選開始 9時30分～

受付場所 新長田合同庁舎8階 （一財）神戸住環境整備公社 会議室

※抽選会場への入場は1世帯1名とさせていただきます。

※書類の用意は不要です。

■申込受付番号票の番号順に住宅申込■

当日は住宅の決定のみで書類審査は後日行います

※資格確認等審査のため、必要書類をご用意のうえ、指定の日時にお越しいただきます。

※審査の結果、申込資格を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合、指定期日までに審査を受けなかった場合、必要書類の提出がない場合等は、失格となります。

申込資格

（1）2～3ページに記載の申込資格[1]～[5]まで、全ての項目にあてはまる世帯。

※申込み時点の家族構成でお申込みください。

※2ページ[2]（2）にあてはまらない単身世帯の方でも、常時募集の住戸に申込みことができる場合があります。

（2）特定目的住宅を申込まれる場合は、上記に加えて32～38ページに記載の資格・条件も必要となります。

（3）現在、公営住宅（市営・県営）に入居中の方は、申込資格を満たしていても、4～5ページに記載の「3 公営住宅に入居中の方の申込資格」にあてはまらない場合は、お申込みできません。

「未申込住宅再募集」および「常時募集」で申込受付後に辞退されますと、資格審査前であっても、一般住宅の抽選倍率優遇制度（30 ページ参照）における、落選回数の履歴がなくなり、次回の定時募集から落選回数が「0回」となりますので、ご注意ください。

また、申込受付後に3回以上辞退を繰り返される方は、住宅にお困りになっていないと判断する場合があります。

常時募集のお申込みからご入居まで

令和8年10月2日（金）午前中の「未申込住戸再募集」申込受付のため、常時募集の受付は、10月1日（木）17時から10月2日（金）13時（予定）までの間、休止します。

お申込み

「住民票（世帯全員の「続柄」記載）」及び「市民税・県民税（所得）証明」を提出のうえ、窓口でご希望の住宅をお申込みください。
申込資格はお申込みの日現在の家族構成と収入を原則とします（基準日）
※生活保護受給中の方は、「生活保護適用証明書」（世帯全員分）を「市民税・県民税等証明書」の代わりに提出してください。

申込資格等の確認

お申込みの時点で、申込資格について確認させていただき、資格審査に必要な書類をご案内します。
※確認の結果、申込資格を満たしていない場合は、受付できません。

資格審査

必要書類をご提出のうえ審査を受けていただき、入居資格の有無について、決定を行います。
※審査の結果、入居資格を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合、指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、『失格』となります。

入居手続

鍵渡しは、資格審査が滞りなく進んだ場合はお申込み受付から2ヶ月後の末頃です。
お申込みされた住宅の修繕状況や、必要書類の不備・不足がある場合は、3ヶ月後の末頃になる予定です。
鍵渡しの日など入居に関する詳細の案内は、管理センターから郵送されます。
お受け取り後、ご確認ください。
※建築資材（修繕に必要な資材）の不足により、入居時期が延期される可能性があります。
※鍵渡しの際に必要な書類が提出できない場合は、入居許可が受けられないことがあります。

※ 前ページに記載の「**□□□□**」内の注意事項もご覧ください。

【インターネット（e-KOBE【神戸市スマート申請システム】）での申込み】

■e-KOBE に掲載する申込みフォームに必要事項を入力の上申込んでください。

※申込みフォームは8月1日(土)から8月10日(月)まで掲載します。

※e-KOBE の受付終了時刻は8月10日(月) 24 時 00 分です。

それまでに、すべての入力が入力が完了した後に表示される確認画面で申込内容を確認いただいた後、「申請する」ボタンをクリックしてください。入力途中で受付終了時刻を過ぎた場合は、受付できません。

・e-KOBE ホームページ

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>



■e-KOBE は事前に利用者登録が必要です。

※すでに、利用者 ID をお持ちであれば、あらためての登録は不要です。お持ちの利用者 ID をご使用ください。

※利用者登録の手順は下記 URL の動画をご覧ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/kurashi/registration/application.html>



※e-KOBE についてわからないことがありましたら「よくあるご質問」をご覧ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/faq>



※e-KOBE をご利用いただくために推奨するパソコン、スマートフォンの環境は、以下の「OS」、「ブラウザ」をご確認ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/requirement>



■「神戸市営住宅定時募集」申込方法

○パソコン（画面は令和8年5月時点のものです）

- ・e-KOBE ホームページ左上部の「手続き一覧（個人向け）」をクリック



- ・「申請できる手続き一覧」画面にて、「神戸市営住宅定時募集」のうち、申込まれる住宅の種類（ポイント方式住宅、または、一般住宅・特定目的住宅）を選択
※表示位置は閲覧時期により異なります。



○スマートフォン（画面は令和 8 年 5 月時点のものです）

- ・e-KOBE ホームページ右上部の三本線をタップし、表示される画面から「手続き一覧（個人向け）」をタップ



- ・「申請できる手続き一覧」画面にて、「住まい・水道・下水道」をタップし、表示されるリストから「住宅・建築」を選択



- ※表示位置は閲覧時期により異なります。

手続き一覧（個人向け）

該当件数 30 件

 全件表示

神戸市営住宅定時募集(ポイント方式住宅) 令和 年 月募集

建築住宅局

神戸市営住宅定時募集(一般住宅・特定目的住宅) 令和〇〇年〇〇月募集

建築住宅局

※ご入力の際には、ご一緒に入居される親族（家族）の方全てをそれぞれでご入力下さい。

■e-KOBE による通知の確認方法

◇電子メールの確認

○パソコン、スマートフォン共通

- ・「e-kobe_official@tkc.co.jp」から届いた、「【e-KOBE】神戸市営住宅定時募集(一般住宅・特定目的住宅、または、ポイント方式住宅)・・・」の電子メールを開いて、本文を確認。
- ※次の表示がある場合は、リンクによりマイページへ

・・・・・・・・「マイページ」からご確認頂けます。
[e-KOBE]
<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

※さらに、次の表示があれば、リンクからマニュアル参照画面へ

確認方法はこちらのマニュアルをご参照ください。
https://www.city.kobe.lg.jp/documents/50303/e-kobe_manual_1_mypage.pdf

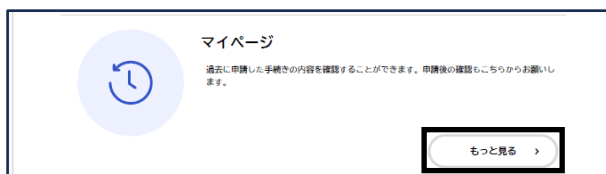
◇「マイページ」での操作

○パソコン（画面は令和8年5月時点のものです）

- ・e-KOBE ホームページ右上部の「ログイン」をクリック



- ・ログイン後のホームページを下にスクロールして、「マイページ」右下の「もっと見る」をクリック

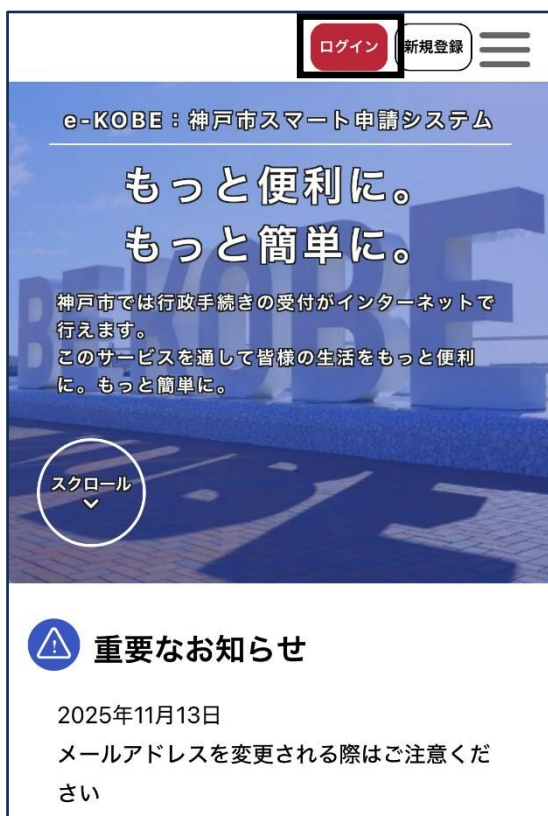


- ・「マイページ」画面「申込履歴・委任状の確認」の右下部「申請履歴一覧・検索」をクリック

- ・「申請履歴一覧」画面右側の「申請履歴一覧」から該当する申込を選択

○スマートフォン「(画面は令和8年5月時点のものです)」

- ・e-KOBE ホームページ上部の「ログイン」をタップ



- ・ログイン後のホームページを下にスクロールして、「マイページ」下部の「もっと見る」をタップ



- ・「マイページ」画面の「申込履歴・委任状の確認」の右下部「申請履歴一覧・検索」をタップ

- ・「申請履歴一覧」画面下部の「申請履歴一覧」から該当する申込を選択

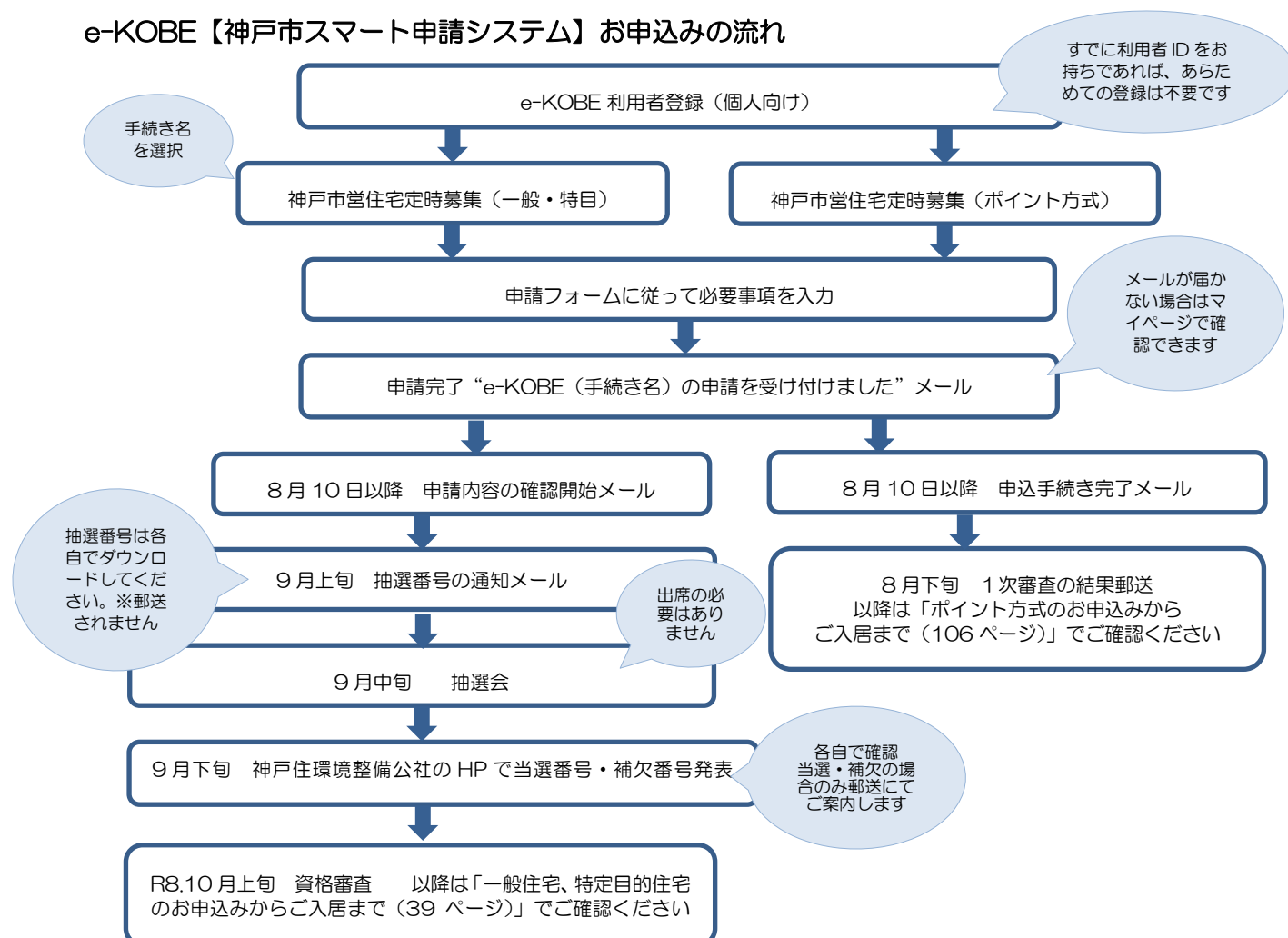
注意事項

1. この「入居申込案内書」をよく確認しながらお申込みください。
2. 1世帯につき各種類（一般住宅、特定目的住宅、ポイント方式住宅）1住宅ずつお申込みができます。なお、申込者・同居親族に関わらず同じ方が同じ種類の住宅で複数のお申込みを行った場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となりますので、ご注意ください。
3. e-KOBE で申込まれる方は、この「入居申込案内書」に添付の「入居申込書」でお申込みにならないよう、また、既に「入居申込案内書」に添付の「入居申込書」でお申込みになった方は e-KOBE でお申込みにならないようご注意ください。全てのお申込みが無効となります。なお、一般住宅と特定目的住宅を e-KOBE と「入居申込書」に分けて別々に申し込まれた場合も全てのお申込みが無効となりますので、ご注意ください。
4. 入居しようとする人数が本人も含めて11人以上の場合、または別居扶養が2人以上の場合は、e-KOBE でのお申込みはできません。この「入居申込案内書」に添付の「入居申込書」（区役所等で配布または市ホームページでダウンロード可）による郵送でお申込みください。
5. 申込内容等に不備があった場合（申込資格を満たしていない、事実と異なる内容が入力されている、当選後に必要な書類が提出できない等）は失格となります。
6. e-KOBE での申込後の取り消し、申込内容の修正は、募集期間内のみ可能です。取り消しはマイページから申請を『取下げ』にします。修正の場合は、『取下げ』後、修正を行い、あらためて募集期間内にお申込みください。

その他

- ・一般住宅、特定目的住宅の各申込者への「抽選番号」は、9月上旬頃に通知するメールを確認のうえ、『e-KOBE』のマイページからダウンロードしてください。

e-KOBE【神戸市スマート申請システム】お申込みの流れ



神戸市営住宅の募集以外の各種ご案内

- ・ 神戸市すまいの総合窓口 すまいるネット

高齢者のすまい探し・住み替え先選びのご相談等

- ・ インナーシティ 高齢者向け民間賃貸住宅家賃補助制度

- ・ 神戸市ひとり親世帯家賃補助制度



高齢者向け（60歳～）

家賃補助のある 民間賃貸住宅 があります

-インナーシティ 高齢者向け民間賃貸住宅家賃補助制度-

対象の 民間賃貸マンションに 入居する高齢者に、
所得に応じて 神戸市が 家賃を補助する制度です。

（長田区 7 棟・兵庫区 4 棟・灘/中央/垂水 区 各1棟）



物件情報などはこちらから⇒

神戸市 インナー補助

検索



◆ 入居 までの流れ

申請者	入居資格※ の確認
申請者とオーナー	物件の内覧・賃貸借契約説明 ⇒ 賃貸契約
申請者と神戸市	補助金申請書類の提出 ⇒ 神戸市が審査・家賃補助決定

※入居資格 ①～③の全てに該当すること

- ① 申込日現在 満60歳以上 であること
- ② 下記のような理由により 住宅に困窮 していること
 - ・ほかの世帯と同居していて、便所または炊事場が共同
 - ・部屋が狭い
 - ・正当な事由により立ち退き要求を受け、
明渡期限が確定している、など
- ③ 自炊などの日常生活のことを ご自身でできる健康状態 であること
（要介護認定 を受けていないこと）

※自宅を所有していたり、現在公営住宅にお住まいの場合などは対象外です。

◆問い合わせ先 神戸市建築住宅局政策課（高齢者向け民間賃貸住宅家賃補助担当）

078-595-6501

平日 9：00～15：00

※市営住宅の窓口ではありません

神戸市 ひとり親世帯家賃補助制度

家賃を毎月15,000円補助します！

補助期間 | 最大6年間（一番下の子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

主な対象要件

2026年1月1日以降に引越したひとり親世帯が対象です。

①から⑦を全て満たす必要があります。

- ① 世帯全員の合計所得が市営住宅の収入基準（政令月収158,000円以下）を満たすこと。
- ② 公営住宅（市営住宅・神戸市内の県営住宅）に1回以上落選したことがあること。
※住み替えを行う直前の住宅に居住している間に申込みをしたこと。また、住み替えを行う日以前3年間に申込みをしたこと。
- ③ より良い住環境（例えば、従前住宅より居住面積が広くなる、子どもの通学が便利になるなど）の賃貸住宅へ住み替えていること。
- ④ 良好な住環境の賃貸住宅に入居すること。
（新耐震基準に適合・住戸専有面積25平方メートル以上）
※昭和56年5月以前に着工された住宅の場合、新耐震基準と同等の耐震性を有することが確認できること。
- ⑤ 申請時の住所に引越す前から神戸市に在住、または在勤していること。
- ⑥ 申請時の住所に引越しを行う前の住居が公営住宅でないこと。
- ⑦ 生活保護法に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法に規定する住居確保給付金を受給していないこと。

他にも要件があります。詳しくはホームページをご覧ください。



申請の流れ

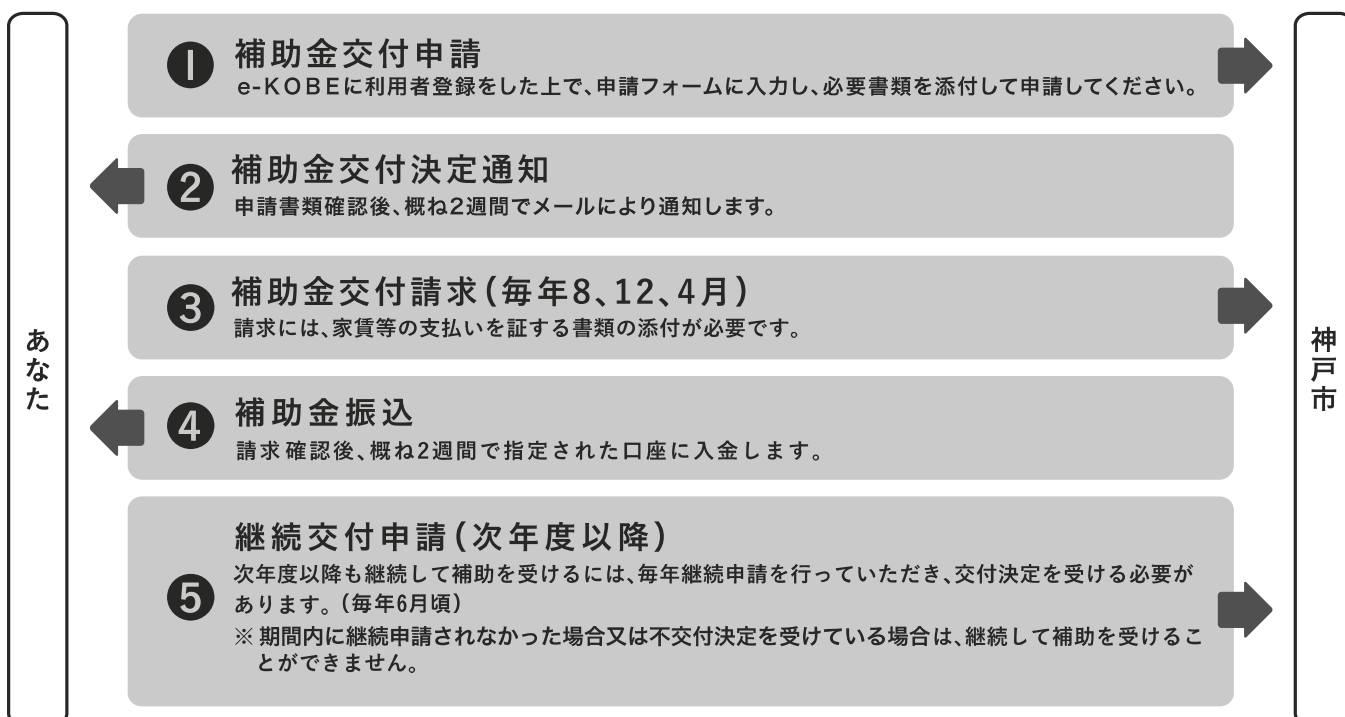
申請や請求は全て電子申請（e-KOBE）です。

補助の対象要件を満たすか事前によく確認のうえ、必要な書類を準備してから申請をおこなってください。

電子申請（e-KOBE）



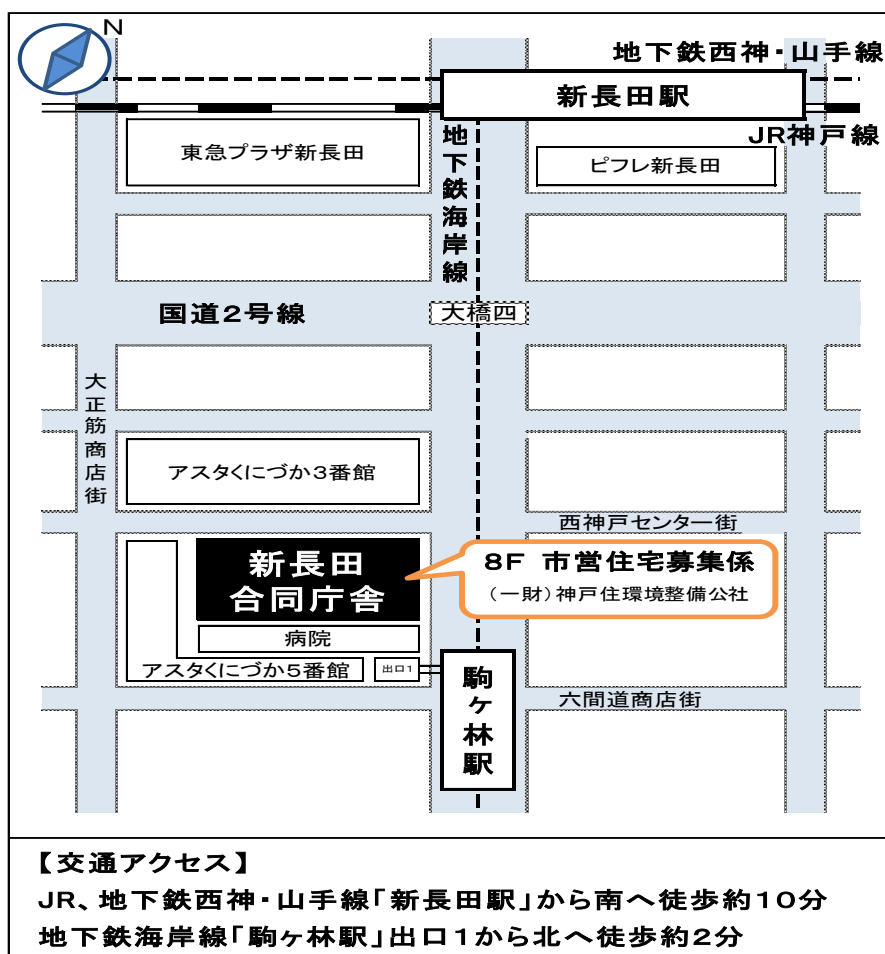
対象要件・必要書類



【 市営住宅の募集に関するお問い合わせ先 】

(一財)神戸住環境整備公社 市営住宅募集係

〒653-8768 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎8階



電話番号 : (078) 647-9804

受付時間 : 午前9時00分 ~ 午後5時00分

休業日 : 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始

※電話でのお問い合わせの際は、おかけ間違いのないようご注意ください。



神戸住環境整備公社
ホームページ